



福原長者原遺跡

—福岡県行橋市南泉所在古代官衙遺跡の調査—

行橋市文化財調査報告書 第58集

2016

行橋市教育委員会





序

福原長者原遺跡の発掘調査は、平成 8 年度の県道拡幅にともなう発掘調査に始まり、平成 27 年度の地中レーダー探査まで、10 次にわたって行われました。その間、九州歴史資料館による東九州自動車道関連の発掘調査、行橋市教育委員会による範囲内容確認調査により、四方を大きな溝で囲んだ、約 150 m の区画の中に八脚門、回廊状遺構、大型掘立柱建物などが建ち並ぶことが確認されました。

本書は、これまでの調査の総括報告書となります。

約 1300 年余前に造られたこの遺跡は、九州では「遠の朝廷」と呼ばれた大宰府政府に次ぐ大規模な古代官衙の政府跡であることがわかりました。この地域が古代九州においてとりわけ重要な場所であったことを示す発見で、このことは私たち市民の誇りでもあります。

この調査を記録した本書が地域の歴史や文化財への理解を深めるとともに、日本の古代社会の解明に些かなりとも寄与できれば幸いです。

発掘調査から報告書の作成に至るまで、福原長者原遺跡調査指導委員会をはじめ、文化庁・福岡県教育委員会・九州歴史資料館や、地元の関係各位には、多大なご指導とご協力をいただきました。ここに記して、深甚なる感謝の意を表します。

市といたしましては、全国的にも貴重なこの遺跡の保存と活用に向けて今後とも力を注いでまいります。関係各位には引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ刊行の言葉といたします。

平成 28 年 3 月 31 日

行橋市教育委員会
教育長 笹山 忠則



例　　言

1. 本書は、古代官衙遺跡の範囲内容解明及び保存にかかる資料を得る目的として発掘調査を実施した福岡県行橋市南泉二丁目ほかに所在する「福原長者原遺跡」(ふくばるちょうじやばるいせき)の発掘調査報告書である。
2. 本書には、道路工事を契機としてはじまった平成8・9年度の県道長尾柳田平島線の拡幅関連調査(第1・2次調査)、東九州自動車道の建設関連調査(第3次調査)、遺跡の範囲内容確認調査(第4～9次調査)、および地中レーダー探査(第10次調査)までの内容を収録した。本報告書は、福岡県教育委員会、九州歴史資料館、および行橋市教育委員会の発掘調査の内容を纏めたものであり、本遺跡の調査報告書の第3冊目にある。
3. 発掘調査は、平成8・9年度に県道長尾柳田平島線拡幅工事に伴い福岡県教育委員会が実施し、平成22～24年度に東九州自動車道建設に伴い福岡県教育委員会(組織改変に伴い、平成23年度からは九州歴史資料館)が実施した。平成24～26年度に、国・県より補助を受けて行った範囲内容確認調査については、行橋市教育委員会と九州歴史資料館が共同で調査を実施した。
4. 遺構の実測図は、各調査の担当者もしくは補助員が作成したものである。
5. 出土遺物の整理復元作業・実測作業等は、既に各報告書報告時の担当者、整理作業員が行っているが、平成24年度以降の範囲内容確認調査連続の遺物整理復元は佐々木豊子、枝吉恵美が行い、遺物の実測図作成・遺構遺物図は、天野正太郎、定野美津子、松尾留衣、鎌田尚子、奥野康代、松本まゆみが行った。その他特殊遺物については、九州歴史資料館の小田和利、杉原敏之、大庭孝夫が行った。
6. 遺構および遺物の写真撮影は各担当者が行った。また空中写真は九州航空株式会社および東亜航空技研株式会社に依頼した。＊の写真は九州歴史資料館が撮影し、同館で保管している。
7. 地中レーダー探査は桜小路電機有限会社に委託した。
8. 発掘調査で出土した遺物、調査の記録類、写真、実測図等は、九州歴史資料館と行橋市教育委員会で保管している。
9. 本書に用いた遺構の略号は、SB(掘立柱建物・門)、SA(回廊状遺構・槽)、SD(溝・雨落溝)、SE(井戸)、SK(土坑)、SH(堅穴建物)、SX(整地層・その他)、P(柱穴)である。
10. 本書の遺構実測図で使用した方位は、県道拡幅関係の第1・2次調査は磁北で、日本測地系である。その他の地点では、座標は平面直角座標系第II系の座標で、世界測地系の数値である。なお、方位は原則座標北を示す。
11. 本書の執筆分担は以下のとおりである。
第I・II・III章　中原博
第IV章　(1)～(5) 杉原、(6) 中原
第V章　(1) 天野、(3)(4) 小田、(2)(5)(6) 大庭、(7) 杉原
第VI章　(1) 大庭、(2) 西口和彦(桜小路電機有限会社)
第VII章　(1)(4)(5) 杉原、(2)(3) 林部均
第VIII章　小川秀樹
12. 本書の編集は九州歴史資料館の協力を得て、行橋市教育委員会が行った。



本文目次

第Ⅰ章はじめ	1
(1) 調査の経緯と経過	1
(2) 調査体制	2
第Ⅱ章位置と環境	4
(1) 地理的環境	4
(2) 歴史的環境	5
第Ⅲ章各地区の調査概要	9
第Ⅳ章検出遺構	25
(1) 基本層序	25
(2) 挖立柱建物	25
(3) 門	34
(4) 回廊状遺構・柵	39
(5) 区画溝等	42
(6) その他の遺構	47
第Ⅴ章出土遺物	55
(1) 土器	55
(2) 瓦類	64
(3) 陶硯	66
(4) 製塙土器	67
(5) 鋳造・鍛冶関連遺物	68
(6) 金属製品	71
(7) 石製品	72
第Ⅵ章関連諸分野の調査	74
(1) 鋳造・鍛冶関連遺物の調査 金属分析	74
(2) 福原長者原遺跡地中レーダー探査	75
第Ⅶ章政庁の構造と歴史的位置	83
(1) 主要遺構の検出状況と時期	83
(2) 政庁周囲の空閑地と大溝	85
(3) 政庁の造営尺と年代	88
(4) 諸施設の構造と政庁の復元	91
(5) 福原長者原遺跡の歴史的特質	94
第Ⅷ章総括	97
(1) 調査成果	97
(2) 課題と展望	98



図 版 目 次

*は九州歴史資料館が撮影し同館が保管している。

- | | |
|--|---|
| <p>図 版 1 福原長者原遺跡（手前）と豊前国府跡（奥）
空撮（北西から）</p> <p>図 版 2 1. 政字城 空撮（上が北）
2. SB010 空撮（上が北）</p> <p>図 版 3 1. SB010・011・018 空撮（上が北）
2. SB010 東側（北から）</p> <p>図 版 4 1. SB001・002（北から）*</p> <p>2. SB012（南から）*</p> <p>図 版 5 1. SB014（南から）*</p> <p>2. SB015（南から）*</p> <p>図 版 6 1. SB016・017, SA038・039（東から）
2. 第3次 SA030 南側（東から）*</p> <p>図 版 7 1. SB010（北東から）
2. SB010・011・018（東から）
3. SB010・011（西から）
4. SB010 柱穴断面（北から）
5. SX170 断面（北から）
6. SB001 柱穴P9 断面（西から）*</p> <p>7. 第5次 SB003・004（南西から）
8. 第5次 SB003 柱穴断面、SD055 断面
(南から)</p> <p>図 版 8 1. 第5次 SB003〔Ⅱ期〕柱穴断面（南西から）
2. 第5次 SB003 柱穴断面（南から）
3. 第5次 SB003〔Ⅱ期〕柱穴断面（南から）
4. SB012 柱穴P3 断面（東から）*</p> <p>5. SB014 柱穴断面（南から）*</p> <p>6. SB015 柱穴P1 断面（北から）*</p> <p>7. SB015 柱穴P3 断面（北から）*</p> <p>8. 第4-1次 調査区 空撮（上が北）</p> <p>図 版 9 1. 第4-1次 調査区北側（南東から）
2. SB016・017（北から）
3. SB016・017（東から）
4. SB016・017（南から）
5. SB018 柱穴断面（東から）
6. SB018 柱穴断面（西から）
7. SB018 柱穴断面（東から）
8. SB021・022 柱穴P4 断面（北から）*</p> | <p>図 版 10 1. 第4-1次 SA030 柱穴断面（東から）
2. 第3次 SA030 柱穴断面（西から）*
3. 第3次 SD070 断面（南から）*
4. 第3次 SD055 断面（南から）*
5. 第3次 SD055 断面（北から）*
6. 第4-1次 SD055 断面（南西から）
7. 第3次 SD055 断面（北から）*
8. 第3次 SD055 断面（南から）*</p> <p>図 版 11 1. 第8次 調査区全景（南から）
2. 第8次 SD050（西から）
3. 第8次 SD050 断面（東から）
4. 第8次 SD050 断面（西から）
5. 第9次 SD050（南から）
6. 第9次 SD050（西から）
7. SD064（南から）
8. SD064 断面（南から）</p> <p>図 版 12 1. SD065（南から）
2. SD063（西から）
3. SH110（南から）*
4. SE080（北から）*
5. SE080 遺物出土状況（北から）*
6. SK082（南東から）*
7. SK083（東から）*
8. SX160 頸椎器出土状況（南から）</p> <p>図 版 13 出土遺物</p> <p>図 版 14 出土遺物</p> <p>図 版 15 出土遺物</p> <p>図 版 16 出土遺物</p> |
|--|---|



挿 図 目 次

第 1 図	福原長者原遺跡周辺の台地及び丘陵地の想定範囲	4
第 2 図	周辺遺跡分布図 (1/80,000)	7
第 3 図	福原長者原遺跡全体図 (1/1,200)	10
第 4 図	福原長者原遺跡調査区域図 (1/1,500)	11
第 5 図	1・2次調査区 (1/400)	12
第 6 図	3・3-2・5次調査区 (1/1,000)	12
第 7 図	4-1次調査区 (1/200)	13
第 8 図	4-2次調査区 (1/200)	13
第 9 図	4次調査区土層実測図 (1/60)	14
第 10 図	5次調査区土層実測図① (1/60)	16
第 11 図	5次調査区土層実測図② (1/60)	17
第 12 図	6次調査区 (1/200)	19
第 13 図	6次調査区土層実測図① (1/60)	20
第 14 図	6次調査区土層実測図② (1/60)	21
第 15 図	7次調査区 (1/200)	22
第 16 図	7次調査区南北・東西土層実測図 (1/60)	23
第 17 図	8次調査区 (1/200)	24
第 18 図	9次調査区 (1/200)	24
第 19 図	9次調査区土層実測図 (1/60)	24
第 20 図	SB010・011 実測図 (1/80)	27・28 (折込み)
第 21 図	SB012 実測図 (1/80)	29
第 22 図	SB014 実測図 (1/80)	30
第 23 図	SB015 実測図 (1/80)	31
第 24 図	SB016・017、SA038・039 実測図 (1/80)	32
第 25 図	SB018 実測図 (1/80)	33
第 26 図	SB021・022 実測図 (1/80)	34
第 27 図	SB001・002 実測図 (1/80)	35
第 28 図	SB003・004 実測図 (1/80)	36
第 29 図	SA030・033、SD070 実測図① (1/80)	37
第 30 図	SA030・033、SD070 実測図② (1/80)	38
第 31 図	SA030・040 実測図 (1/80)	39
第 32 図	SD055・050 実測図① (1/250、1/100)	40
第 33 図	SD055・050 実測図② (1/250、1/100)	41
第 34 図	SD050 土層実測図 (1/60)	43
第 35 図	SD063・064 土層実測図 (1/60)	45
第 36 図	SH110～112 実測図 (1/60、1/30)	46
第 37 図	SE080 実測図 (1/40)	48
第 38 図	SK081～086 実測図 (1/40)	50
第 39 図	SK087 実測図 (1/80)	51



第 40 図	SK088・089・099・102・103・106・107 実測図 (1/40).....	52
第 41 図	SK104・105 実測図 (1/40).....	53
第 42 図	SK108 実測図 (1/40).....	54
第 43 図	土器実測図① (1/3).....	60
第 44 図	土器実測図② (1/3).....	61
第 45 図	土器実測図③ (1/3).....	62
第 46 図	土器実測図④ (1/3).....	63
第 47 図	瓦実測図 (1/3).....	65
第 48 図	定形規・軸用規実測図 (1/3).....	66
第 49 図	製塙土器実測図 (1/3).....	67
第 50 図	鋳造・鍛冶関連遺物実測図① (1/3).....	70
第 51 図	鋳造・鍛冶関連遺物実測図② (1/3).....	71
第 52 図	鋳造・鍛冶関連遺物実測図③ (1/4).....	72
第 53 図	鉄製品実測図 (1/2).....	72
第 54 図	石製品実測図 (1/3).....	73
第 55 図	地中レーダー測定範囲図.....	77
第 56 図	1 地区地中レーダー南北走査線図.....	77
第 57 図	2 地区地中レーダー南北走査線図.....	78
第 58 図	1 地区タイムスライス平面図.....	79
第 59 図	2 地区タイムスライス平面図.....	79
第 60 図	1・2 地区断面図.....	80
第 61 図	1 地区成果合成図.....	81
第 62 図	2 地区成果合成図.....	82
第 63 図	福原長者原遺跡復元図 (1/1,000).....	86
第 64 図	藤原宮とその周辺の空闊地.....	87
第 65 図	郡山遺跡の空闊地と外堀.....	87
第 66 図	II 期政庁復元図 (1/2,000).....	93
第 67 図	I 期筑後國府.....	95
付 図	福原長者原遺跡遺構配置図 (1/500)	

表 目 次

第 1 表	福原長者原遺跡調査指導委員会 委員一覧.....	2
第 2 表	福原長者原遺跡遺構一覧表.....	22
第 3 表	土器一覧表①.....	55
第 4 表	土器一覧表②.....	56
第 5 表	土器一覧表③.....	57
第 6 表	土器一覧表④.....	58
第 7 表	土器一覧表⑤.....	59
第 8 表	瓦一覧表.....	64
第 9 表	鋳造・鍛冶関連遺物一覧表①.....	68
第 10 表	鋳造・鍛冶関連遺物一覧表②.....	69
第 11 表	鋳造・鍛冶関連遺物一覧表③.....	69
第 12 表	鋳造・鍛冶関連遺物一覧表④.....	69
第 13 表	金属製品一覧表.....	71



第Ⅰ章 はじめに

(1) 調査の経緯と経過

第1・2次調査 福原長者原遺跡は遺跡地図(福岡県教育委員会 1976『福岡県遺跡等分布地図(行橋市・京都郡編)』)では「長者原遺跡」の名で、石棺墓として登録されていた。県道長尾稗田平島線拡幅工事に伴い、福岡県教育委員会の発掘調査により大規模な溝の一部が検出されたのが平成8・9年度の調査であり、平成12年度報告(福岡県教育委員会 2000『寄原遺跡 長者原遺跡』福岡県文化財調査報告書第148集)では、官衙あるいは居館的な性格をもった大規模な遺跡の存在が想定された。

第3次調査 東九州自動車道建設工事に伴い、平成19年度に福岡県教育委員会が確認調査を実施し、直径1mを超える柱穴を伴う掘立柱建物が複数検出され、官衙遺跡の存在が確実になったため、本調査に際して、関係機関と協議の上、遺構の保存について考慮しながら本調査を進めた。

平成22～24年度に東九州自動車道建設工事に伴う調査において、掘立柱式の八脚門、回廊状遺構、掘立柱建物、区画溝等が検出され、約150m四方の区画施設を持つ国府級の政庁が想定されることとなった。関係組織と協議を行い、盛土工法で現地保存を行った。

第4次調査以降 行橋市教育委員会では平成24年度より国庫補助を受け、政庁諸施設や規模を確定するために範囲内容確認調査を継続的に実施してきた。なお、調査にあたっては行橋市と九州歴史資料館とで「福原長者原遺跡発掘調査・研究に関する協定書」を締結し、共同調査として行った。

調査は、政庁北側における遺構確認(第4次調査)、政庁区画施設南側における遺構確認(第6次調査)、正殿地区における中心建物の確認(第7次調査)、北側区画溝の確認(第8次調査)、Ⅱ期南門の周辺におけるⅠ期南門の有無確認、区画溝の確認(第9次調査)をそれぞれ行った。また、一部工事立会による緊急調査(第5次調査)をしている。平成27年度には、牧草地として使用されている箇所や市道部分など発掘調査が困難な箇所において、建物配置やⅠ期南門、区画溝の有無確認を目的として地中レーダー探査(第10次調査)を行った。第1～10次まで各調査次数の概要については、第Ⅲ章にまとめてあるので参照いただきたい。

また、市、県、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協議し、道路占用許可を得て、平成26年度に東九州自動車道の一角、南門周辺(972m²)について遺跡の整備を行った。溝と柱穴の場所を芝生広場の中に砂で表示し、説明板、ベンチなどを設置し、平成27年度に福原長者原遺跡南門広場として一般公開している(P73に写真)。

参考文献

- 福岡県教育委員会『寄原遺跡・長者原遺跡』福岡県文化財調査報告書第148集 2000年
九州歴史資料館『福原長者原遺跡 第3次調査 福原寄原遺跡 第2・3次調査』 2014年



(2) 調査体制

福原長者原遺跡調査指導委員会（平成 26～27 年度）

範囲内容確認調査は、「福原長者原遺跡調査指導委員会」の指導・助言の下に行った。現在、委員の構成は、考古学 2 名、歴史学 1 名、建築学 1 名からなる。また、福岡県教育庁総務部文化財保護課と九州歴史資料館からも、調査指導を得ている。

第1表 福原長者原遺跡調査指導委員会 委員一覧（◎は委員長を表す）

氏名	部門	役職	在任期間
◎亀田 修一	考古学	岡山理科大学教授	H 26 年 4 月 1 日～H 28 年 3 月 31 日
林部 均	考古学	国立歴史民俗博物館教授	H 26 年 4 月 1 日～H 28 年 3 月 31 日
坂上 康俊	歴史学	九州大学大学院教授	H 26 年 4 月 1 日～H 28 年 3 月 31 日
西山 和宏	建築学	奈良文化財研究所主任研究員	H 27 年 4 月 1 日～H 28 年 3 月 31 日

行橋市教育委員会 ※は現地調査担当者

(調査)

平成 24 年度 平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度

教育長 山田 英俊 山田 英俊 山田 英俊 (~10/8) 笹山 忠則

教育部長 三角 正純 三角 正純 灰田 利明 (~9/30)
坪根 義光 (10/1～) 坪根 義光

文化課長 小川 秀樹 (~9/30)
亀田 秀雄 (10/1～) 亀田 秀雄

文化課長兼文化財保護係長 小川 秀樹 小川 秀樹 小川 秀樹 (10/1～) 小川 秀樹

文化課参事兼文化財保護係長 小川 秀樹 辛嶋 智恵子 (~9/30)

文化課文化財保護係長 伊藤 昌広※ 中原 博※ 中原 博※ 中原 博※
中原 博 山口 裕平 山口 裕平 山口 裕平
山口 裕平 中川 優子 天野 正太郎

(庶務)

平成 24 年度 平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度

文化課長 小川 秀樹 (~9/30) 亀田 秀雄
亀田 秀雄 (10/1～)

文化課長兼文化財保護係長 小川 秀樹 小川 秀樹 高尾 信次郎 高尾 信次郎 (~10/30)
文化課文化振興係長 辛嶋 智恵子 辛嶋 智恵子 森 雅代 (11/1～)

文化課文化振興係 入生 佳奈 田坂 彩 森 雅代 田坂 彩
田坂 彩

九州歴史資料館 ※は現地調査担当者
(共同調査)

九州歴史資料館	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
館 長	西谷 正	荒巻 俊彦	杉光 誠	杉光 誠
副館長	篠田 隆行	篠田 隆行	伊崎 俊秋	伊崎 俊秋
文化財調査室長	飛野 博文	飛野 博文	飛野 博文	飛野 博文
学芸調査室長	小田 和利	小田 和利	小田 和利	小田 和利
調査研究班長	杉原 敏之※	杉原 敏之※	杉原 敏之※	小澤 佳憲
技術主査				大庭 孝夫
主任技師	下原 幸裕	下原 幸裕	下原 幸裕	下原 幸裕
	岡田 諭	岡田 諭	岡田 諭	岡田 諭
	小嶋 篤			

福岡県教育庁総務部
文化財保護課文化財保護係長
(兼務九州歴史資料館) 杉原 敏之

福岡県教育庁総務部文化財保護課
(調査助言)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
企画係長	吉田 東明	吉田 東明	吉田 東明	吉田 東明
技術主査	宮地 聰一郎		大庭 孝夫	宮地 聰一郎
主任技師		大庭 孝夫		

なお、発掘調査にあたっては、調査をご承諾いただいた土地所有者のみなさま、地元区長、近隣市町村教育委員会の関係者など、多くの方からご協力を賜った。遺跡所在地周辺の方々の大きなご協力を得て、調査を実施することができました。記して感謝いたします。

文化庁、福岡県教育委員会、九州歴史資料館、西日本高速道路株式会社九州支社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、福原区、東矢留区、行橋市文化財調査委員会、行橋市役所高速道路対策室・土木課、苅田町教育委員会、上毛町教育委員会、みやこ町教育委員会、櫛萱田佳男、水ノ江和同、林 正憲、森先一貴、国武貞克、小田富士雄、竹本牧場、竹本安道、工藤武雄、大山玉子、杉本 誠、和田聖子、毛利悦子、倉本郁子、山中 審、岩室克典、川本英紀、末永弥義、木村達美、井上信隆、矢野和昭（順不同）

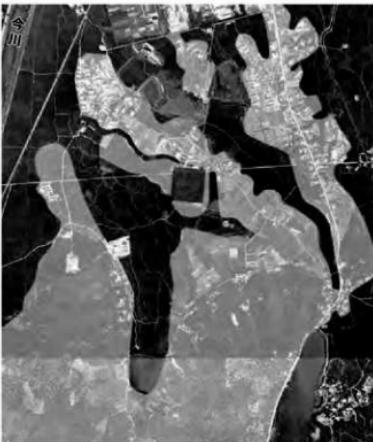


第Ⅱ章 位置と環境

(1) 地理的環境

福原長者原遺跡は福岡県行橋市南泉二丁目（旧豊前国仲津郡大字福原）に所在する。九州・福岡県の東部に位置する行橋市は、東側は瀬戸内海に面し、西側は英彦山山系から派生した山地・丘陵に囲まれた「京都平野」と通称される沖積平野が広がり、市域はその中央から東側にかけての大半を占める。市の面積は 70.05km^2 である。また、この平野の北西には、カルスト台地の平尾台、西から南側に幸山、觀音山、御所ヶ岳、馬ヶ岳、八景山などの低山地が展開し、英彦山山系を源とする今川・祇川、平尾台を源とする長嶺川・小波瀬川などの河川が周防灘に注ぐ。古代においては、平野東側は大きく湾入し入江となっていた。福原長者原遺跡は、標高15m前後の台地上に立地する。

第3次調査報告書（九州歴史資料館2014）に掲り、本遺跡の立地について以下に記す。京都平野周辺地域では第四紀更新世に形成された段丘地形が発達し、本遺跡が立地する段丘は、行橋市泉地区一帯に分布する泉砂礫層によって形成されている。なお、福原長者原遺跡と西に位置する矢留堂ノ前遺跡の間の低地における試掘調査では表土（耕作土）直下が扇状地堆積層であり、遺跡が分布していないことを確認している。調査で確認された遺跡西側の扇状地と東側の小谷は、旧地形が残る昭和37年の空中写真や明治の地形図でも認められる。空中写真から低地と台地の分布を見ると、八景山から派生する台地が扇状地と谷に挟まれながら北西方向に伸びている。政令の範囲を当ててみると、狭い台地を最大限利用して造成されたことがわかる（第1図参照）。福原長者原遺跡の古環境復元については、植物珪酸体分析、花粉分析、珪藻分析が行われ、その分析結果によると、溝の堆積当時は、メダケ属（おもにネザサ節）やウンクサ属などのイネ科、ヨモギ属、シダ類などが生育する比較的乾燥した環境で、各遺構内は通常的に滲水するような環境ではないこと。また本遺跡周辺にはシイ属、クスノキ科、スギ、マツ属（クロマツ・アカマツ）、クリなどの樹木が分布していたと推定される。さらにSD 050の埋土上部では、少量ながらイネやムギ類の植物珪酸体が検出され、周辺でこれらの作物が栽培されていた可能性が指摘されている。



第1図 福原長者原遺跡周辺の台地及び丘陵地の想定範囲

（九州歴史資料館2014より引用）（中央薄黒色の四角が福原長者原遺跡
■期政令範囲、薄白色の範囲が台地丘陵地の想定範囲）



(2) 歴史的環境

古墳時代

集落遺跡としては、延永ヤヨミ園遺跡で後期の竪穴住居跡 600 棟以上が確認されている。この他、福富小畠遺跡・赤ハゲ遺跡でも集落跡が確認され、鬼熊遺跡や羽根木古屋敷遺跡からは朝鮮半島系の軟質系土器・繩縄文土器が出土している。

古墳では、京都平野北部海岸線近くの前期の石塚山古墳、中期の御所山古墳などの大規模な前方後円墳をはじめ、近年の調査で前方後円墳であると確認された前期のビワノクマ古墳、多くの甲冑類が出土した前期から中期古墳を主体とする稻童古墳群がある。特に稻童 21 号墳からは全国的にも希少な肩庇付冑、稻童 15 号墳からは方形板革縦短甲が出土しており注目される。6 世紀前半の八雷古墳（全長 74m）は当該期としては豊前地方最大の前方後円墳である。このほか、巨石を用いた複室構造の横穴式石室を主体部とする代表的な後期・終末期古墳として、橋塚古墳（方墳 37m × 39m）、綾塚古墳（直径 40m）、甲塚方墳（方墳 36m × 46m）がある。

横穴墓群としては 948 基の横穴墓が調査された竹並遺跡が著名である。破壊・未調査のものも含めると千基を越えると推定される。北部九州最大規模の横穴墓群で、5 世紀後半の初期横穴墓から 8 世紀前半にかけて造墓活動が行われた。特筆されるのは 5 世紀の初期横穴墓が確認されたこと、墳丘をもつ横穴墓が計 13 基存在したこと、蛇行剣、金銅装双龍環頭大刀、銀装主頭大刀等の遺物が出土している点などである。また、7 世紀初頭前後から内面に放射状暗文を施した畿内系土師器が 30 基余りの横穴墓から出土している。器種には、高杯、榠、皿等がある。

京都・仲津郡域はとりわけ古墳時代以降に豊前国的一大勢力が存在していたようであり、後の時代の国府や国分寺設置に至る歴史的背景となっている。

飛鳥・奈良時代

飛鳥時代に唐・新羅との緊張が高まると、北部九州と瀬戸内海周辺において、山城が築かれる。古代道路が北麓と南麓を通る御所ヶ岳（246.9m）に御所ヶ谷神籠石が築かれている。白村江の戦いの頃に築城されたとされる周囲 3 km の山城で、大規模な石積みの城門で知られる。

行橋・京都地域は、筑前地域の大宰府や豊前南部の宇佐地域などと並び古代寺院が盛行した地域である。京都平野周辺の旧京都郡・仲津郡域の古代寺院跡としては、行橋市の椿市廃寺（旧京都郡）。伽藍配置は四天王寺式。出土瓦は百濟系、新羅系、高句麗系、平城宮式等で 7 世紀末から 8 世紀初頭の建立と考えられる）、みやこ町の上坂廃寺（旧仲津郡）。出土瓦は百濟系、7 世紀末の建立とされる）、木山廃寺（旧仲津郡）。出土瓦は百濟系、8 世紀初頭の創建とされる。石製露盤や塔心礎現存）、があげられ、8 世紀半ばには、みやこ町豊津の豊前国分寺・国分尼寺（旧仲津郡）が創建され、豊前国分寺瓦の生産遺跡として築上町船泊窯跡群、みやこ町徳政瓦窯跡が知られる。8 世紀末には、みやこ町・菩提廃寺の存在が知られている。

条里遺構は今川、祓川、長崎川、小波瀬川流域に分布する条里水田が知られる。

古代官道は、仲津郡の豊前国府から馬ヶ岳、御所ヶ岳北麓を東西方向に直線的にのび、田河郡を経て大宰府へと向かうルートが確認され、丘陵地には切り通しが残る。また、豊前国府から南西の今川流域を経由し、大坂山（飯岳山）南麓を経て上記官道に合流する伝路がある。本遺跡からこの官道までは約 1 km 離れており、両者がどのように接続していたかが課題である。政府東側の小さ



な谷を通る古代官道が推定されていたが⁽¹⁾、今回の調査ではこの地点で道の痕跡は確認されなかった。

豊前地方の官衙関連遺跡

崎野遺跡（行橋市北京）福原長者原遺跡の北方約2kmに位置する。旧今川河口にほど近い立地で、7世紀末から9世紀にかけての大型掘立柱建物跡が複数検出されている。

延永ヤヨミ園遺跡（行橋市吉国ほか）福原長者原遺跡の北西約4kmに位置する。奈良時代頃の官衙の可能性があるL字形配置の大型掘立柱建物、古代道路、井戸や区画溝などが検出されている。京都郡大領を示すと考えられる「京都大」「京都物太」「津」と記された墨書き土器や「天平六年」(734)銘の木簡など文字資料が出土している。長崎川河口に接する丘陵上に位置し、『類聚三代格』に記載がある草野津（かやののつ）と関連する遺跡と推測される。

大ノ瀬官衙遺跡（上毛町大ノ瀬）上毛町大ノ瀬官衙遺跡は、内郭と外郭で構成される8世紀第2四半期～9世紀初頭の上毛郡衙の郡庁が確認されている。内郭の規模は58.5m×53.4m、北奥に正殿、東側に脇殿を配置するL字形の建物配置をとり、回続施設は柵列、南門は四脚門である。外郭の規模は150m四方で、柵と溝によって区画されている。

下唐原伊柳遺跡（上毛町下唐原）評制施行以前の7世紀前半代に遡る長舎建物をもつ遺跡で、7世紀前半頃の四面廻建物と竪穴建物が近接して配置されている。

谷遺跡（苅田町谷）平尾台東側山麓の官道ルート沿いにあり、唐三彩の陶枕片が出土している。一辺3～4cmの三角形の破片ではあるが、表面が白・緑・褐色で彩られている。付近に役所・寺院などがあったことが推定されている。

雨窪遺跡（苅田町雨窪）縄文陶器・銅鏡・土馬が出土し、官道沿いの駅闇連遺跡と推定される。

花熊草場遺跡（みやこ町犀川花熊）馬ヶ岳南麓に位置し「コ」の字形配置の奈良時代頃の掘立柱建物が複数確認され、何らかの官衙もしくはこれに準ずる施設の可能性が示唆されている。

長者屋敷遺跡（中津市永添）官道沿いで、山国川の右岸、丘陵上に立地する。掘立柱建物、礎石建物が検出され、焼米なども出土している。8世紀前半～10世紀前半の郡衙正倉と見られ、下毛郡衙関連施設と考えられる。

豊前国府跡（みやこ町国作ほか）豊前国府所在地は、『和名類聚抄』に「国府在京都郡」という記述がある。しかし、近世以来諸説あり、豊前国府が京都郡か、仲津郡かをめぐって所在地論争が続いてきた。1984年から本格的な考古学的発掘調査が実施され、みやこ町の国作・惣社地区で発掘された遺構が国府跡として有力視されることとなった。この豊前国府跡は福原長者原遺跡の南東約2kmの位置にあり、I～V期の変遷が確認されている。

I期（6世紀第3四半期～8世紀前葉）遺物が整地層や包含層などから出土している。集落跡が広がっていたところに、大規模な整地作業で政庁が建設される際に破壊されたと推測される。

II期（8世紀中葉～9世紀中葉）惣社八幡神社東側で、東西棟の掘立柱建物跡と溝跡を確認している。

III期（9世紀後葉～10世紀後葉）平安期の政庁が確認された。政庁域は南北105m、東西79.2mで周囲が築地塀で囲まれ、内部の南側には八脚門（長さ6.8m、幅3.4m）、東側には、南北に長い脇殿（長さ38.4m、幅4.9m）が検出されている。正殿および西脇殿は未検出である。III期の政庁建物群は、惣社八幡神社に隣接し、史跡公園として整備されている。

IV期（11世紀前葉～12世紀前葉）政庁が建替えられ、それに伴う東脇殿（長さ30.2m、幅6.0m）



第2図 周辺遺跡分布図 (1/80,000)



が政庁地区北東部に建てられている。

V期（12世紀中葉～13世紀前葉）政庁地区で豪族居館と推定される方形にめぐる大溝が検出されている。国府の衰退時期と推定されている。

発掘された国府遺構の問題点として以下のことがあげられている。①Ⅲ期の東脇殿柱穴が一般的な国府の脇殿柱穴と比較すると小さい。②Ⅲ期の正殿と西脇殿遺構が削平のため検出されていない。③Ⅲ期の中門の存在もやや特殊であり、南門も未検出である。④8世紀代の政庁が未検出である。⑤轄社地区において、8世紀代の瓦が出土しているのは注目される。

豊前国府跡を調査した末永弥義氏はⅡ期の典型的な政庁が本来存在したが、削平等によって遺構が消滅したか、Ⅲ期政庁とは別地にあって未検出であると想像することができる⁽²⁾としている。惣社八幡付近またはⅢ期政庁域の南側に、未検出の国府関連遺構がある可能性も想定される。

註

- (1) 木本雅康「第五章 第一節 律令期の成立と大宰府 六 古代の官道」（行橋市史編纂委員会 2004『行橋市史 上』）
- (2) 末永弥義「豊前の古代官衙・官道の調査成果」（行橋市史編纂委員会 2006『行橋市史 資料編 原始・古代』）

参考文献

- 伊東尾四郎 1976『京都都誌』（復刻版）美夜古文化懸話会
- 定村貢二 1976『地名から探る豊前国遺跡』美夜古郷土学校
- 角川地名辞典編纂委員会 1988『角川日本地名辞典 40 福岡県』角川書店
- 有馬学・川添昭二 2004『日本歴史地名体系 41 福岡県の地名』平凡社
- 行橋市史編纂委員会 2003『行橋市史 上』
- 行橋市史編纂委員会 2003『行橋市史 中』
- 行橋市史編纂委員会 2003『行橋市史 資料編 原始・古代』
- 竹並遺跡調査会 1979『竹並遺跡』
- 行橋市教育委員会 1985『下神田道路』行橋市文化財調査報告書第 17集
- 行橋市教育委員会 1987『前山道路』行橋市文化財調査報告書第 19集
- 行橋市教育委員会 1980『柿市鹿守』行橋市文化財調査報告書第 8集
- 行橋市教育委員会 1996『柿市鹿守II』行橋市文化財調査報告書第 24集
- 豊津町教育委員会 1976『幸木道路』
- 豊津町教育委員会 1993『豊前国府』豊津町文化財調査報告書第 13集
- 豊津町教育委員会 1995『豊前国府』豊津町文化財調査報告書第 15集
- 豊津町教育委員会 2000『豊前国府轄社地区』豊津町文化財調査報告書第 23集
- みやこ町教育委員会 2010『みやこ町内遺跡等群V』みやこ町文化財調査報告書第 5集
- 新古富村教育委員会 2000『史跡大ノ瀬官衙保存整備基本計画』
- 福岡県教育委員会 2000『孝原遺跡・長者原遺跡』福岡県文化財調査報告書第 148集
- 九州歴史資料館 2014『福原長者原遺跡』東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告書-13-
- 日本考古学会三重県実行委員会 1996『日本考古学会 1996 年度三重大会 シンポジウム 2 国府 一畿内・七道の様相-』
- 菊田町 2005『軌跡 かんだの歴史 菊田町合併 50周年記念誌』



第Ⅲ章 各地区の調査概要

福原長者原遺跡の調査については、平成 8 年度の県道拡幅工事に伴う発掘調査を契機とし、これまで計 10 次の調査が実施されている（第 4 図）。本遺跡に係る報告書は、第 1・2 次調査は、「寄原遺跡・長者原遺跡」（福岡県教育委員会 2000 年）、第 3 次調査は、「福原長者原遺跡」（九州歴史資料館 2014 年）が刊行されている。以下に福岡県教育委員会及び九州歴史資料館が実施した第 1～3 次調査、平成 24 年度からの範囲内容確認調査（第 4～9 次調査）、および地中レーダー探査（第 10 次調査）の成果を含め重複、各次調査の概要を記す（第 5～19 図）。

第 1 次調査（平成 8 年度）（第 5 図）

調査期間：平成 8 年 11 月 27 日～平成 9 年 1 月 16 日

調査主体：福岡県教育委員会

調査面積：400m²

調査目的：県道拡幅工事に伴う発掘調査

調査概要：政庁域北西部において、大規模な溝 2 条を検出した。両溝とも並走し、相互に関連する可能性が高いことが指摘されている。溝（S D 055）は直角に近い角度で曲がること、「長者原」の字名や字図から、南北 150 m、東西 100 m 以上の規模の区画を有する官衙あるいは館的な性格を持った施設が想定されている。溝（S D 055）（I 期）は断面逆台形を呈し、上端幅 3 m、下端幅 1.7 m、深さ約 1.1 m、溝（S D 050）（II 期）は、上端幅約 5 m、下端幅約 3.5 m、深さ約 1 m を測る。なお、1 号竪穴住居（S H 113）からは移動式窓が出土した。

検出遺構：溝、竪穴建物、土坑

第 2 次調査（平成 9 年度）（第 5 図）

調査期間：平成 9 年 7 月 28 日～8 月 28 日

調査主体：福岡県教育委員会

調査面積：420m²

調査目的：県道拡幅工事に伴う発掘調査

調査概要：政庁域外の北西部において、8 世紀代のカマド付き竪穴住居（S H 112）を検出した。窓正面に銅製品鋳造に関連する小土坑が伴い、銅を鋳造した取瓶が出土した。

検出遺構：竪穴建物、土坑

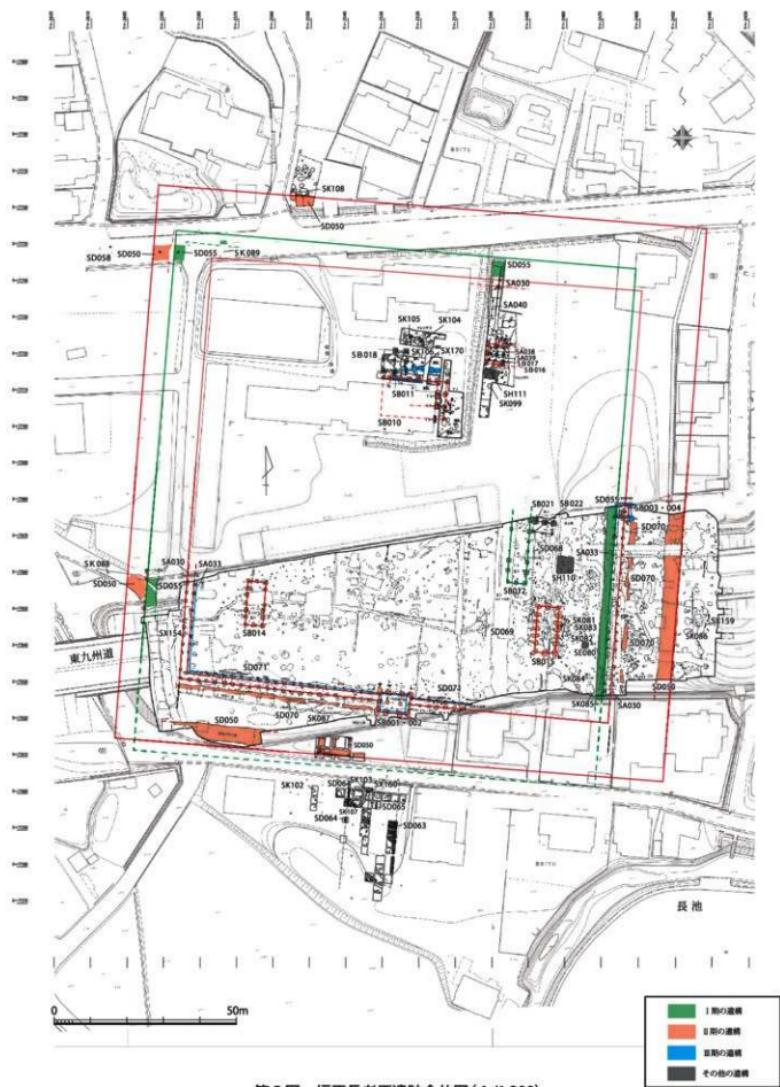
第 3 次調査（平成 22～24 年度）（第 6 図）

調査期間：平成 22 年 7 月 27 日～平成 24 年 9 月 20 日

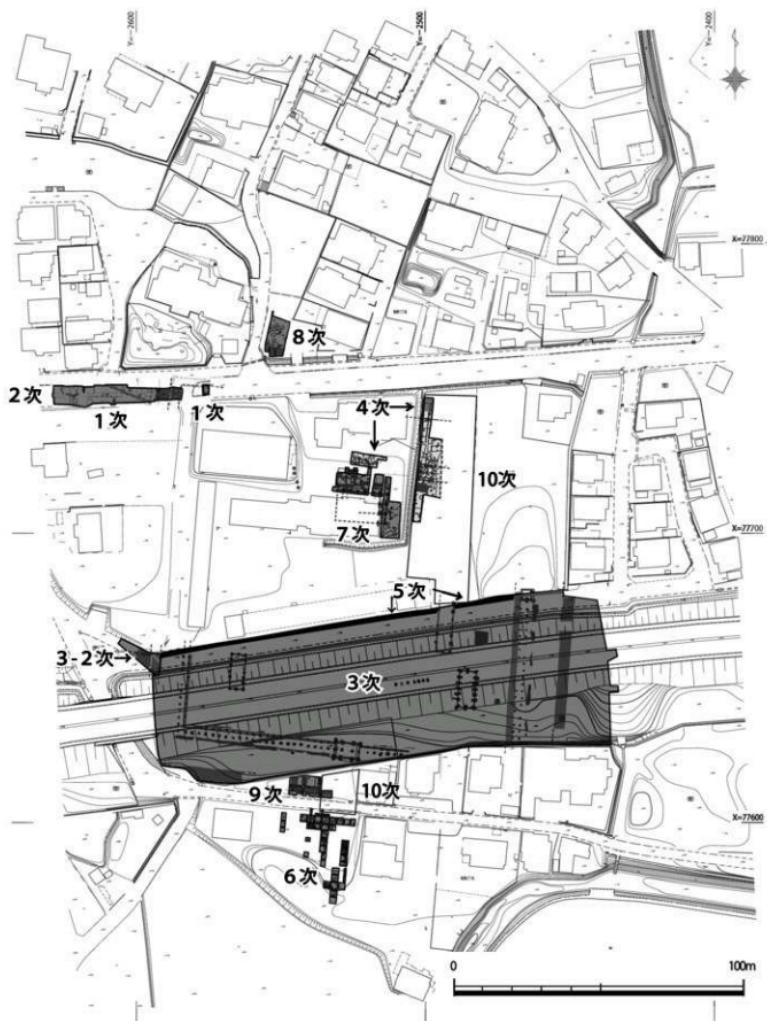
調査主体：福岡県教育委員会、九州歴史資料館

調査面積：7,750m²

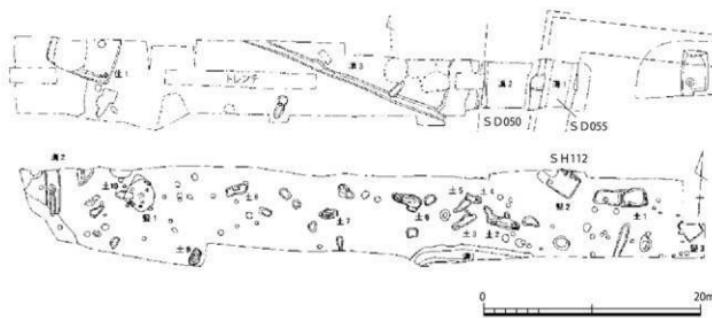
調査目的：東九州自動車道建設に伴う発掘調査



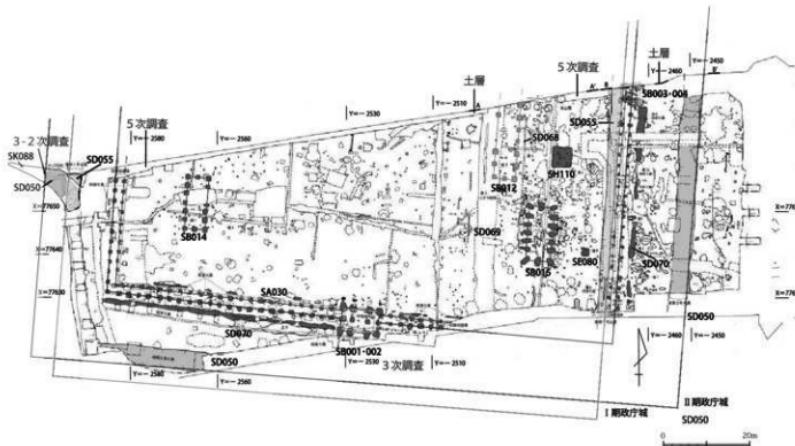
第3図 福原長者原遺跡全体図(1/1,200)



第4図 福原長者原遺跡調査区域図（1/1,500）



第5図 1・2次調査区 (1/400)



第6図 3・3-2・5次調査区(1/1,000)

調査概要：東九州自動車道建設に伴って、政庁南側を広範囲に調査した。8世紀前半後の大規模な官衙政府跡とその関連遺構を検出した。遺構は大きく3時期にわたる変遷が認められ、脇殿に相当する位置で大型掘立柱建物3棟、南門（八脚門）、東門（四脚門）、回繞施設である大溝2条や回廊状遺構、井戸、鋳造・鍛冶関連遺構等を確認した。保存協議については、ボックスカルバートなど構造物の位置変更、掘削範囲の変更を行うこととし、調査後は遺構とその周辺に厚さ約20cmの保護層（真砂土）を盛った上で通常の埋戻しを行った。なお、高速道路本体は盛土工法で側道の側溝などの掘削深度は一切遺構面



第7図 4-1次調査区(1/200)

第3-2次調査（平成24年度）（第6図）

調査期間：平成25年2月25日～3月7日

調査主体：九州歴史資料館

調査目的：東九州自動車道建設に伴う発掘調査

調査概要：市道を廃止し、替わりに東九州道北側に側道を建設する工事に伴って、政府西側を調査した。回廊施設であるⅠ期とⅡ期大溝2条の一部、銅と想定される溶解炉関連土坑を確認している。

検出遺構：溝、土坑

第4次調査（平成24年度）（第7～9図）

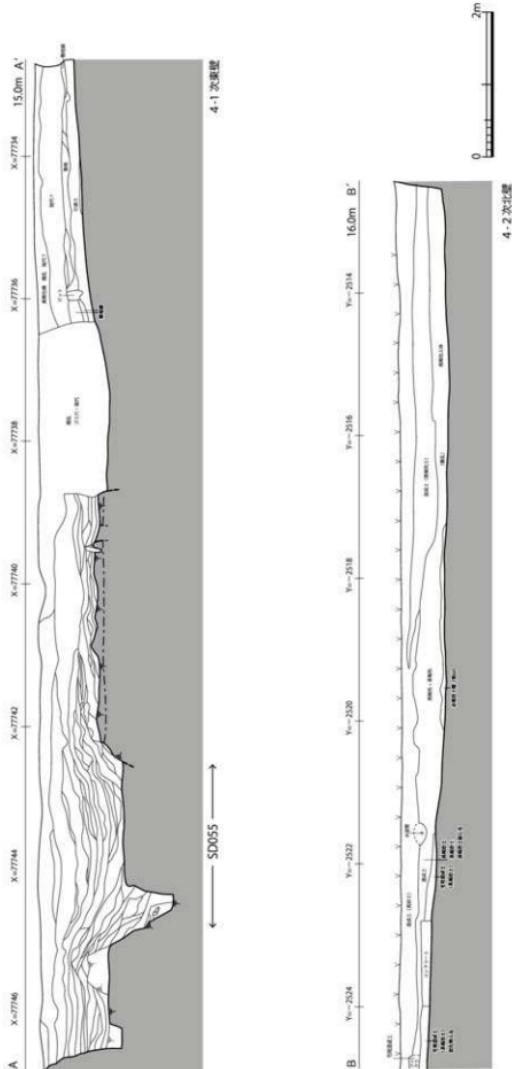
調査期間：平成24年6月1日～8月10日

調査主体：行橋市教育委員会

調査面積：250m²

調査目的：範囲内容確認調査

調査概要：政府北東地区と推定中軸線上にあたる政庁中央や北側の2箇所にトレンチを設定した。第4-1次調査区で東西棟建物2棟(SB 016・017)、回廊状遺構(SA 030)北辺の一部、大溝1条(SD 055)(Ⅰ期)、柵3条(SA



第9図 4次調査区土層実測図 (1/60)



038～040)、堅穴状遺構 1 基 (S H 111) を検出した。第 4-2 次調査区では、土坑 2 基 (S K 104・105) を検出した。

検出遺構：掘立柱建物、回廊状遺構、樋、溝、堅穴建物、土坑

第 5 次調査（平成 25 年度）(第 10・11 図)

調査期間：平成 25 年 9 月 9 日～10 月 11 日

調査主体：行橋市教育委員会

調査面積：350 m²

調査目的：東九州自動車道側道側溝埋設に伴う工事立会

調査概要：政庁中央を東西に走る東九州自動車道側道側溝埋設に関わる工事立会調査で、西側回廊状遺構の延長、東門付近の区画溝等を確認した。

検出遺構：掘立柱建物、門、回廊状遺構、溝、ピット

第 6 次調査（平成 25 年度）(第 12～14 図)

調査期間：平成 25 年 11 月 5 日～12 月 28 日

調査主体：行橋市教育委員会

調査面積：280m²

調査目的：範囲内容確認調査

調査概要：政庁南側における諸施設の確認を目的とした調査を実施した。北側中央付近で 8 世紀第 1 四半期頃を下限とする黄褐色土の整地層を確認し、また灰黄色土の埋土を持つ南北方向による 2 条の溝 (S D 063・064) を検出した。

検出遺構：溝、土坑、ピット、整地層

第 7 次調査（平成 25・26 年度）(第 15・16 図)

調査期間：平成 26 年 3 月 5 日～4 月 30 日

調査主体：行橋市教育委員会

調査面積：220m²

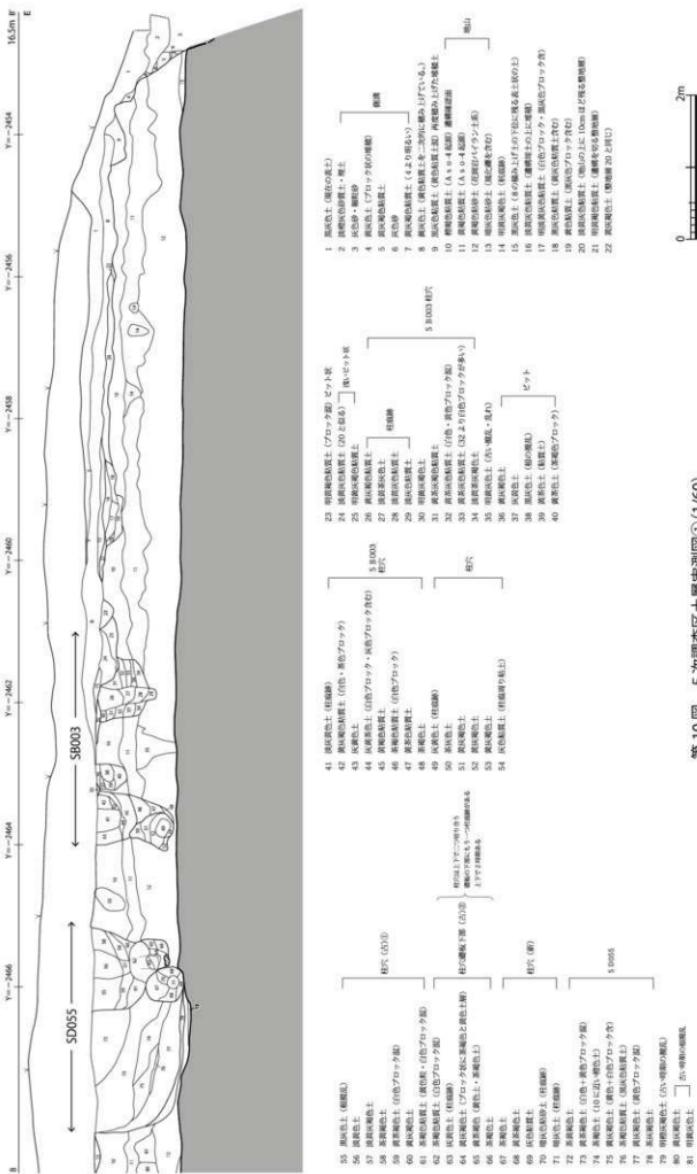
調査目的：範囲内容確認調査

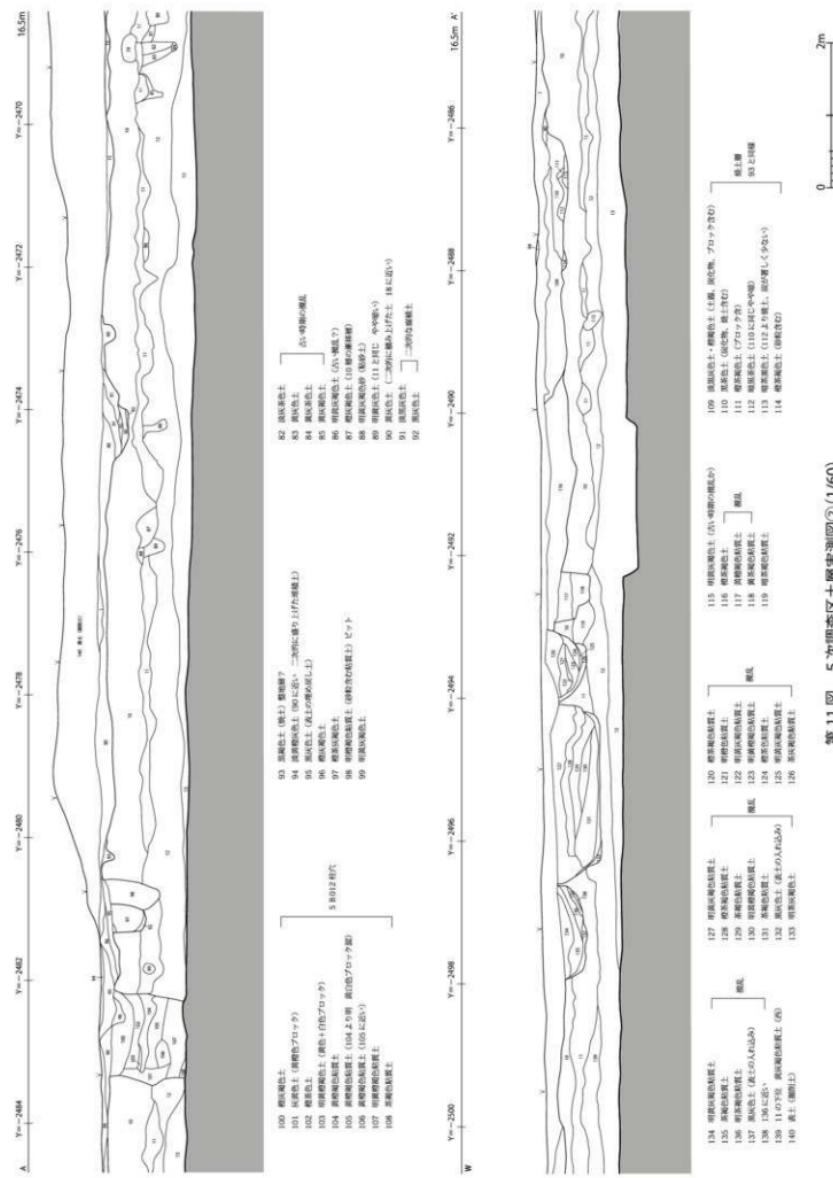
調査概要：政庁域中央や北側において、正殿等の中心建物の確認を目的とした調査を実施した。

既存施設周辺の東側南北方向に 21 × 10 m、北側東西方向に 12 × 7 m のトレンチを設定した。東側と南側に廂を持つ東西棟建物 1 棟 (S B 010・建物 1) を検出した。さらに、この建物を切る別の掘立柱建物の柱穴 3 個 (S B 011・建物 2) を確認した。また、調査区北側では 2 × 2 間の総柱建物 (S B 018・建物 3) を確認した。

このほか、東西棟建物の北側に並走する溝状遺構 (S X 170) を確認した。幅 50cm 程度で総柱建物 (S B 018・建物 3) を切り、S B 010 に伴う可能性が考えられる。この埋土は整地されており、溝内に柱痕跡を一部確認することができた。

検出遺構：掘立柱建物 3 棟、溝状遺構





第11図 5次調査区土壤実測図②(1/60)



第8次調査（平成 26 年度）（第 17 図）

調査期間：平成 26 年 4 月 16 日～5 月 2 日

調査主体：行橋市教育委員会

調査面積：90m²

調査目的：範囲内容確認調査

調査概要：政庁北側における、区画溝の確認を目的として発掘調査を行った。調査区南端から北側へ、7 × 13 m のトレンチを設定した。調査区南側で県道拡幅工事以前まで使用されていた現代の溝が、政府Ⅱ期区画溝（S D 050）にさかのぼるものであったことを確認した。

調査区北側では、土坑 1 基（S K 108）を確認した。

検出遺構：溝、土坑、ピット

第9次調査（平成 26 年度）（第 18・19 図）

調査期間：平成 27 年 2 月 6 日～3 月 30 日

調査主体：行橋市教育委員会

調査面積：150m²

調査目的：範囲内容確認調査

調査概要：政庁南外側における、I 期南門の位置、I・II 期区画溝の確認を目的として発掘調査を行った。調査の結果、I 期南門及び I 期区画溝は検出できなかったが、調査区内で、東西方向にのびる上端幅約 5 m の政庁 II 期区画溝（S D 050）を確認した。本調査および第 6 次調査から、I 期区画溝は現道に重複する可能性が高いと言える。

検出遺構：溝

第10次調査（平成 27 年度）

調査期間：平成 27 年 6 月 30 日～7 月 2 日

調査主体：行橋市教育委員会

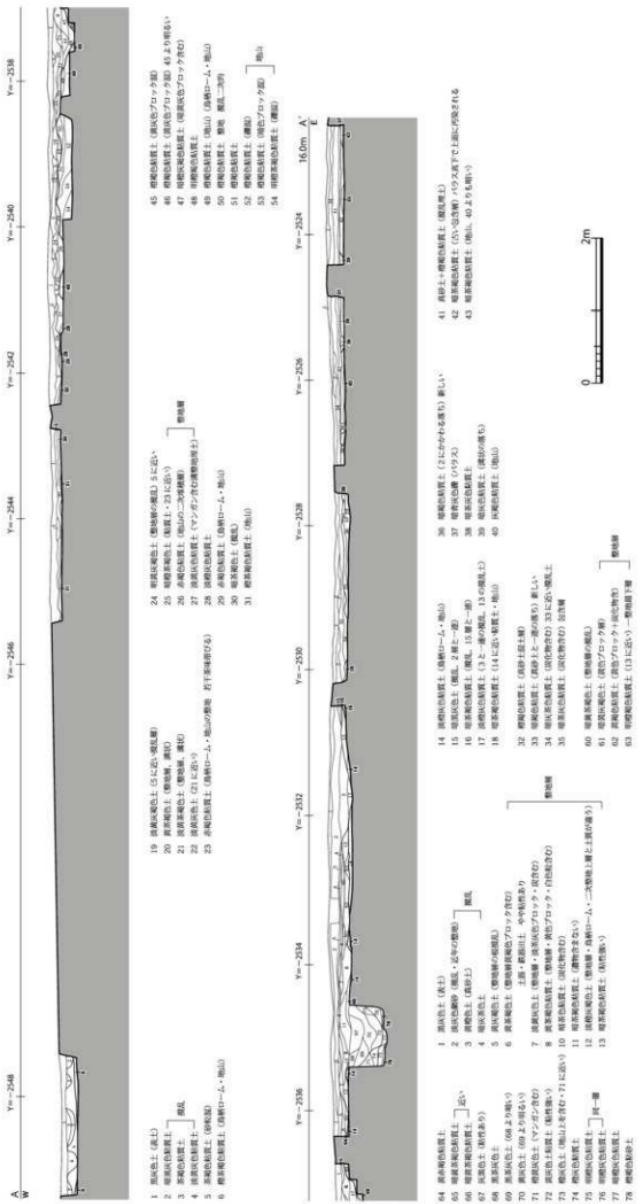
調査面積：1 地区（140m²）、2 地区（1,086m²）

調査目的：範囲内容確認調査 ※地中レーダー探査

調査概要：南門地区における、I 期南門の位置、区画溝の確認、および政庁北東側（3 次調査地点の北側、4 次調査地点の東側）周辺における、建物、区画溝の位置確認を目的として地中レーダー探査を行った。牧草地内の調査区では、I 期区画溝等の存在が想定された。

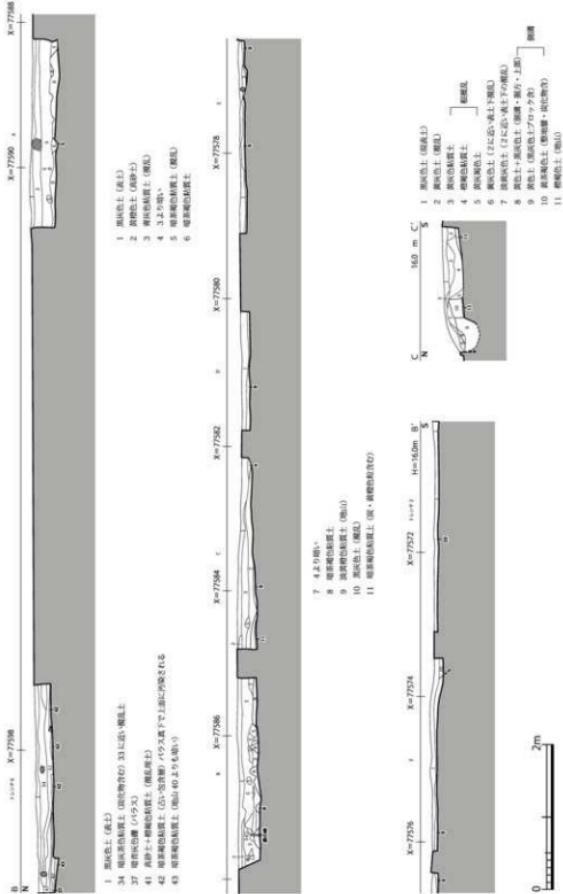


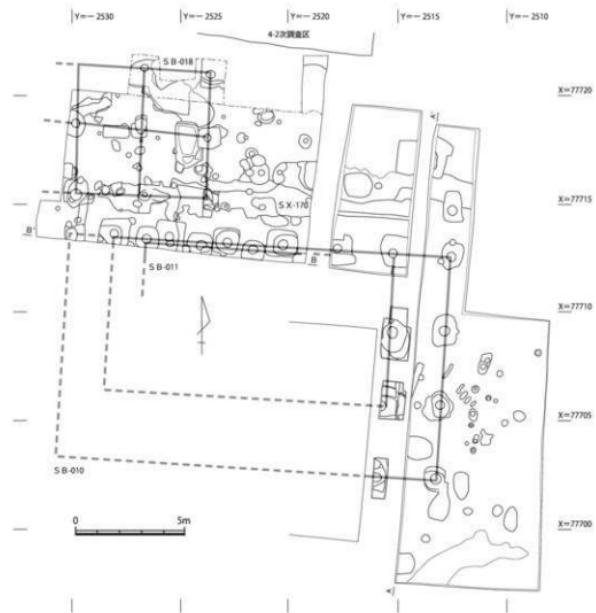
第12図 6次調査区(1/200)



第13回 6次調査による測定(1/60)

第14図 6次調査区土壤実測図②(1/60)

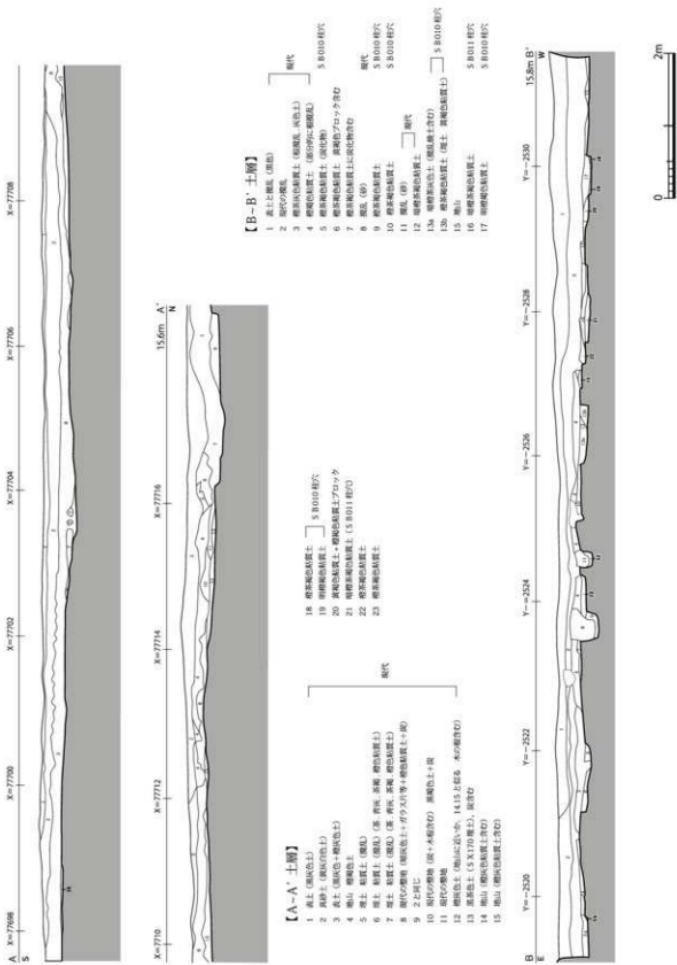




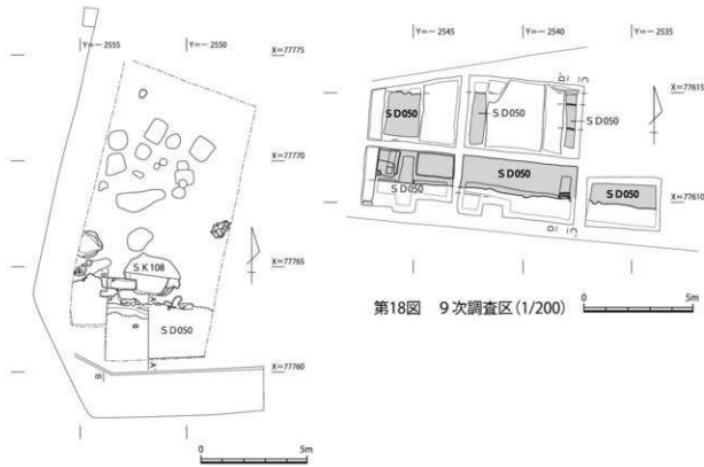
第15図 7次調査区(1/200)

第2表 福原長者原遺跡遺構一覧表

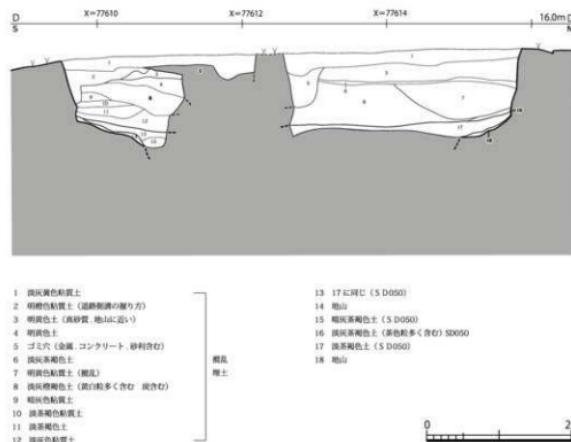
遺構種別 遺構番号	本報告 調査 次数	既往報告書・ 調査時遺構番号	備考	遺構種別 遺構番号	本報告 調査 次数	既往報告書・ 調査時遺構番号	備考	遺構種別 遺構番号	本報告 調査 次数	既往報告書・ 調査時遺構番号	備考
門	SB001A	3	南門廊 (古)	Ⅱ期 (古)	SD050	1-3-4-9	2号大廣	Ⅱ期	SK067	3	8号土坑
	SB001B	3	南門廊 (新)	Ⅲ期 (新)	SD055	1-3-4	1号大廣	Ⅰ期	SK068	3-2	土坑
	SB002	3	南門廊	Ⅲ期	SD058	1	3号便		SK069	1	1号土坑
	SB003	3	東門廊	Ⅲ期	SD059	2	1号便		SK099	4	5017
	SB004	3	東門廊	Ⅲ期	SD061	2	2号便		SK102	6	5001
	SB010 A	7	建物1 (古)	Ⅱ期 (古)	SD062	4	S114		SK103	6	IAトレ
門立柱建物	SB010 B	7	建物1 (新)	Ⅱ期 (新)	SD063	6	東隅	SD064と並列	SK104	4	5017-5018、 5024-5025
	SB011	7	建物2	Ⅲ期	SD064	6	西隅	SD065と並列	SK105	4	5021, 5027~5030
	SB012	3	2号建物廊	Ⅰ期 東臨殿	SD065	6	中央廊		SK106	7	5017
	SB014	3	1号建物廊	Ⅱ期 西臨殿	SD067	4	西地区西側溝		SK107	6	
	SB015	3	3号建物廊	Ⅱ期 東臨殿	SD068	3	4号便		SK108	8	
	SB016	4	建物N.1		SD069	3	2号便		SH110	3	堅穴建物跡
柱	SB017	4	建物N.2		SD070	3	廣7+9+10	雨落ち窓(外)	SH111	4	5019
	SB018	7	建物3	施柱建物	SD071	3	雨落ち窓(内)		SH112	2	2号堅穴
	SB021	3	4号建物廊	方形柱穴判	SD080	3	1号土坑	井戸か	SH113	1	1号堅穴住居跡
	SB022	3	4号建物廊	円形柱穴判	SK081	3	2号土坑	跡遺闇	SH114	2	1号堅穴
	SA030	3	圓形狀遺構		SK092	3	3号土坑	跡遺闇	SH115	2	3号堅穴
	SA033	3	縄	Ⅲ期	SK093	3	4号土坑	跡遺闇	SX154	3	堅地盤
塹	SM038	4	4次堆1		SK094	3	5号土坑	跡遺闇	SX159	3	災害転疊
	SM039	4	4次堆2		SK095	3	6号土坑	跡遺闇	SX160	6	堅地盤
	SM040	4	4次堆3		SK096	3	7号土坑		SX170	7	5021



第16图 7次调查区南北·東西剖面測図 (1/60)



第17図 8次調査区(1/200)



第19図 9次調査区土層実測図(1/60)



第IV章 検出遺構

(1) 基本層序

調査前の状況は、政庁域に該当する箇所が牧草地、S B 015 以東が住宅団地、南側回廊状遺構以南は宅地である。旧地権者への聴取で過去の土地利用についてわかったことは次のとおりである。

- ・牧草地以前は果樹栽培をしていた。当時の地形は南が高く、北に向かって傾斜していた。
- ・果樹栽培に伴って幅約 4 m の暗渠を掘削し、両側に棚を固定する錐を埋設した。
(この暗渠が S B 012 とほぼ重複していることが発掘調査で明らかになった。)
- ・果樹栽培から牧草地に変える際、高所を削り低所へ土を移動し、大規模に地均しをした。
(発掘調査でも客土の厚さは北側が厚いことを確認した。)
- ・牧草地を含む敷地の境界には土塁状の高まりがめぐり、さらに樹木を植えていた。
(土塁状の高まりが南側回廊状遺構に並行している。)

東西方向の地形は住宅団地跡で検出した S B 003・004 付近が最高所で、ここから東西両側に向かって傾斜する。また、調査前は福原長者原遺跡と東の福原寄原遺跡は一連の平坦地であったが、住宅団地東半部は遺跡南側の「長池」から北方向に伸びる細い谷を埋めて造成したことが調査により判明した。

このように、福原長者原遺跡は後世の地形改変の影響が随所に見られたが、S B 003・004、S B 001・002 付近は旧地形が残っており、当時の地山である黒色土とその直上に古代の整地層を確認した。

(2) 掘立柱建物

S B 010 A・B (第 20 図、図版 2・3・7)

政庁内中央北側の第 7 次調査区で検出した東西棟建物である。建物の大半は調査区外に拡がっているが、現状では東側と南側に廂を持つ 7 間 × 3 間の規模に復元できる。建物 S B 011 に切られるだけでなく、柱穴掘方が切り合を持って重複する。そのため古期を A、新期を B とした。

建物の廂部東側の南北 3 間の柱間は 3.40 m ~ 3.43 m となる。この廂と身舎の柱間は 2.64 m である。なお身舎の柱列 3 間の総長は 10.24 m で廂部と数値は近いが、柱間については中央間が若干狭い。一方、身舎北側の桁行にあたる柱列は一番西側の柱間が 2.00 m と極端に短いが、それ以外は 2.52 m ~ 2.64 m の長さとなる。建物の柱掘方は廂部で 1.0 ~ 1.1 m の隅丸方形、身舎の二重に見える柱穴では外側の古期 (A) で 1.45 m × 1.10 m の方形、内側の新期 (B) で 1.10 m × 0.95 m の隅丸方形 (新期) になる。柱痕跡の径は、いずれも 40 ~ 45 cm 程度あり、掘方の埋土は、古期で黄褐色土、内側の新期で茶褐色土となり各柱穴で共通している。柱穴断ち割りから、古期柱穴の中に新期柱穴の掘り直しと柱痕跡を確認できる。注意されるのは新期柱穴の直下となる古期柱痕跡が粘土化していることである。建築方法的には説明しづらいが、現状では古期の柱下部を残したまま柱穴の掘り直しを行い新期の柱を設置した可能性がある。同様の状況は南門 S B 001 でも確認できるため、本建物と同時期に位置づける根拠になっている。桁行と梁行から算出される単位尺は 0.309 m あるいは 0.293 m である。座標北に対して 4° 52' 43" 東偏する。



現状では政庁内中央北側に位置することや廂部の柱間が 11 尺以上、柱痕跡が径 40cm を超えることから正殿に比定できる可能性がある。なお、本建物の東端には廂部と柱筋を通す柱穴を 1 基検出したが、柱間は 2.1 m と著しく短く、西側に柱穴は展開しない。溝状遺構 S X 170 と軸線を通すことから、両者で施設を構成した可能性が高い。

S B 011 (第 20 図、図版 2・3・7)

第 7 次調査区で検出した建物で S B 010 を切る。東西に並ぶ柱穴を 4 個確認したが、南北の柱列の状況は不明である。確認できる柱穴間は 2.50 m、2.40 m である。柱穴掘方は 1.0 ~ 1.1 m の隅丸方形で、柱痕跡は径 37cm 前後ある。柱穴の埋土はいずれも暗橙茶褐色土で炭化物や黄褐色ブロックを含んでおり、検出段階では柱痕跡を確認しづらい。S B 010 廃絶後の整地層に柱穴が切り込んでいる。また建物周辺では多量の焼土が出土し、埋土にも焼土や炭化物が認められた。そのため、本建物は S B 010 に後出し、柱穴抜き取り埋土より鉄滓や焼土が出土した S B 018 以後に位置づけられる可能性が高い。座標北に対して 6° 9' 11" 東偏する。

S B 012 (第 21 図、図版 4・8)

第 3 次調査区の東側で検出した南北棟建物であり、一部調査区外に延びている。長舎状建物で桁行 7 間以上 × 梁行 2 間、桁行総長 17 m 以上、梁行総長 4.85 m となる。柱穴は 1 m 程度の方形で深さ 0.7 m、柱痕跡は径 30cm 程度ある。政庁内での位置関係をみると、推定 II 期中軸線の西側に同様の建物を確認することができないため、区画溝 S D 055 に関する政庁の東脇殿に位置する可能性がある。座標北に対して 4 度程度東偏する。

S B 014 (第 22 図、図版 5・8)

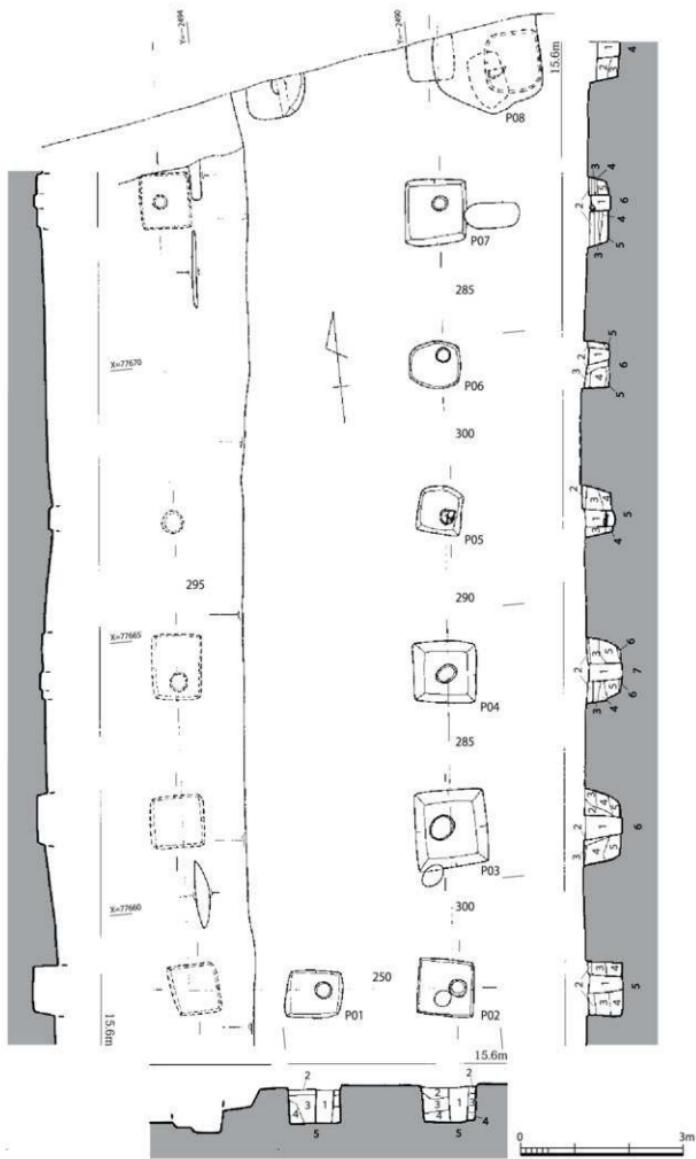
政庁南半の第 3 次調査区西側で検出した南北棟建物である。桁行 6 間 × 梁行 2 間で、桁行総長 12.4 m、梁行 4.8 m となる。柱間寸法は桁行 1.95 ~ 2.15 m、梁行 2.40 ~ 2.50 m、柱穴掘方は一辺約 1 m で、柱痕跡は径約 30cm 程度である。妻側中央の柱穴にはそれぞれ礎盤を置いている。また、P 11 では柱痕跡を確認できておらず、抜き取りの可能性もある。単位尺は 0.30 m 程度になる。南門 S B 010 と回廊状遺構 S A 030 より設定される II 期政庁中軸線の東側対称地には S B 015 があり、妻側中央柱の距離は 80 m である。両者を併せて東西脇殿とみることもできる。4 度程度東偏する。

S B 015 (第 23 図、図版 5・8)

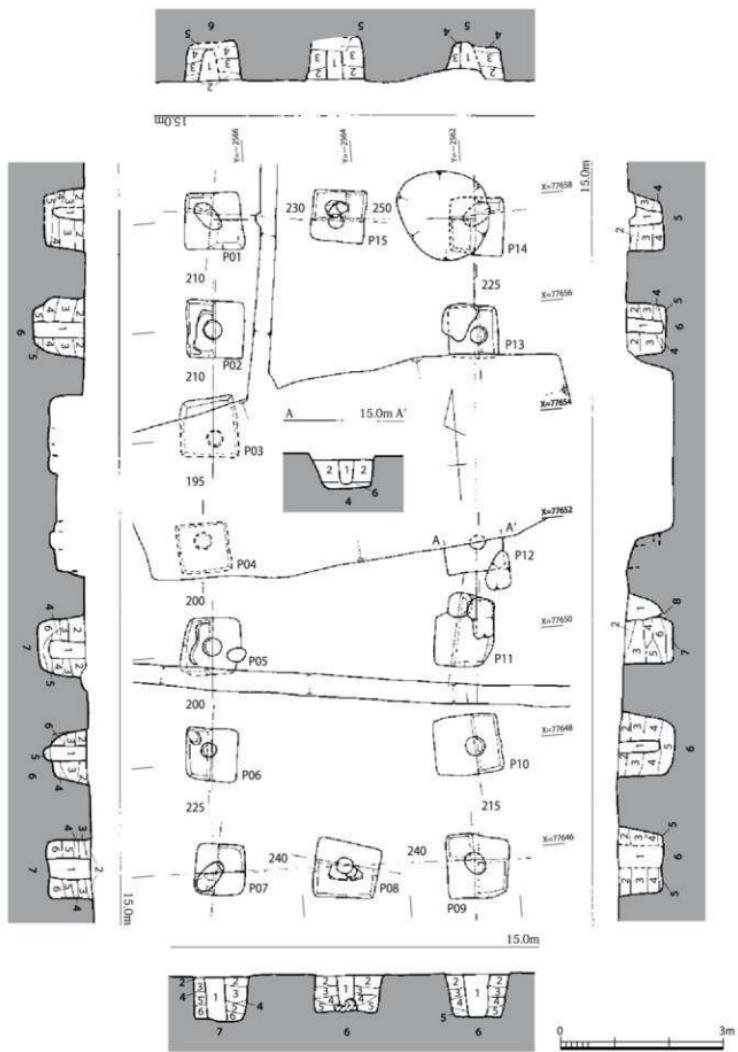
政庁内南半の第 3 次調査区東側で検出した南北棟建物である。桁行 6 間 × 梁行 2 間で、桁行総長 12.1 m、梁行総長 4.85 m となる。桁行柱間は 1.90 ~ 2.25 m とばらつきがある。柱掘方は長方形で長軸 2.0 ~ 2.2 m × 短軸 1.2 m 程度で、内側が深くなるように掘方内に段を設けるが、柱穴の掘り直しなどは確認できていない。また、四隅の柱穴の長軸は隅方向を向いている。柱痕跡は径 30 ~ 40cm 程度あり、最下面に礎盤がみられる。同様の柱穴の掘方を持つ建物としては、第 4-1 次調査 S B 016 がある。ただし、この建物については S B 010 と同じく掘方が二重にみえる。主軸方位は座標北に対して 4 度程度東偏する。

S B 016 (第 24 図、図版 6・9)

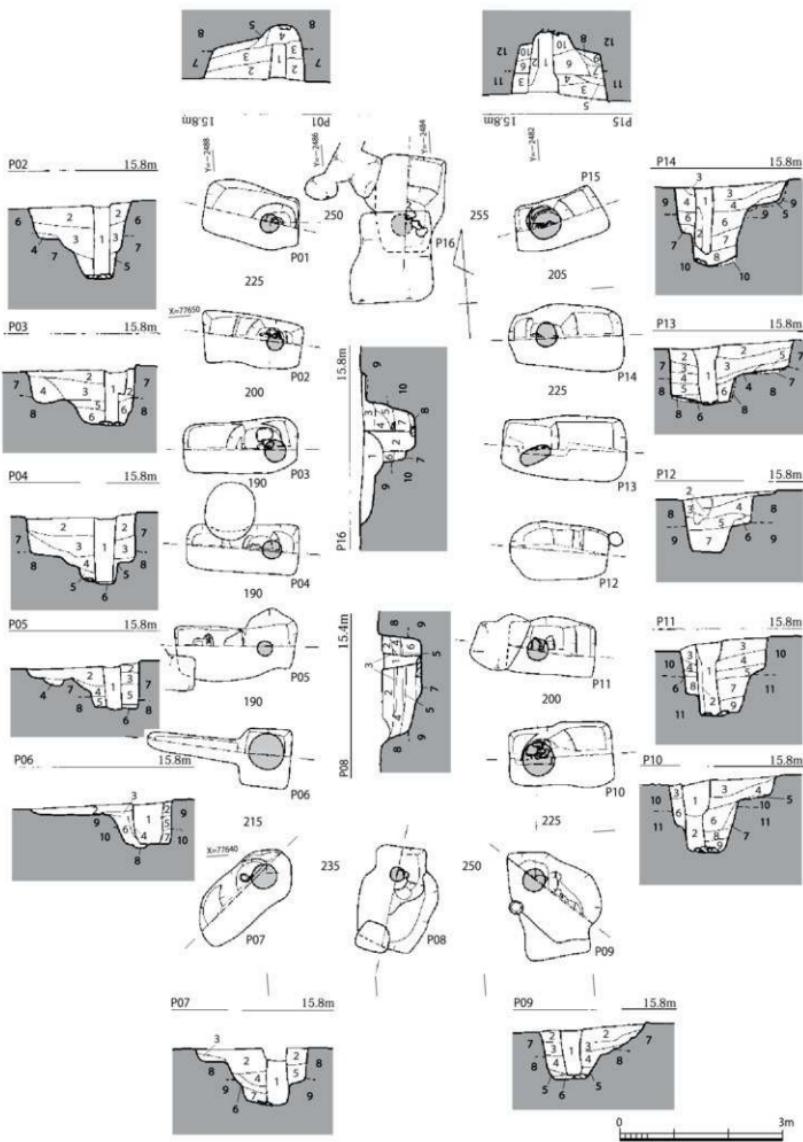
政庁東北の奥、第 4-1 次調査区で検出した建物で東側は調査区外に延びる。桁行 2 間以上 × 梁行 2 間でおそらく東西棟建物になると考えられる。桁行柱間 2.2 ~ 2.3 m、梁行柱間 2.62 m 程度になる。柱穴掘方は重複して二重にみえる状況であり、外側の掘方は長方形で長軸 2.7 m 前後、



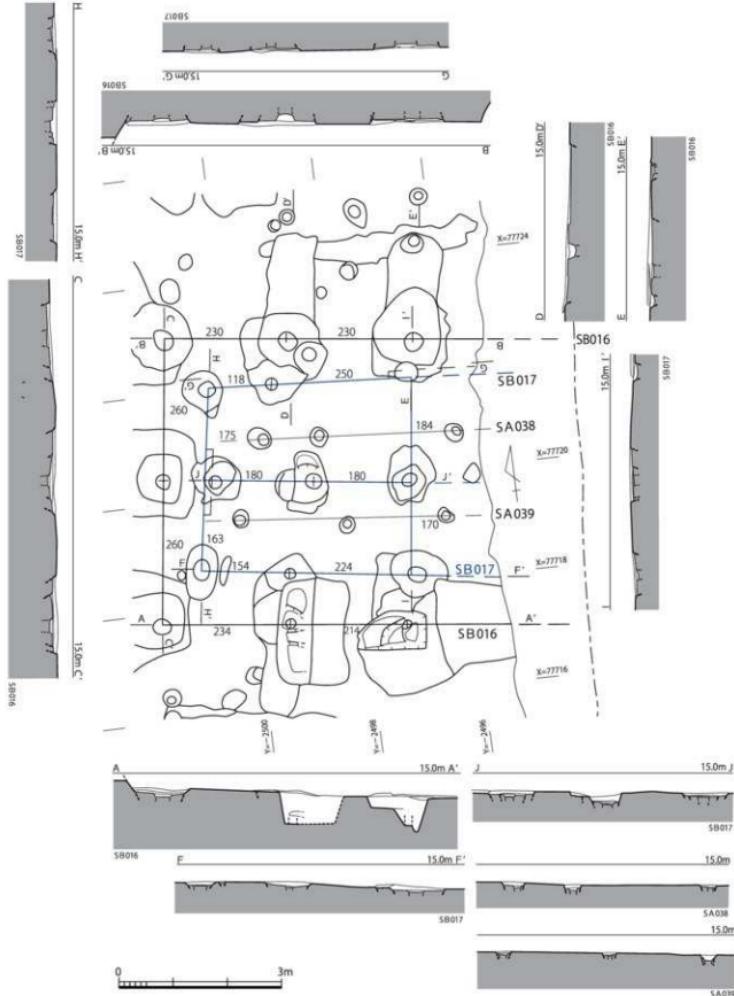
第21図 SB 012実測図 (1/80)



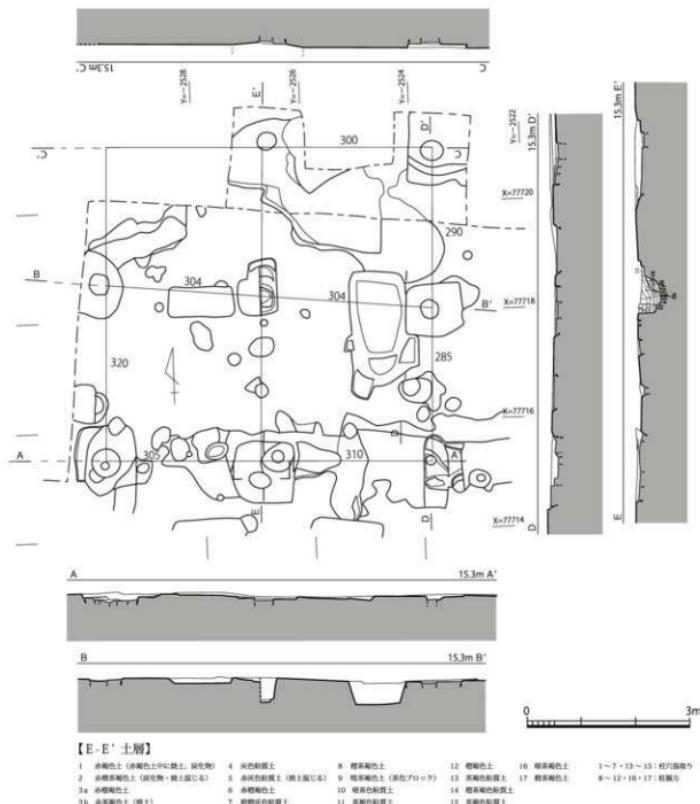
第22図 S B014実測図 (1/80)



第23図 S B015実測図 (1/80)



第24図 SB016・017, SA038・039 実測図 (1/80)



【E-E' 土層】

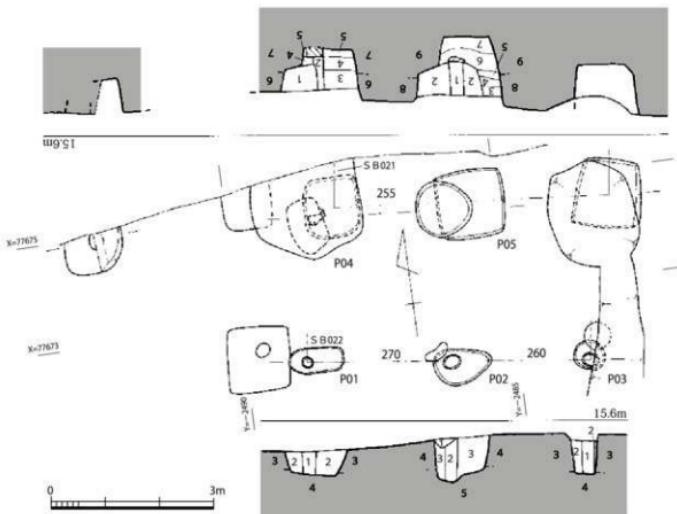
- | | | | | | |
|-----------------------|----------------|-------------------|----------|---------|-----------------|
| 1 棕褐色土 (赤褐色土中に桃土、同化物) | 4 黄褐色土 | 8 棕褐色化土 | 12 棕褐色土 | 16 棕褐色土 | 1~7・13~15: 杖穴底土 |
| 2 棕褐色粘土 (赤褐色・桃土混じる) | 5 棕褐色土 (土中泥じる) | 9 棕褐色粘土 (黄褐色アロッカ) | 13 黄褐色土 | 17 棕褐色土 | 8~12・16~17: 墓園方 |
| 3a 棕褐色土 | 6 棕褐色土 | 10 硅化粘土 | 14 棕褐色粘土 | | |
| 3b 棕褐色土 | 7 硅化灰粘土 | 11 灰褐色粘土 | 15 灰褐色粘土 | | |

第25図 S B 018 実測図 (1/80)

短軸 1.35 m、内側の掘方は楕円形で径 1.2 ~ 1.4 m となる。内側のみに柱痕跡を確認することができる。埋積土は S B 010 と同様に外側が黄褐色土、内側が茶褐色土となる。柱穴の断ち割りを実施していないが、二重に掘方がみえる状況から、古・新期に分かれる可能性が高い。同様の柱穴の掘方を持つ建物としては、南門 S B 001 などがある。座標北に対して 5 度程度東偏する。

S B 017 (第24図、図版6・9)

政庁内東北の第4-1次調査区で検出した建物で S B 016 を切る。東西2間以上、南北2間の東西棟建物と考えられる。柱筋が直線的に通らず、柱間は 1.18 ~ 2.50 m とばらついている。柱穴の掘方は径 0.7 ~ 1.0 m と不整形で、柱痕跡は径 25 ~ 30 cm 程度である。いずれも柱穴の埋土上面に炭化物が認められたため、柱穴の配置を確定できた。



第26図 SB 021・022 実測図 (1/80)

SB 018 (第25図、図版3・7・9)

第7次調査区で検出した東西に延びる可能性のある建物である。東西2間以上×南北2間の建物で東西柱間は2.85～3.15m、南北の柱間は2.90m、2.85mで不揃いとなる。柱穴は一辺1.0～1.2mの方形で柱痕跡は径30～35cmである。また中央柱列の柱穴は0.6×0.7m程度で著しく小さく、抜き取りされている。この柱穴埋土には焼土や鉄滓、炭化物が認められ、その北側には多量の焼土が広がっていた。以上のような状況から、一時的に置かれた鍛冶関係の工房等の可能性がある。建物は座標北に対して4度程度東偏する。

SB 021 (第26図、図版9)

政庁内の第3次調査区北半の東側で検出した建物を調査区外へ延びる。柱穴3個を検出した。このうち、一番西側の柱穴は他の柱穴と重複する状況がある。柱穴の掘方は1辺1m程度の方形を呈しているが柱痕跡等は不明である。この柱列南側にはSB 022があり、一部はP 04で重複する。

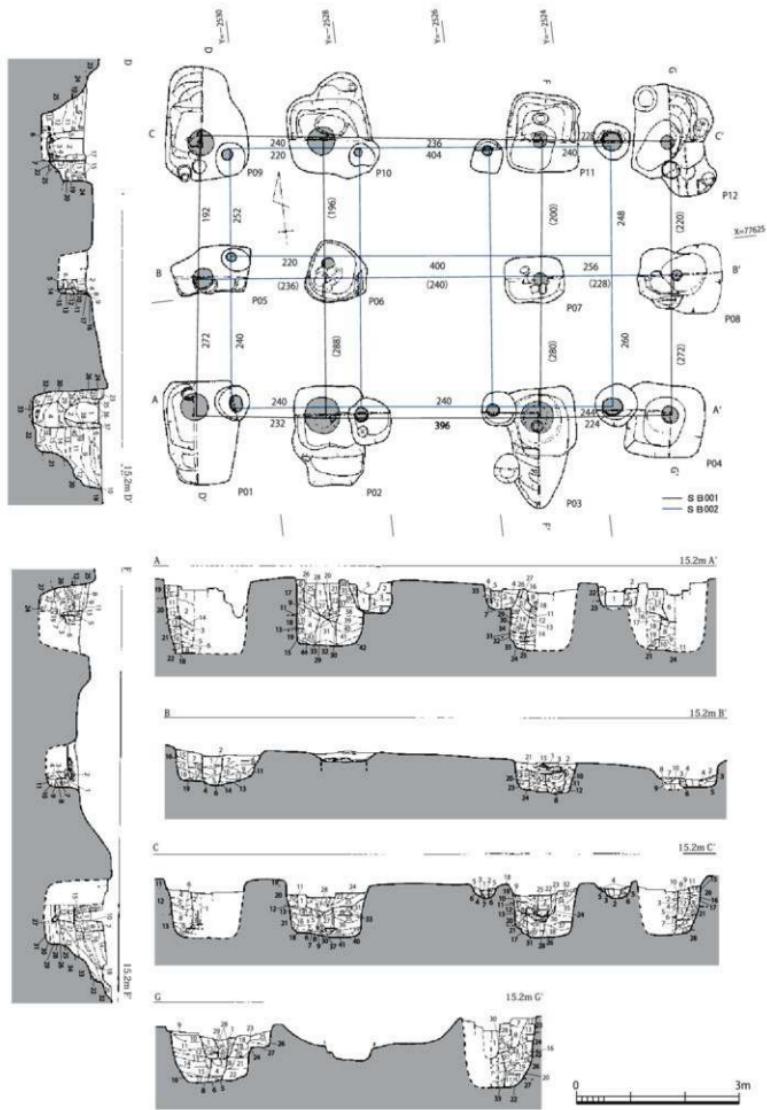
SB 022 (第26図、図版9)

政庁内の第3次調査区北半の東側で検出した建物である。SB 012を切る。径0.4～0.6m程度の円形や楕円形の柱穴を3個確認している。このうち、柱間は2.70m、2.60m程度であり、おそらく北側へ延びているが、現状ではプランを確定することはできない。

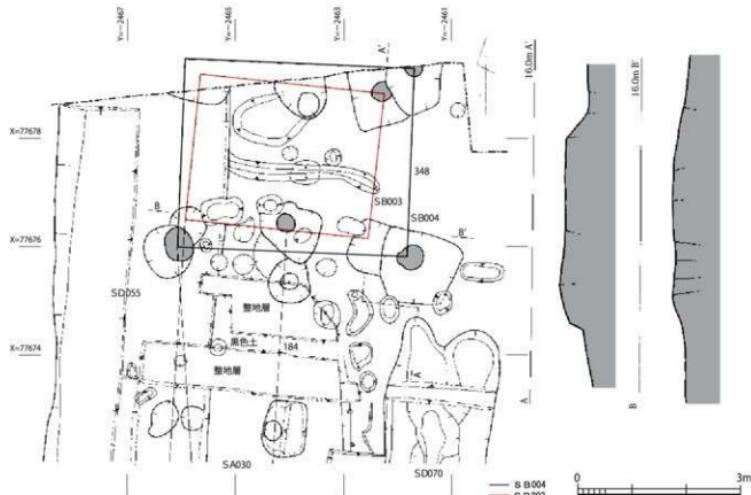
(3) 門

SB 001 A・B (第27図、図版4・7)

政庁内南の第3次調査区で検出した桁行3間×梁行2間の八脚門である。門SB 002に切られる。柱穴掘方はSB 010等と同じくほぼ同一箇所で重複しており、古期(A)と新期(B)に分かれ



第27図 SB001・002 実測図 (1/80)



第28図 S B 003・004 実測図（1/80）

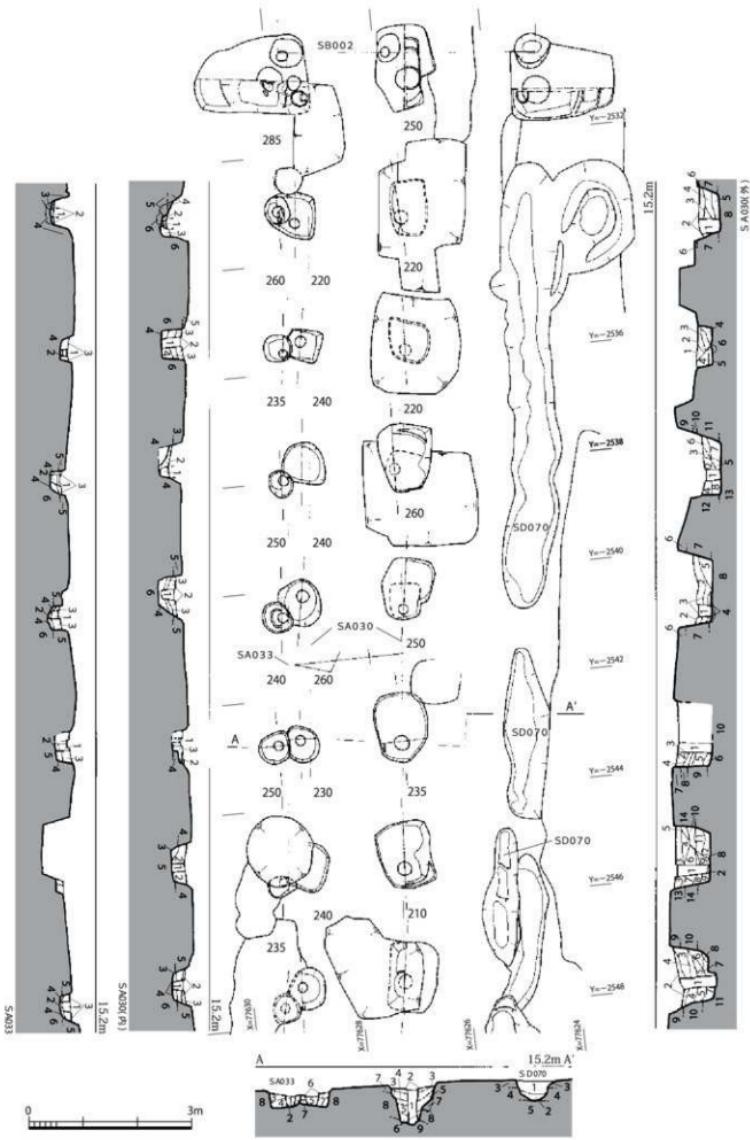
る。桁行総長 8.52 m (28.4 尺)、梁行総長 4.92 m (16.4 尺) で、親柱は回廊状遺構 S A 030 外側の柱列と柱筋を通してい。正面中央の柱間は 3.96 m (13.2 尺)、両端が 2.32 m、2.24 m となる。古期の柱穴の大きさは残りの良い南北の控え柱で長軸 (南北) 1.8 ~ 2.0 m、短軸 (東西) 1.4 m の長方形となる。これらの控柱は段掘り状となっているが、特に南側では深く明瞭に残っており深さ 1.2 m 程度である。一方、親柱部は大きく削平を受けており、新期柱穴の下部を僅かに残す状況である。残存形態は径 1.2 m 前後の円形である。柱痕跡は径 30 ~ 40cm 程度ある。一方、新期の柱穴の規模は一辻 0.6 m 程度の方形で深さ 0.6 m、柱痕跡は径 25cm となる。断ち割りによって古・新期の柱穴同士が切り合うことは間違いない。注意されるのは、下部に位置する古期の柱穴の柱痕跡には粘土質のものが多いことや、新期となる上部の柱痕跡の最下面には地盤沈下防止とみられる礎盤が置かれていたことである。また、上下の柱痕跡が礎盤を境にして明らかにずれる。こうした検出状況から、S B 010 と同様に特殊な建替え方法が採られている。座標北に対して 3° 43' 6" 東偏する。

S B 002 (第27図、図版4)

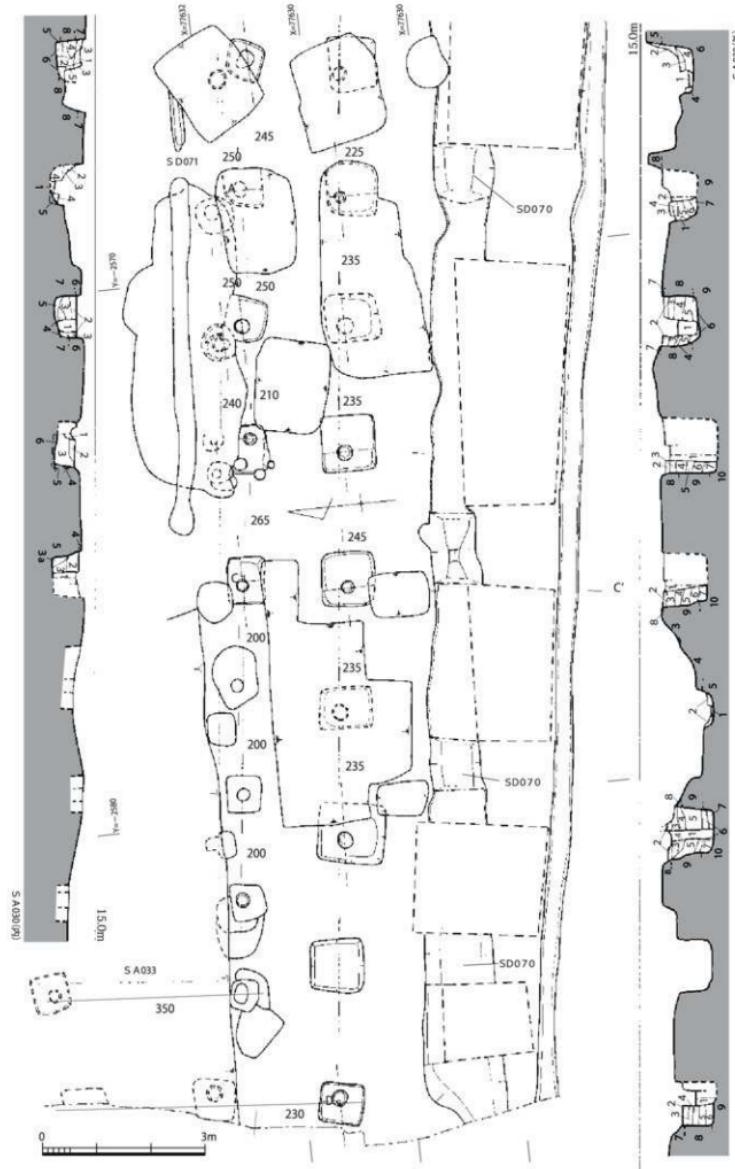
政庁内南半の第3次調査区で検出した門とみられる遺構で、S B 001 を切る。桁行3間×梁行2間で東西総長 7.24 m (約 24 尺)、南北 4.92 m (約 16 尺) となる。北側柱列には柵 (板塀) が取り付き、突出した形の門となる。柱穴は円形で径 0.6 ~ 0.8 m で部分的に柱痕跡が残る。一応、八脚門型式をとるが、機能的、構造的にも S B 001 とは異なる可能性が高い。

S B 003 (第28図、図版7・8)

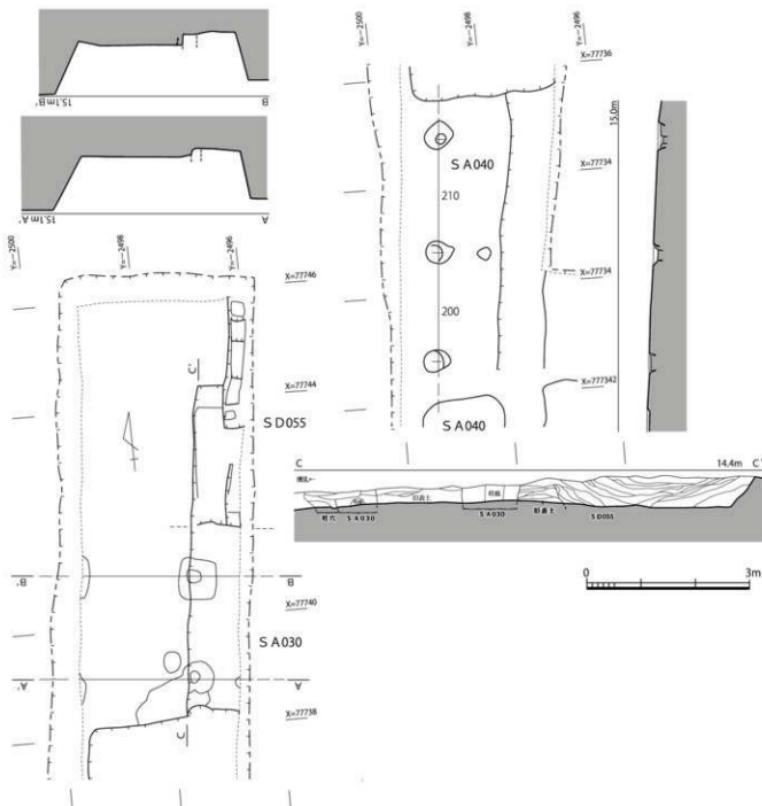
政庁内南半の第3次調査区東側で検出した東門とみられる遺構である。一部調査区外に延びると共に、S B 004 に一部切られる。桁行 2 間 × 梁行 1 間の四脚門になる可能性が高い。桁行



第29図 SA030・033、SD070実測図①(1/80)



第30図 S A030-033、S D070 実測図②(1/80)



第31図 S A 030・040 実測図 (1/80)

約3.0m、桁行約1.8mで親柱は回廊状遺構S A 030の外側柱列と、控え柱は回廊状遺構の内側とそれぞれ柱筋を合わせている。

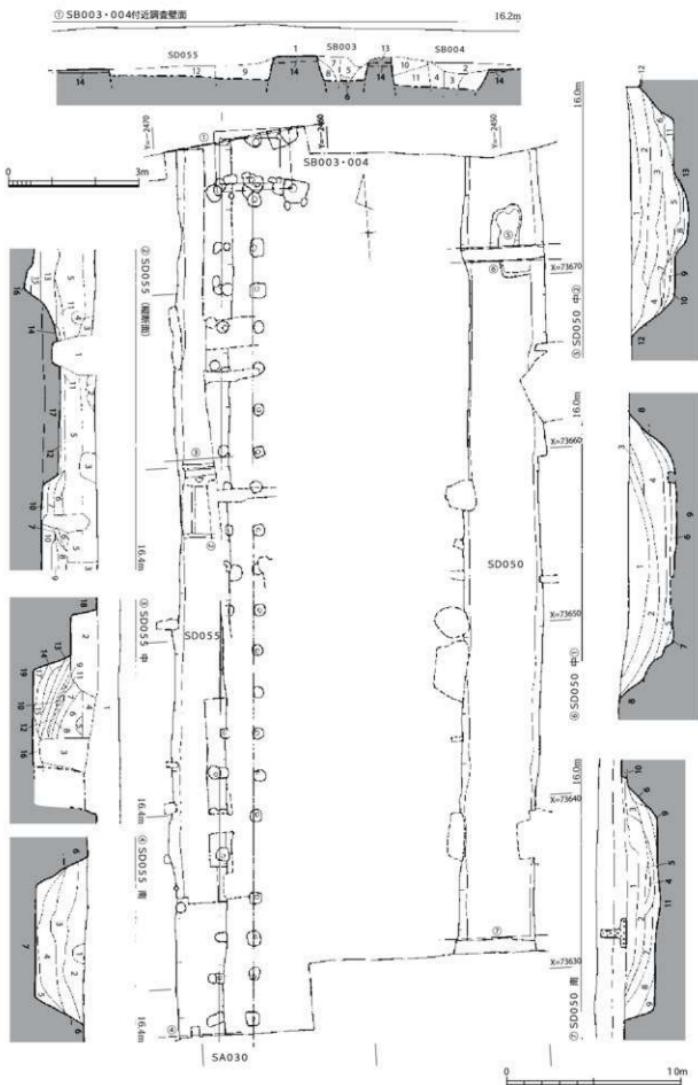
S B 004 (第28図、図版7)

政府内南半の第3次調査区東側で検出した東門とみられる遺構である。S B 003を一部切るが明確な規模については不明である。桁行1間分の柱間3.48mで規模は大きいが、全体の配置等が不明であり、これ以上論及することは困難である。

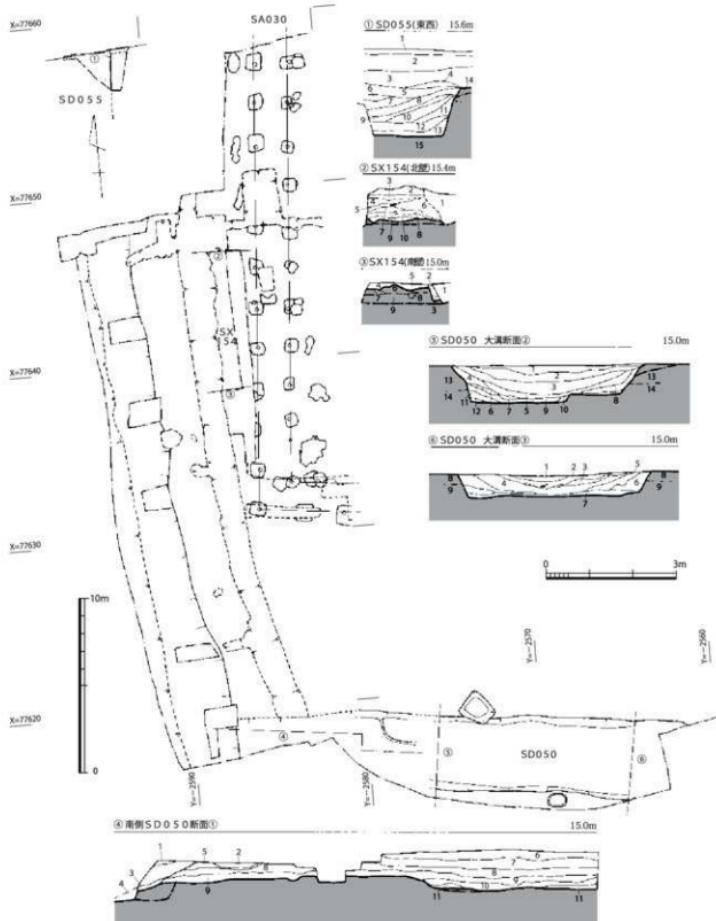
(4) 回廊状遺構・柵

S A 030 (第29~31図、図版6・10)

政府内南半の第3次調査区を中心に検出した。2条の柱列が並列するものの、後述するように柱穴



第32図 SD055・050 実測図①(1/250、1/100)



第33図 SD055・050実測図②(1/250、1/100)



の規模や柱間の状況から、通常の回廊と区別するため回廊状遺構とした。調査区東側では、区画溝 S D 055 を埋めた後に配されていることを確認した。政庁の主門である S B 001 の親柱と外側柱列とが柱筋を通してのことから、門と一体となった開縫施設である。南面西側で 23 間分、東側で 6 間分、東面 20 間分、西面 11 間分、北側第 4-1 次調査で 1 間分を検出した。桁行柱列の柱間は 2.15 ~ 2.60 m、梁間については、1.85 ~ 2.05 m となる。ただし、内外柱穴による梁行の柱筋が全て通る状況ではない。特にコーナー部分となる南西隅では、東から延びてきた外側柱列が 2.30 m 前後の当間で隅に至ってそのまま等間隔で北へ向かうのに対して、内側柱列は隅までの 4 間分で柱間を短くして隅部の処理のために調整している。また、南門に取り付く 1 間分は 2.5 m で他に比べて柱間が少し広くなる。柱穴の形態については、外側の掘方方は一辺 1.0 m 程度の方形で、深さ約 1.0 m、柱痕跡の径は 30cm 程度ある。並列する内側の柱穴掘方方は一辺約 0.8 m の方形で、深さ約 0.7 m、柱痕跡は径 20cm である。つまり、外側柱の根入れが深く柱痕跡も大きい。こうした状況から、通常の回廊とは区別され、上部構造についても異なる可能性が高い。なお、回廊状遺構の内外側には雨落溝と見られる溝（S D 070・071）が並走している。このうち、外側柱列と並列する雨落溝 S D 070 の心々距離は約 2.1 m である。座標北に対して 3° 21' 2" 東偏する。

S A 033 (第 29・30 図)

政庁南半の第 3 次調査区を中心に検出した。回廊状遺構 S A 030 内側柱列に重複する、樋あるいは掘立柱跡とみられる柱列である。S B 002 の内側控柱に取り付く開縫施設と考えられる。幾つか柱穴同士で重複する状況があるが、別遺構と区別することは困難であった。南面の柱列は、柱間約 2.25 m、柱穴の平面形態は径 40cm 程度の円形で柱痕跡は径 15cm である。雨落溝は確認できていない。

S A 038 (第 24 図、図版 6)

政庁北側の第 4-1 次調査区で検出した。東西方向の樋状の柱列で S A 039 と並走する。柱筋を通す柱穴 3 個はいずれも黄褐色土の埋土で、柱痕跡も確認できる。東側の調査区外へ延びる可能性が高い。なお、S B 016・017 と切り合いを持つが前後関係は不明である。

S A 039 (第 24 図、図版 6)

政庁内北側の第 4-1 次調査区で検出した。東西方向の樋状の柱列 S A 038 と並走している。柱穴の埋土も同様に黄褐色土である。東側の調査区外へ延びる可能性が高い。なお、S B 016・017 と切り合いを持つが、前後関係は不明である。

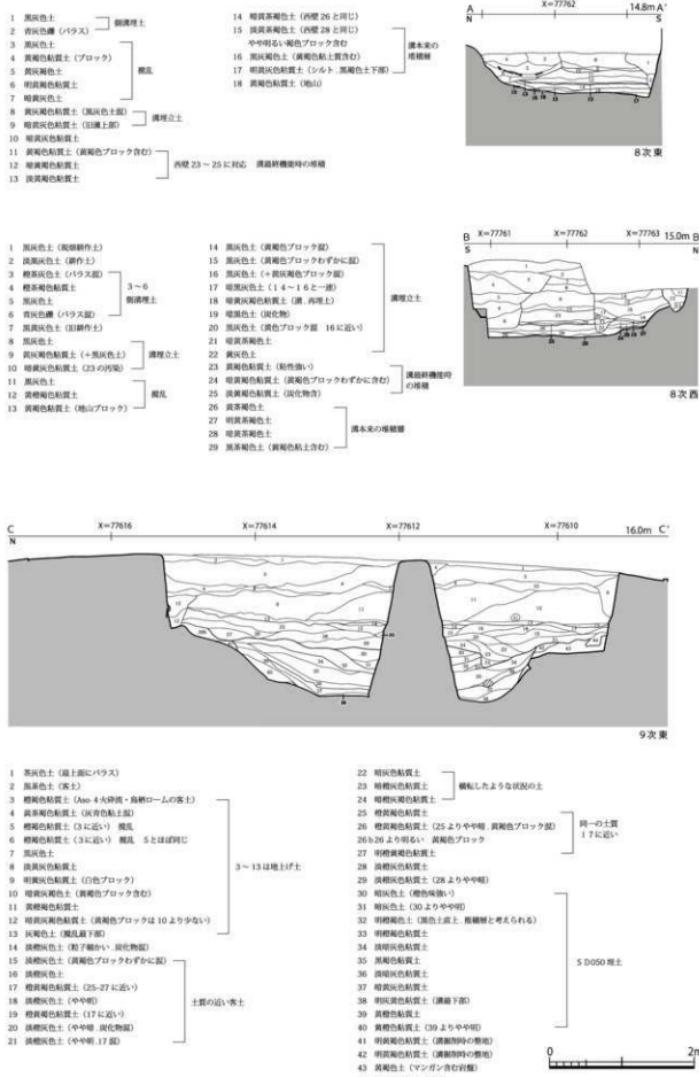
S A 040 (第 31 図)

政庁内北側の第 4-1 次調査区で検出した。南北方向の樋状の柱列で 3 間分確認したが、北側については擾乱があり、南側については削平されている可能性が高い。柱間は 2.0 ~ 2.1 m、柱穴は径 0.4 ~ 0.5 m、柱痕跡は径 20cm 程度である。

(5) 区画溝等

S D 050 (第 19・32 ~ 34 図、図版 10・11)

第 1・3・5・8・9 次調査区で検出した。政庁域を区画する大溝であり、部分的に東西南北域で確認している。政庁内の主要遺構が明確になる、南門 S B 001 や回廊状遺構 S A 030 等と共に存する。溝は断面逆台形状を呈しており、残りの良い第 9 次調査区では上端幅 4.8 m、下端幅 3.6 m、溝肩



第34図 S D050 土層実測図 (1/60)



からの深さ 1.1 m を測る。溝最下部には、崩落等の僅かな堆積層がみられるが、その上層では滲水を示す黒褐色土層が厚くレンズ状に堆積している。一方、北側の第 1 次調査では、上端部幅約 5.0 m、下端部幅 3.5 m、現状での深さ 1 m 程度で、やはり自然堆積層となる黒色土が下部に堆積している。これは、第 3 次調査でも同様の堆積状況であった。さらに北側の第 8 次調査区では、溝は現代の遺物を含む層が大半であり、最近まで使用されていたような状況であった。南面する回廊状遺構 S A 030 の外側柱穴と溝の心々距離は、約 14 m あり、政府域全体を区画する溝としては大規模である。なお、第 9 次調査において南門前面に溝が巡らるのか、土橋等が存在するのかは確定できていない。

S D 055 (第 9・10・32・33 図、図版 7・10)

第 1・3・4-1 次調査区で検出した。回廊状遺構 S A 030 に切られることから S D 050 に先行する政府域を区画する大溝である。断面逆台形状を呈し、上端部幅 3.0 m、下端部幅 1.7 m となる。溝埋土最下層において僅かに砂層の堆積がみられるが、大半は土と粘土ブロックの混土によって人為的に整地され、埋められている。第 1 次調査では、上端幅 3 m、下端幅 1.6 ~ 1.8 m、南壁での深さ 1.1 m の規模で約 5 m を検出した。断面形は逆台形を呈しており、壁は直線的に立ち上がる。下層付近でレンズ状の自然堆積が僅かにみられたが、上層では東側から投棄されたような状況を示している。地山の黄色土に黒土が混入する埋土であり、「土塁」を壊した印象を受けた。この 1 次調査では S D 050 と幅 0.5 m 程度の近接した状態で検出された。また、第 3 次調査で検出した東側の溝は、最下層に僅かに壁面が崩落した自然堆積層がみられたが、大半は人為的に埋め戻されていた。なお、この東側の溝内では溝底が台形状に高くなる地点があるが、部分的な検出に留まっており性格は不明である（第 32 図土層図②）。ただし、第 4-1 次調査区では、最下層付近に滲水を示す黒色土や腐植土層があり、溝北側ではこれらを埋める整地層を確認した。さらに上層では一部流水を示す層などがある。以上から溝が短期間に埋められたのではなく、この地区では埋没に多少の時間を要した可能性もある。

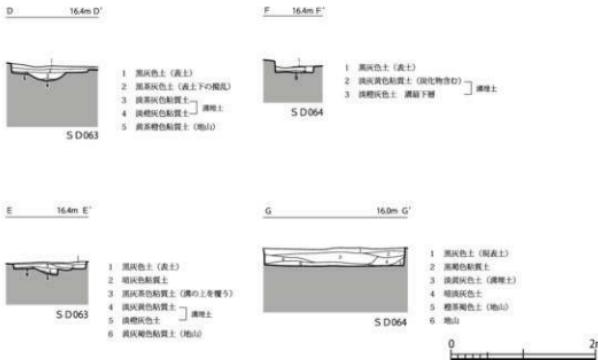
第 3-2 次調査区で検出した溝も、南北溝で検出状況から断面逆台形状の溝になる。人為的に溝の大半を埋めている。このような検出状況や政府内の配置的にみると、S D 055 の延長上にくることは確かであり、同一の区画溝とみてよいであろう。

S D 063 (第 12・35 図、図版 12)

政府南側の第 6 次調査で検出した南北方向の溝である。16.5 m 分調査した。この地区は攪乱が激しく、表土直下が遺構検出面となる。この溝は幅約 0.6 m、深さ 0.15 m 程度であり、東へ地形が落ちていく中で明瞭にプランを把握することができたが、東肩については不明瞭であった。溝内には淡橙灰色粘土の堆積土がみられるが、自然堆積を示すものではない。真北に沿って南北に走る溝であり、政府南側の区画施設等の痕跡の示す可能性がある。S D 063 とは心々で 16.5 m の距離にある。

S D 064 (第 12・35 図、図版 11)

政府南側の第 6 次調査で検出した南北方向の溝で約 11 m 分調査した。S D 063 と並走する溝だが、南側に向かうにつれて不明瞭になっている。幅 0.6 m、深さ 0.10 ~ 0.15 m 程度である。溝埋土は淡灰黄色土だが、時間をかけて埋没したような自然堆積を示すものではなく整地層のように均一に堆積している。そのため、区画を示す痕跡の可能性もある。真北に沿って南北に走る溝であり、政府南側の施設の一部の可能性がある。



第35図 S D 063・064 土層実測図 (1/60)

S D 065 (第12図、図版12)

政庁南側の第6次調査で検出した南北方向の溝である。約2.0m分調査した。S D 063・064と同様の堆積状況を示すが不明瞭である。幅0.45m、深さ0.1m程度である。限られた調査区の中では判断しづらいが整地層の一部を捉えた可能性もある。

S D 070 (第29・30図、図版10)

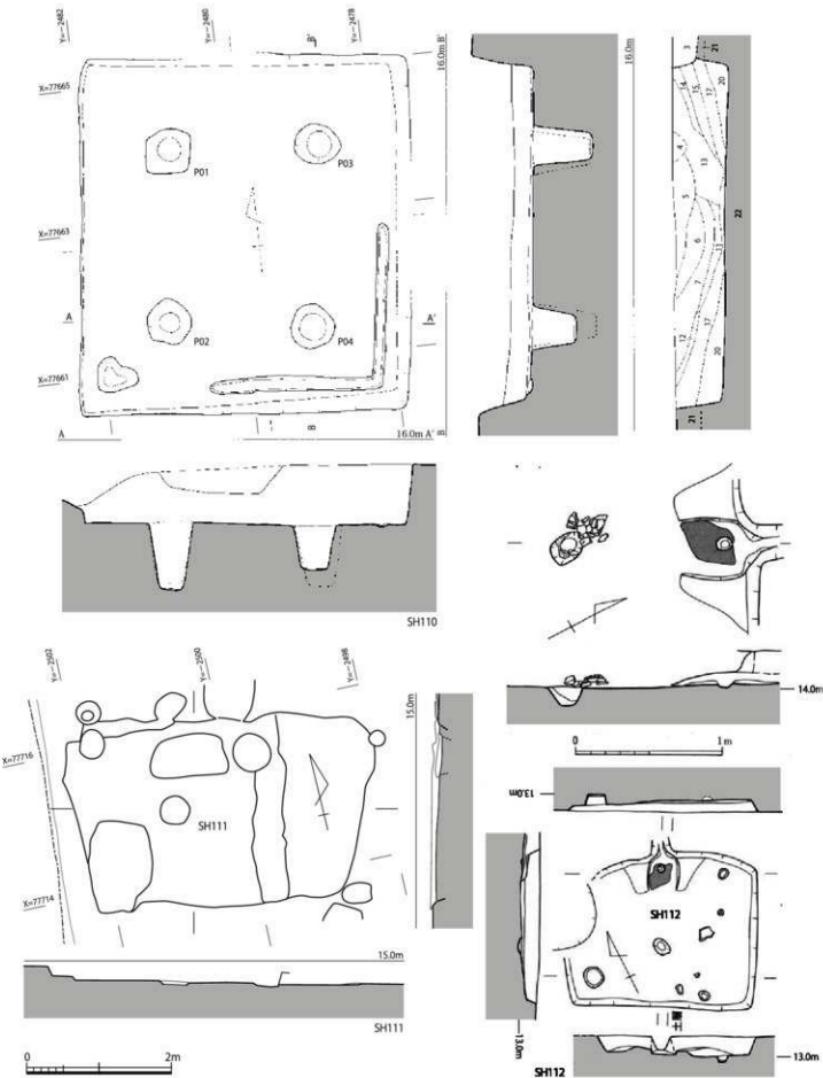
政庁南半の第3次調査区で検出した。S A 030の外側に並走する溝であり、雨落溝とみられる。所々途切れるが、東門付近、南門から西側の回廊状遺構S A 030に沿って残存していた。南門前面については、調査区外であり不明である。溝の幅は約1m、残りの良いところで深さ1m程度あり、断面U字形を呈しており、溝底の高さも一定していない。雨落ち溝と回廊状遺構外側の柱穴との心々距離は2.1mである。

S D 071 (第3図、付図)

S A 030の内側に走る溝である。断片的であり、規模についても不明である。ただし、埋土がS D 070に近いことや、S A 030の内側に並走することから雨落溝と判断した。回廊状遺構S A 030内側の柱列からの心々距離は1.18mである。

S X 170 (第20図、図版3・7)

正殿後背で確認した東西の溝状遺構である。幅0.8~1.3m程度、長さ11m程度を検出した。西側では、S B 010廟部の延長となる柱穴に取り付く。溝の東側については、部分的な擾乱によつて断絶しているが、東側廟部の延長にある柱穴に取り付くとみられる。また溝内では、径20cm程度の柱痕跡を幾つか確認できた。部分的な断ち割りでも明確な掘方が見られないため、布堀り状の溝に柱を立て周りを埋めたとみられる。このような状況から、S B 010身舎北側において遮蔽する遺構などが考えられる。



第36図 SH110~112 実測図 (1/60、1/30)



(6) その他の遺構

① 穴穴建物

S H 110 (第 36 図、図版 12)

S D 055 と S B 012 のほぼ中間に位置し、主軸は約 6 度東に振る。平面形は 4.5m 四方の方形で深さ約 0.8m、炉や竈はなく、浅い周壁溝が四周する。主柱穴は 4 本で、柱痕跡はない。柱穴は直径約 0.6m の円形で、深さ約 0.8m である。原位置を保った遺物はなく、埋土中から須恵器の小片が極少量出土したのみである。一方、埋土に 5 cm 大の石英塊が顕著に含まれていたが、加工の痕跡はなく、性格は不明である。埋土は地山ブロック土を主とした土が建物の外側から内側へ向けて堆積しており、外側から土を入れて、一気に埋めたと考えられる。主軸の傾きは政府を構成する建物群とほぼ差はなく、住居跡の特徴もないため、官衙関連の遺構と考えられる。

S H 111 (第 36 図)

政府域内の北東、S B 016・017 南に接して位置する。S B 016 を切る。規模は長軸 4.5 m、短軸 2.5 m の歪な長方形プランである。

S H 112 (第 36 図)

政府域外の北西、第 2 次調査区の西側、S D 050 から約 50 m 西に位置する。規模は長軸 2.6 m × 短軸 2.2 m、深さ 0.1 ~ 0.2 m の不整形な方形プランで、北壁中央に竈を付設する。主柱穴は不明である。埋土は上層に黒灰、下層に淡灰褐色土などが堆積する。

竈主軸上の 0.6 m 離れた位置に径、深さとも 0.2 m 前後の小ピットを検出した。ピット内部には木炭と鉄屑らしい小さな粒を含んだ暗灰色土が詰まり、壁にはガラス状の溶解物が付着する。このピット北側には拳大前後の緑泥片岩塊石が 7・8 個集積し、その 0.5 m 程度東には 0.2 × 0.15 m、厚さ 0.1 m 弱の緑泥片岩の扁平石が置かれていた。出土遺物で取瓶（第 50 図 17）があるが、分析により銅製品を鋳造したものであることが判明したことから、このピットは銅製品の鋳造に関連する遺構である可能性が高く、かつ遺構の時期も出土土器から 8 世紀前半と考えられるため、政府官衙に関連すると想定される。

② 井戸

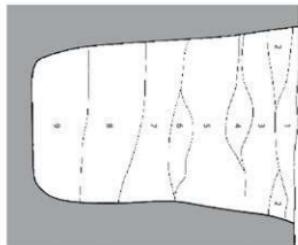
S E 080 (第 37 図、図版 12)

政府域の東、第 3 次調査区に位置する。S E 080 は S B 015 の東側で検出された。約 1.8m 四方の方形で、深さは約 2.8m である。壁はほぼ垂直で、各隅に 2 箇所ずつ窪みがあり柱を据えたとみられる。埋土上層は地山ブロック土主体の土であり、人為的に埋めたと考えられる。埋土下層は水分を多く含む砂礫土主体であった。底面中央には小型の甕が据え置かれた状態で出土した。埋土下部からは加工木材片が数点出土したが、用途などは不明である。他の遺構と重複せず、該当する時期の判断は難しい。

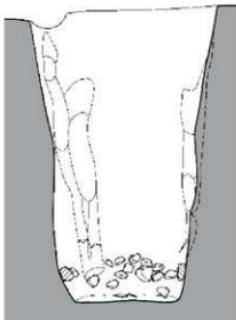
③ 土坑

S K 081 (第 38 図)

第 3 次調査区東で検出した。直径約 1.7m、深さ約 0.3m の円形土坑で、埋土に細砂や炭化物などが含



1. 明褐色土、10層アロック土少、炭化少、遺物有
2. 明褐色土、1層より10層アロック土多、遺物有
3. 明褐色土、10層アロック土有、遺物有
4. 明褐色土、3層より10層アロック土多、遺物有
5. 明褐色土、3層より10層アロック土多
かづたつやや軟、炭化少、遺物有
6. 黄褐色土、11層アロック土主体、暗褐色土有
7. 灰褐色土、明褐色と灰褐色の混土。
8. 灰褐色土、明褐色が埋くたまる。
9. 灰褐色土上、粘性強、水多、炭や13層中の礫有。
10. 黄褐色アロック土有
11. 青灰色砂質土、11層中の礫有、下部礁多、
灰黑色點土斑ら



第37図 SE080 実測図 (1/40)

まれる。底面被熱の痕跡や構築物も見られないことなどから、詳細な性格までは不明である。

S K 082 (第38図、図版12)

第3次調査区東で検出した。約1.3m×約0.9m、深さ約0.1mの楕円形土坑で、石・細砂・粘土で構築した炉と周囲に炭化物を充填した防湿構造をもつため、高度な鍛冶炉が想定される。輪羽口片が出土した。(第50図8・9)

S K 083 (第38図、図版12)

第3次調査区東で検出した。約0.8m四方、深さ約0.2mの方形土坑で、炉壁の破片や炭化物などとともに約0.3m大的の鍛錬が付着した大型の石(第52図23)が出土したため、鍛冶関連の廃棄土坑と考えられる。



S K 084・085（3次5・6号土坑）（第38図）

政庁域の南、第3次調査区南側境界付近のS D 055 東側の西側で検出した。削平・現代の掘削による擾乱を受けていたが、縦羽口片や鉛滓等が顕著に出土したため、鋳造関連遺構と考えられる。

S K 086（第38図）

政庁域の東、第3次調査区東端の谷部に近い位置で検出した。長軸 1.6m、短軸 1.3m の不整長方形を呈し、深さ約 0.8m である。底面に径約 0.3m のくぼみが 2 基並ぶ。柱痕跡はなかったが、埋土は細かい地山ブロック土で構成される。官衙関連遺構の埋土に特徴が似ているが、性格は不明である。

S K 087（第39図）

第3次調査区南の回廊状遺構の南側で検出した。外側の雨落ち溝と若干重複し、後続する。長軸 9.6m、短軸 2.2m、深さ約 0.5m である。埋土には垣壁のような固い土の塊が顕著に含まれていたが、性格を特定するような特徴は見出せない。

S K 088（第40図）

政庁域西側の第3-2次調査区西寄りで検出した小型土坑である。検出した規模は長さ 0.6m 以上、幅 0.6m ほどの隅丸長方形といった平面プランをもつ。深さはわずかに 0.1m ほどに過ぎない。

埋土は灰黄褐色土で顕著なものではなく、炭なども見えなかった。中に一方の壁が溶融した溶解炉かと思われる破片が遺棄されていた。

S K 089（第40図）

政庁域北端、第1次調査区 S D 055（1号大溝）に近接する。規模は径 0.7 m の円形プラン、深さは最大 0.95 m を測る。埋土は灰黄色のあまり締りのない埋土がほぼ一様に堆積していた。出土遺物は土師器小片 1 辺のみであるが、中世以前の可能性が高い。

S K 099（第40図）

政庁域北東の第4-1次調査区南寄りで検出した土坑である。検出した規模は南北長 1.5m、東西長 1.0m 以上で調査区外へとつづく歪な楕円形の平面プランである。

埋土は黒褐色灰黄褐色土で顕著なものではなく、炭なども見えなかった。

S K 102（第40図）

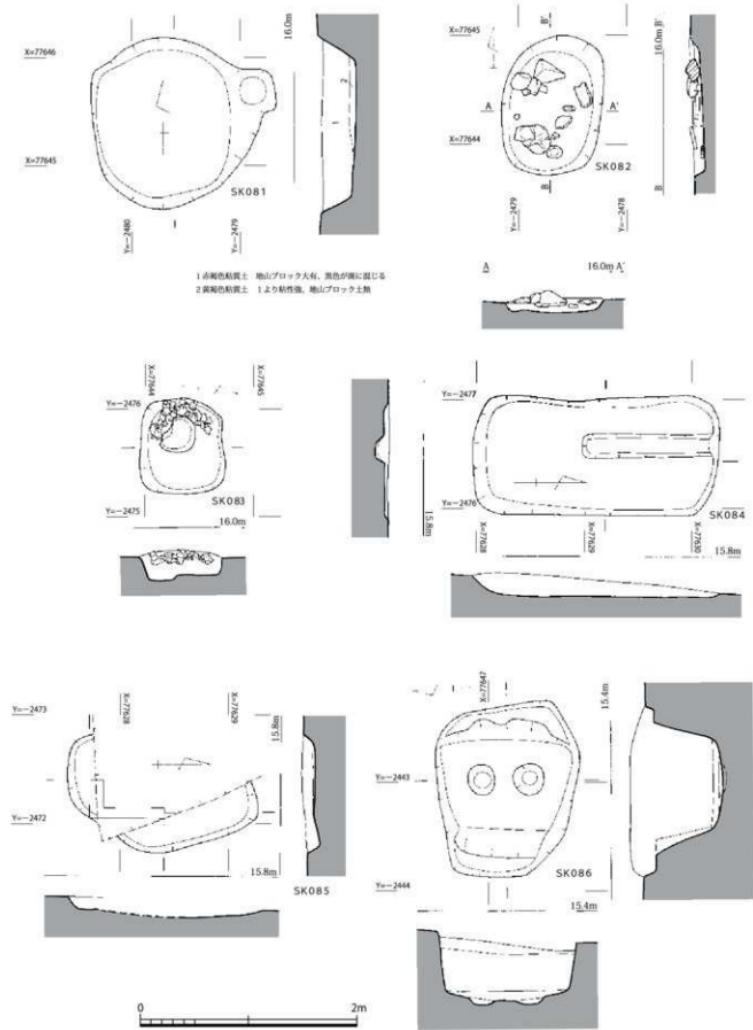
政庁域南側の第6次調査区西寄りで検出した土坑である。検出した規模は南北長 1.8m、東西長 1.3m 以上で調査区外へとつづく歪な楕円形の平面プランである。埋土は黄褐色土で、埋土中に花崗岩の小石片などがみられた。

S K 103（第40図）

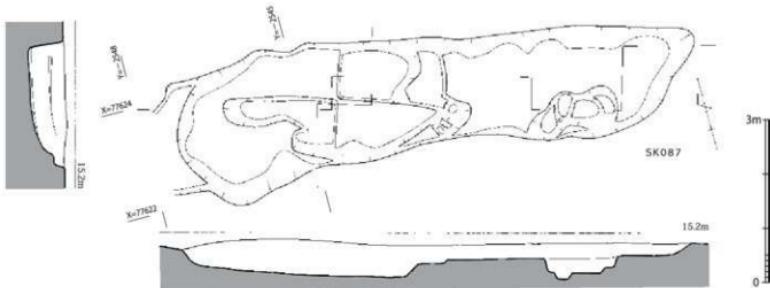
政庁域南側の第6次調査区西寄りで検出した土坑である。検出した規模は南北長 1.2m、東西長 0.9m、深さ 0.5m で平面プランは歪な長方形である。埋土は黄褐色土で、底部に直径 20cm、深さ 5cm ほどのピット状の窪みがある。

S K 104（第41図）

政庁域北（S B 001 の北）の第4-2次調査区南寄りで検出した土坑である。検出した規模は南北長 2.5m、東西長 1.9m を測る歪な楕円形の平面プランである。埋土は黒褐色土で、土師器片、須恵器片などが出土した。



第38図 SK081~086 実測図 (1/40)



第39図 SK087 実測図 (1/80)

SK 105 (第41図)

政庁域北 (S B 001の北) の第4-2次調査区南寄りで検出した土坑である。SK 105の西に近接する。検出した規模は長軸2.9m、短軸2.2mを測る。歪な楕円形の平面プランである。

埋土は黒褐色土で、周囲は攪乱による掘削跡がある。

SK 106 (第40図)

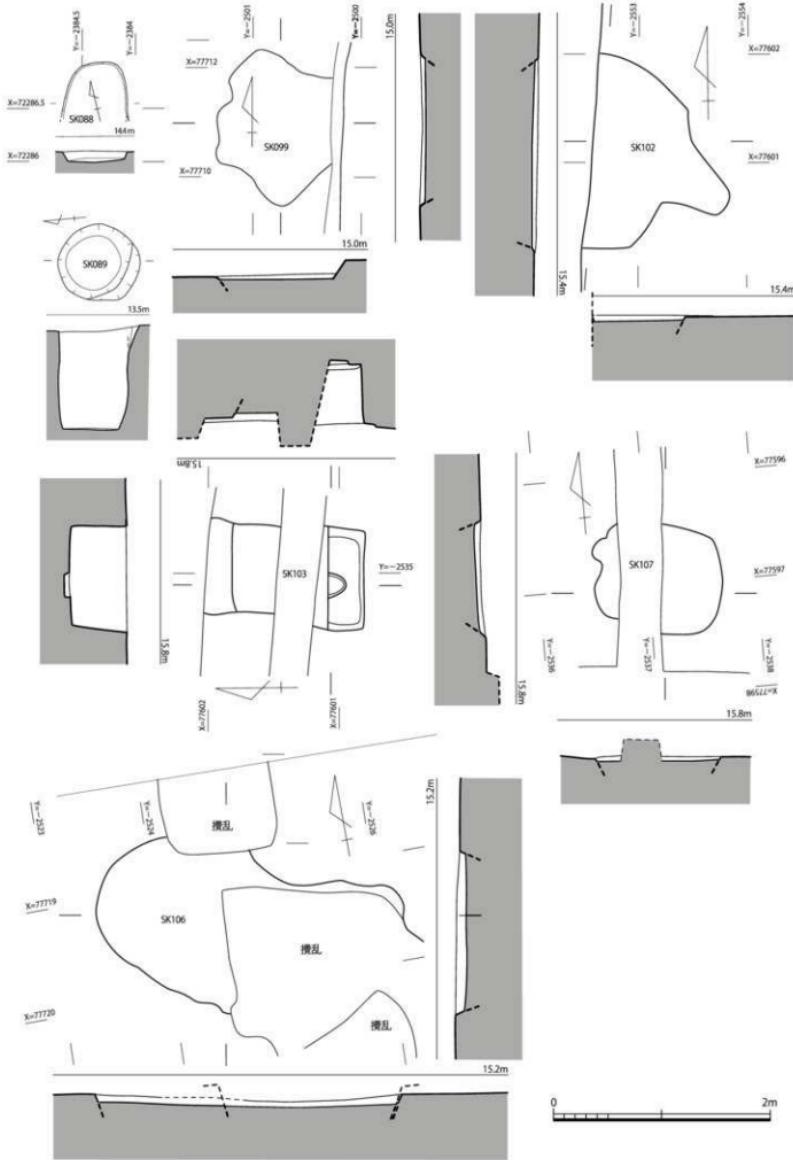
政庁域の北 (S B 001の北) の第7次調査区北寄りで検出した土坑である。S B 018と重複する位置にある。検出した規模は長軸3.9m、短軸1.3mを測る。歪な楕円形の平面プランである。埋土は黒褐色土で炭や焼土などが多く含まれていた。建替えられた現代住居建物の直下にあったこと、水道管、および植木の根等があった関係で攪乱による掘削跡が南側と北側にある。

SK 107 (第40図)

政庁域の南、外側の第6次調査トレンチで検出した土坑である。SK 105の西に近接する。検出した規模は長軸1.2m、短軸1.15mを測る。歪な円形の平面プランである。

SK 108 (第42図)

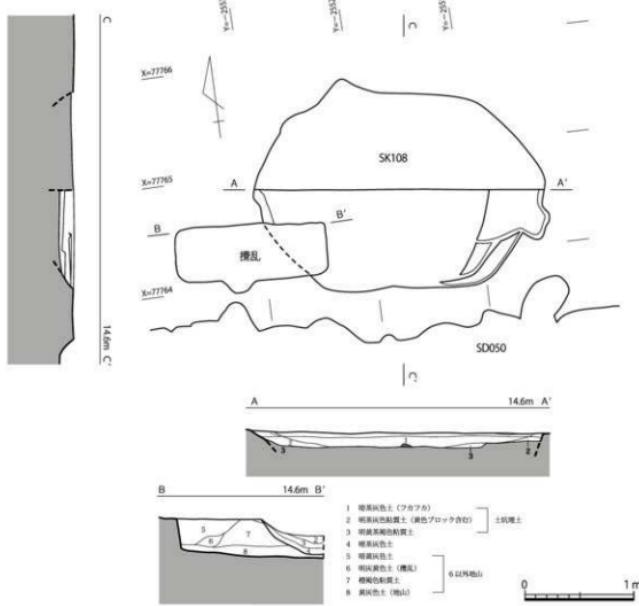
政庁域北の第8次調査区南寄りで検出した土坑である。SD 050の北に近接する。検出した規模は長軸2.7m、短軸1.8mを測る。やや歪な楕円形の平面プランである。埋土は暗茶灰色土で、西側には攪乱による掘削跡がある。



第40図 SK088・089・099・102・103・106・107実測図 (1/40)



第41図 SK104・105実測図 (1/40)



第42図 SK108実測図（1/40）

④整地層

S X 154（第33図）

第3次調査区の西側拡張地で確認した。西面回廊の柱列外側にみられる整地層である。おそらく柱穴埋設前の整地層の痕跡であろう。この整地層と区画溝SD 050との関係については不明だが、同時期に回廊状遺構SA 033が配されることから、大きくかけ離れた時期を想定し難い。



第V章 出土遺物

(1) 土器 (第43～46図、図版13・14)

完掘していない遺構が多いため、特に建物遺構の時期を示す遺物は多くない。遺構に伴って出土した土器のうち、最も古い形態を示すのはⅡ期西脇殿S B 014（3次調査1号掘立柱建物）の柱痕から出土した須恵器坏蓋（第48図3）である。痛みに高さがあり、口縁部をしっかりと折り返す。7世紀第4四半期に比定される。礎に転用した形跡があるため、転用礎として報告する。一方、Ⅰ期東脇殿S B 012（3次調査2号掘立柱建物）の柱穴掘方から、低い高台が底部外縁よりやや内側につく須恵器坏身（第43図2）が出土している。8世紀第1四半期に比定される。配置から推定される遺構の新旧関係と矛盾している状況である。出土土器の主体をなすのは8世紀前半の遺物である。報告遺物の詳細については、第3～7表を参照いただきたい。

第3表 土器一覧表①

＜東＞は九州歴史資料館 2014『福原害原遺跡・福原長者原遺跡』報告書

編 番 号	種 類	器 種	出土地点	注記名 (取り上げ番号)	法面（cm） (柱穴直径×柱高) (深さ×幅) (残存部)	形態・技法の特徴	A：胎土 B：焼成 C：色調	備 考
43-1	須恵器	坏身	SBD01 (Ⅱ)	柱穴2	②(1, 8) ③(12, 6)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地な砂粒をわずかに含む B：良好 C：灰色	△東331図-24
43-2	須恵器	坏身	SBD02 (1)	3次 柱穴 掘方	①(3, 8) ②(2, 2) ③(8, 2)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地な砂粒をわずかに含む B：良好 C：灰色	△東331図-6
43-3	須恵器	萬坪	SBD02 (1)	3次 柱穴 掘方	②(1, 9)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地な砂粒をわずかに含む B：良好 C：灰色	△東331図-5 内外とも自然釉
43-4	須恵器	坏身	SBD04 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	②(2, 4)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地な砂粒をわずかに含む B：良好 C：灰色	△東331図-2
43-5	須恵器	脚置	SBD04 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	②(1, 0)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地な砂粒をわずかに含む B：良好 C：褐色	△東331図-3 内外とも自然釉
43-6	土師器	鉢	SBD04 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	②(7, 4)	外面：ケズリ、ミガナ 内面：ミガナ	A：無地な砂粒をわずかに含む B：良好 C：褐色	△東331図-1
43-7	土師器	瓶	SBD04 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	②(6, 2)	外面：ケズリ・施ナデ 内面：薄隕	A：2mm以下の砂粒を多く含む B：良好 C：褐色	△東331図-4 図版14
43-8	須恵器	坏蓋	SBD05 (Ⅱ)	5次 柱穴 掘方	②(1, 1)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地な砂粒をわずかに含む B：良好 C：褐色	△東331図-7
43-9	須恵器	坏蓋	SBD05 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	②(2, 0)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地な砂粒をわずかに含む B：良好 C：褐色	△東331図-11
43-10	須恵器	坏蓋	SBD05 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	①(16, 0) ②(0, 0)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：2mm以下の砂粒を多く含む B：良好 C：灰色	△東331図-10
43-11	須恵器	坏蓋	SBD05 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	②(1, 7)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地な砂粒をわずかに含む B：良好 C：褐色	△東331図-12
43-12	須恵器	坏蓋	SBD05 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	②(1, 65)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地な砂粒をわずかに含む B：良好 C：褐色	△東331図-13
43-13	須恵器	坏蓋	SBD05 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	②(1, 65)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地な砂粒をわずかに含む B：良好 C：褐色	△東331図-14
43-14	須恵器	坏蓋	SBD05 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	②(0, 7)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地 B：良好 C：褐色	△東331図-8
43-15	須恵器	坏蓋	SBD05 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	②(1, 3)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地な砂粒をわずかに含む B：良好 C：褐色	△東331図-15
43-16	須恵器	坏身	SBD07 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	②(1, 2)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地な砂粒をわずかに含む B：良好 C：褐色	△東331図-23
43-17	須恵器	坏身	SBD05 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	②(1, 7) ③(9, 2)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：2mm以下の砂粒を多く含む B：良好 C：褐色	△東331図-19
43-18	須恵器	坏身	SBD05 (Ⅱ)	3次 柱穴 掘方	②(2, 55)	外面：回転ナガ 内面：回転ナガ	A：無地な砂粒をやや多く含む B：良好 C：褐色	△東331図-16

第4表 土器一覧表②

掲載番号	種類	器種	出土地点	注記名 (取り上げ番号)	法量 (cm) ①(100%縮尺)②(高木標準)(復元値)③(保存値)	形態・技法の特徴	A: 砂土 B: 陶成 C: 色調	備考
43-19	瓶底器	环身	SB015 (II)	3次 柱立柱建物 3-P14 断面	② (2.3)	外面: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒を多く含む B: 良好 C: 黄褐色	東331図-17
43-20	瓶底器	环身	SB015 (II)	3次 柱立柱建物 3-P2 断面	② (1.4)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: やや不良 C: 深褐色	東331図-18
43-21	瓶底器	垂	SB015 (II)	3次 柱立柱建物 3-P2 断面	② (3.05)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 黄褐色	東331図-20
43-22	瓶底器	垂	SB015 (II)	3次 柱立柱建物 3-P2 断面	② (7.7)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 深灰色	東331図-22
43-23	土師器	坪	SB016	924 トレンチ I 3-9	② (3.25)	外側: ナブ 内面: ナブ	A: 2mm以下の白砂粒を含む B: 良好 C: 緑色	
43-24	瓶底器	脚部	SM040	924 トレンチ I 3-11	② (1.55) ③ (16.0)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 1mm以下の砂粒を多く含む B: 良好 C: 黄褐色	
43-25	瓶底器	甕?	SD050 (II)	3次 東側大溝 上層	② (3.8)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: (内) 深褐色	東331図-43
43-26	瓶底器	甕?	SD050 (II)	3次 南側大溝 中層	② (6.2)	外側: 回転ナブ, タッカ 内面: 回転ナブ, 円心丸文	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 黄褐色	東331図-46 図版14
43-27	瓶底器	甕?	SD050 (II)	3次 南側大溝 断面	① (19.2) ② (4.0)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 黄褐色	東331図-45
43-28	瓶底器	环身	SD050 (II)	3次 東側大溝 下層	② (15.5)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 黄褐色	東331図-47
43-29	瓶底器	环身	SD050 (II)	3次 南側大溝 3.5	① (12.8) ② (3.5)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 深褐色	東331図-48 内面に墨跡
44-1	瓶底器	坪	SD050 (II)	3次 東側大溝 上層	② (1.8)	外側: 回転ナブ, 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 黄褐色	東331図-25
44-2	瓶底器	坪	SD050 (II)	3次 東側大溝 上層	② (1.1)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 深褐色	東331図-26
44-3	瓶底器	盖?	SD050 (II)	3次 東側大溝 上層	② (3.2)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 深褐色	東331図-27
44-4	瓶底器	甕?	SD050 (II)	3次 東側大溝 上層	② (6.7) ③ (9.8)	外側: 回転ナブ, 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 深褐色	東331図-30
44-5	瓶底器	脚部	SD050 (II)	3次 東側大溝 中層	② (1.7)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 深褐色	東331図-31
44-6	瓶底器	甕?	SD050 (II)	3次 東側大溝 中層	② (3.05) ③ (8.0)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: (内) 深褐色	東331図-33
44-7	瓶底器	甕?	SD050 (II)	3次 東側大溝 中層	② (6.2) ③ (13.0)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 黄褐色	東331図-34
44-8	瓶底器	环身	SD050 (II)	3次 東側大溝 下層	② (4.25) ③ (11.1)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: (内) 深褐色	東331図-36
44-9	瓶底器	环身	SD050 (II)	3次 南側大溝 下層	② (1.7)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: (内) 深褐色	東331図-37
44-10	瓶底器	坪	SD050 (II)	3次 南側大溝 下層	① (14.8), ② (2.5)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: (内) 深褐色	東331図-38
44-11	瓶底器	坪	SD050 (II)	3次 南側大溝 下層	② (1.5)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 良好 B: 良好 C: 黄褐色	東331図-39
44-12	瓶底器	环身	SD050 (II)	3次 南側大溝	② (1.5)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 黄褐色	東331図-41
44-13	土師器	甕?	SD055 (I)	3次 東側大溝	② (3.1)	草葉のため調査不明	A: 微細な砂粒をやや多く含む B: 良好 C: 深褐色	東333図-25
44-14	瓶底器	甕?	SD063	6次 トレンチ 8-7 SD1検出	② (4.0)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 2mm以下の白砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 黄褐色	
44-15	瓶底器	甕?	SD063	6次 トレンチ 8-8 SD1	② (2.65)	外側: タマキ模様 内面: 円心丸文相当直楕	A: 2mm以下の砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 黄褐色	
44-16	瓦器	坪	SD064	925 トレンチ 8-9 SD1上層 (南側辺)	② (2.9)	外側: 回転ナブ 内面: 回転ナブ	A: 1mm以下の砂粒を多く含む B: 良好 C: 黄褐色	
44-17	土師器	甕?	SD067	924 西地区 西側倒	② (3.95)	外側: ナブ 内面: ナブ	A: 1mm以下の白砂粒を含む B: 良好 C: 緑色	
44-18	土師器	瓶	SB010	3次 壁穴建物 1	② (5.8)	草葉のため調査不明	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 深褐色, 黒褐色	東333図-24
44-19	土師器	瓶	SB010	3次 壁穴建物 1	② (4.4)	草葉のため調査不明	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 深褐色, 黑褐色	東333図-23
44-20	土師器	甕?	SB010	3次 壁穴建物 1	② (3.5)	草葉のため調査不明	A: 微細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 深褐色	東333図-22

第5表 土器一覧表③

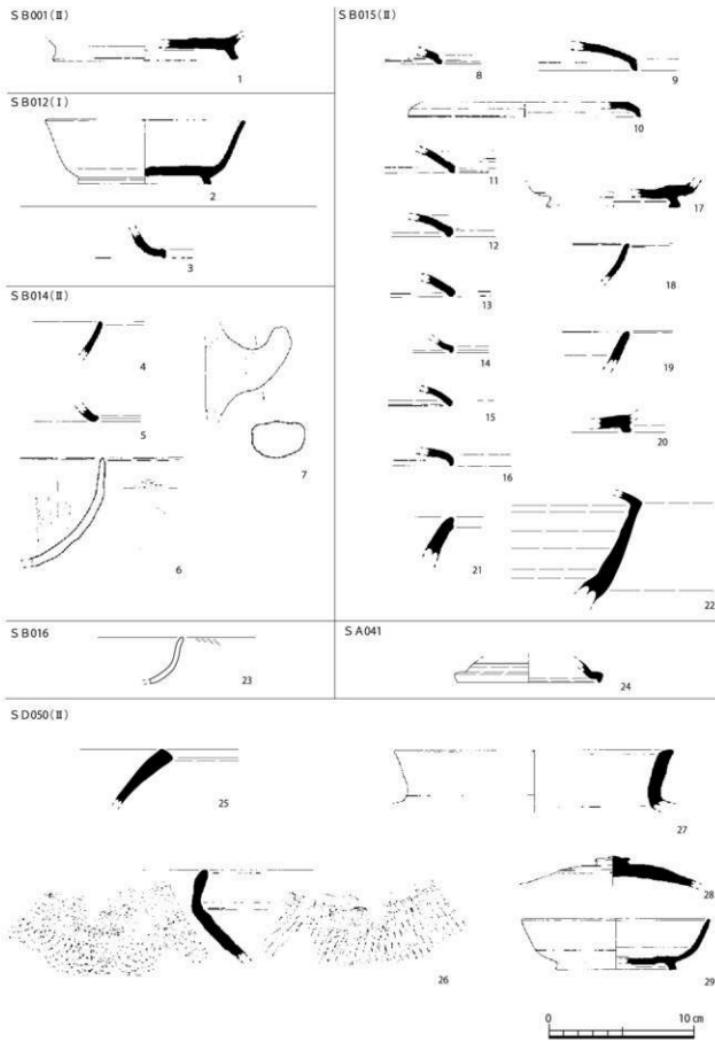
揭露番号	種類	器種	出土地点	注記名 (取上げ番号) 等(復元標)	法量 (cm) (C=2面削減後底面大根 径×復元標) (四角形)	形態・技法の特徴	A: 砂土 B: 槌成 C: 色調	備考
44-21	直底器	坪身	SK072	3次 (底9)	② (3, 45) ③ (8, 2)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 濃紺な砂粒をわずかに含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東332図-29
44-22	直底器	楕	SE080 1層	3次 土灰1 1層	② (3, 5)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 濃紺な砂粒をわずかに含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東332図-6
44-23	土師器	坪	SE080 1層	3次 土灰1 1層	② (1, 45)	壁底のため調整不明	A: 濃紺な砂粒をわずかに含む B: 砂土不具 C: 黄褐色, (内) 青色	東333図-30
44-24	直底器	坪蓋	SE080 5層	3次 土灰1 5層	② (1, 2)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 濃紺な砂粒をわずかに含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東332図-8
44-25	土師器	蓋?	SE080 5層	3次土 灰1 5層	② (12, 4)	外面: ハケメ 内面: ハケメ	A: 濃紺な砂粒をやや多く含む B: 砂土不具 C: 黄褐色, 灰褐色, (内) 黄褐色, 黑褐色	東333図-33
44-26	土師器	蓋	SE080 1層	3次 土灰1 底灰	① 14.6 ② 11.5	外面: ケズリ 内面: ナメ	A: 3mm以下砂粒を含む B: 砂土不具 C: 黄褐色, 黄褐色	東333図-34
44-27	直底器	坪蓋	SE080	3次 土灰1	② (1, 05)	壁底のため調整不明	A: 濃紺な砂粒をわずかに含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東332図-1
44-28	直底器	坪蓋	SE080	3次 土灰1	② (1, 15)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 濃紺な砂粒をわずかに含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東332図-2
44-29	直底器	坪身	SE080	3次 土灰1	② (2, 2) ③ (2, 5)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 濃紺な砂粒をわずかに含む B: 砂土不具 C: 黄褐色, (内) 青色	東332図-3 図版14
44-30	直底器	坪身	SE080	3次 土灰1	② (2, 05)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 濃紺な砂粒をわずかに含む B: 砂土不具 C: 黄褐色, 黑褐色	東332図-4 内外面とも背景あり
44-31	土師器	蓋?	SE080 1層	3次 土灰1 1層	② (5, 8)	外面: ハケメ 内面: ハケメ	A: 濃紺な砂粒をやや多く含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東333図-32
44-32	土師器	蓋?	SE080	3次 土灰1	② (4, 8)	外面: ハケメ 内面: 壁底	A: 濃紺な砂粒をわずかに含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東333図-31
45-1	直底器	坪曲	SK082	3次 土灰3	② (0, 90)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 濃紺な砂粒をわずかに含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東332図-10
45-2	土師器	蓋	SK104	924 トレンチ2 018	② (4, 4)	外面: ハケメ 内面: ハケメ, ナメ	A: 3mm以下の白色砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: 明る褐色	東332図-11
45-3	土師器	蓋	SK104	924 トレンチ2 3-018	① (14, 8) ② (4, 0)	外面: ナメ 内面: ナメ	A: 3mm以下の砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: 明る褐色	東333図-32
45-4	土師器	蓋	SK104	924 トレンチ2 5-018	② (3, 1)	外面: ハケメ 内面: ナメ	A: 3mm以下の白色砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: 明る褐色	東333図-31
45-5	瓦器	皿	SK104	4次 トレンチ2 6-018①	② (2, 3) ③ (9, 0)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 3mm以下の白色砂粒を含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東332図-11
45-6	土師器	楕	SK107	925 トレンチ 10-B P 1 t (底)	② (5, 4)	壁底のため調整不明	A: 3mm以下の白色砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東333図-32
45-7	直底器	坪蓋	SK106	925 トレンチ2-A 黄褐色土, 上層	② (2, 0)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 3mm以下の砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東333図-31
45-8	直底器	坪蓋	SK106	925 トレンチ2-A 黄褐色土, (上層)	① 17.2 ② 2.75	外面: 回転ナメ 内面: ケズリ, ケズリ 平行ナメ	A: 3mm以下の砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: (内) 青色, 黄褐色, (内) 青色	図版13
45-9	直底器	坪蓋	SK106	925 トレンチ2-A 黄褐色土, (上層)	① (14, 0) ② (2, 0)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 3mm以下の砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: (内) 黄褐色, (内) 白色	東333図-31
45-10	直底器	底盤	SK106	925 トレンチ2-A 黄褐色土	② (1, 45)	外面: ナメ 内面: ナメ	A: 3mm以下の白色砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: (内) 黄褐色, (内) 黄褐色	東333図-31
45-11	直底器	坪身	SK106	925 トレンチ2-A 黄褐色土, (上層)	① (15, 7) ② 6.2 ③ (11, 1)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 3mm以下の砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: (内) 黄褐色, (内) 黄褐色	東333図-31
45-12	直底器	楕	SK106	925 トレンチ2-A 黄褐色土, (上層)	① (15, 4) ② (2, 6)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 濃紺な砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東333図-31
45-13	直底器	楕	SK106	925 トレンチ2-A 黄褐色土, (上層)	① (15, 9) ② (0, 2)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 3mm以下の白色砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東333図-31
45-14	直底器	楕	SK106	925 トレンチ2-A 黄褐色土	② (2, 85)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 3mm以下の砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: 黄褐色	東333図-31
45-15	直底器	皿	SK106	925 トレンチ2-A 黄褐色土, (上層)	① (13, 9) ② (4, 05)	外面: 回転ナメ 内面: 回転ナメ	A: 3mm以下の白色砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: (内) 黄褐色, (内) オリーブ色	東333図-31
45-16	直底器	楕	SK106	925 トレンチ2-A 黄褐色土, (上層)	② (1, 45)	外面: ナメ, カキメ 内面: ナメ	A: 3mm以下の砂粒を多く含む B: 砂土不具 C: オリーブ色	東333図-31

第6表 土器一覧表④

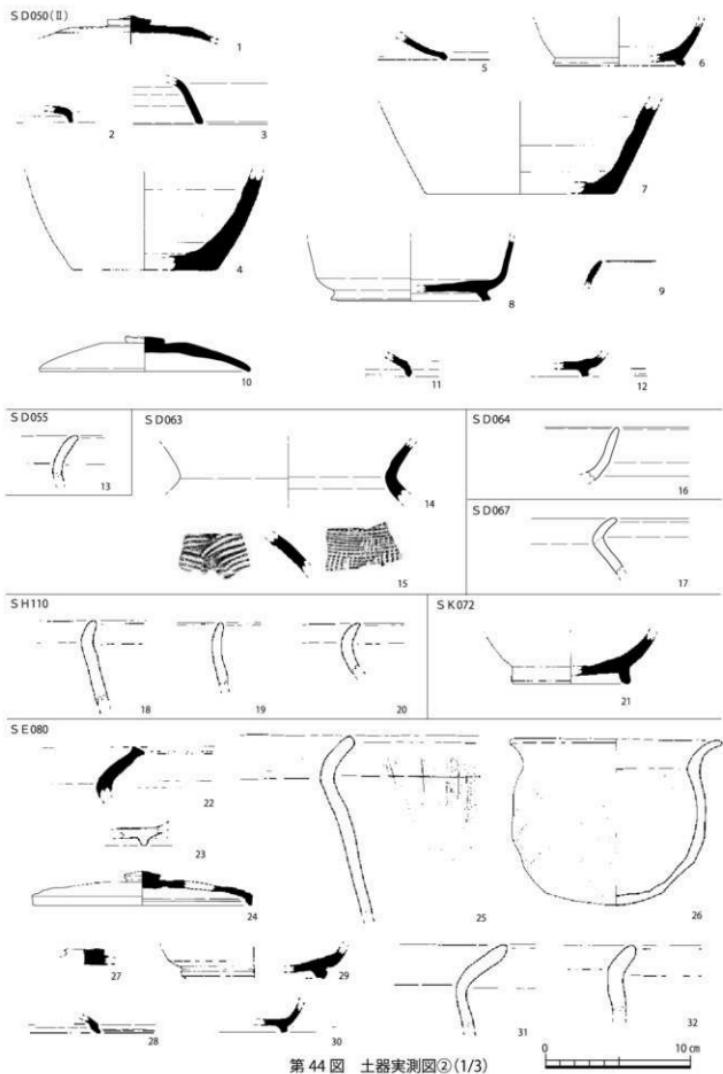
器種番号	種類	器種	出土地点	注記名 (取上げ番号)	法量 (cm) (印字標識記述の最高水位 (復元値) (復原倉庫))	形態・技法の特徴	A: 砂土 B: 烧成 C: 色調	備考
45-17	瓶壺器	甕	SI160	H25 トレンチ1-A 黄茶褐色土	② (1.7)	外面: タモキ底カヌメ 内面: 向心円文立て具模	A: 2mm以下の白色砂粒を多く含む B: 良好 C: (S) 黄褐色、(内) 灰白色	
45-18	瓶壺器	甕	SI160	H25 トレンチ1-A 黄茶褐色土 (上層)	① (25.0) ② (5.2)	外面: ヨコナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 1mm以下の砂粒を多く含む B: 良好 C: (S) 黄褐色、(内) 黄褐色	
45-19	瓶壺器	甕	SI160	H25 トレンチ1-A 黄茶褐色土	② (10.7)	外面: タモキ 内面: 向心円文立て具模 ナガ酒レ	A: 繊細な砂粒を多く含む B: 良好 C: (S) 黄褐色、(内) 黄褐色	図版14
45-20	瓶壺器	甕	SI160	H25 トレンチ1-A 黄茶褐色土 (上層)	② (8.4)	外面: タモキ底カヌメ 内面: 回転ナラブ当て具模	A: 1mm以下の砂粒を多く含む B: 良好 C: 灰褐色	
45-21	土師器	甕	SI160	H25 トレンチ1-A 黄茶褐色土	① (10.0) ② (3.4)	外面: ヨコナラブ 内面: ヨコナラブ	A: 2mm以下の白色砂粒を多く含む B: 良好 C: (S) 黄褐色	
45-22	土師器	甕	SI160	H25 トレンチ1-A 黄茶褐色土	① (29.2) ② (5.65)	擦脱のため不明	A: 2mm以下の白色砂粒を多く含む B: 良好 C: (S) 黄褐色	
45-23	土師器	甕	SI160	H25 トレンチ1-A 黄茶褐色土 (上層)	① (15.0) ② (4.6)	擦脱のため調査不明	A: 3mm以下の白色砂粒を多く含む B: 良好 C: 灰色	
45-24	土師器	甕	SI160	H25 トレンチ1-A 黄茶褐色土	① (17.3) ② (2.4)	外面: ヨコナラブ 内面: ヨコナラブ	A: 3mm以下の砂粒を多く含む B: 良好 C: 灰色	
45-25	土師器	甕	SI160	H25 トレンチ1-A 黄茶褐色土 (上層)	② (5.3)	外面: ヨコナラブ 内面: ヨコナラブ	A: 2mm以下の白色砂粒を多く含む B: 良好 C: (S) 黄褐色	
45-26	土師器	甕	SI160	H25 トレンチ1-A 黄茶褐色土	② (4.3)	外面: ハケメ 内面: ヨコナラブ	A: 1mm以下の砂粒を多く含む B: 良好 C: (S) 黄褐色	
45-27	土師器	甕	SI160	H25 トレンチ1-A	② (4.8)	外面: ハケメ 内面: ハケメ、ナラブ	A: 2mm以下の白色砂粒を多く含む B: 良好 C: 灰色、灰褐色	
45-28	土師器	甕	SI160	H25 トレンチ1-A 帯地帶中 (北)	② (8.3)	外面: ハケメ 内面: クラリブ	A: 3mm以下の白色砂粒を多く含む B: 良好 C: 灰色	
45-29	土師器	甕?	SI160	H25 トレンチ1-A 帯地帶中 (北)	② (2.7)	外面: ヨコナラブ 内面: ヨコナラブ	A: 2mm以下の白色砂粒を多く含む B: 良好 C: (S) 黄褐色	
45-30	土師器	甕	SI160	H25 トレンチ1-A 帯地帶中 (北)	② (4.0)	外面: ナラブ 内面: ナラブ	A: 2mm以下の白色砂粒を多く含む B: 良好 C: (S) 黄褐色	
46-1	瓶壺器	坪壠	その他	3次 埴輪	① (17.2) ② 3.0	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 繊細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 灰褐色	(東) 302 図-11
46-2	瓶壺器	坪壠	その他	3次 埴輪	① (18.0) ② (2.5)	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 繊良 B: 良好 C: 灰色	(東) 302 図-16
46-3	瓶壺器	坪壠	その他	3次 埴輪	① (13.2) ② 1.15	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 1mm程度の小石を含む B: 良好 C: 灰色	(東) 302 図-17
46-4	瓶壺器	坪壠	その他	トレンチ1 sondage	① (12.8) ② 1.9	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ 中央部 ヨリナラブ	A: 繊細な白色砂粒を多く含む B: 良好 C: 灰色	輪状つまみ 図版13
46-5	瓶壺器	坪壠	その他	トレンチ2 sondage	② (2.05)	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 繊細な砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 灰白色	
46-6	瓶壺器	坪壠	その他	トレンチ1	② (1.25)	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 0.5mm以下の砂粒を含む B: 良好 C: (S) 明るい色、(内) 灰白色	
46-7	瓶壺器	坪壠	その他	トレンチ2	② (1.05)	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 1mm以下の白色砂粒を多く含む B: 不良 C: 灰白色	
46-8	瓶壺器	坪壠	その他	トレンチ1 sondage	② (1.15)	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 1mm以下の砂粒をわずかに含む B: 良好 C: 灰色	
46-9	瓶壺器	坪壠	その他	トレンチ1	② (1.25)	外面: ナラブ	A: 1mm以下の砂粒を多く含む B: 良好 C: 灰褐色	
46-10	瓶壺器	坪壠	その他	6次 トレンチ10-B	② (1.9)	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 1mm以下の砂粒を含む B: 良好 C: 灰白	
46-11	瓶壺器	坪壠	その他	トレンチ1	① (16.0) ② (4.2)	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 1.5mm以下の砂粒を含む B: 良好 C: 灰白	
46-12	瓶壺器	坪壠	その他	トレンチ1	② (2.5) ③ (8.0)	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 1.5mm以下の砂粒を含む B: 良好 C: 灰白色	
46-13	瓶壺器	坪壠	その他	4次調査	② (1.6)	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 1mm以下の白色・黑色砂粒を含む B: 良好 C: 灰色	
46-14	瓶壺器	坪壠	その他	4次調査	② (1.3)	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 1mm以下の白色・黑色砂粒を含む B: 良好 C: 灰色	
46-15	瓶壺器	坪壠	その他	H24 トレンチ5-A 表土	② (4.3)	外面: 回転ナラブ 内面: 回転ナラブ	A: 1mm以下の砂粒を多く含む B: 良好 C: (S) 黄、(内) 黄褐色	

第7表 土器一覧表⑤

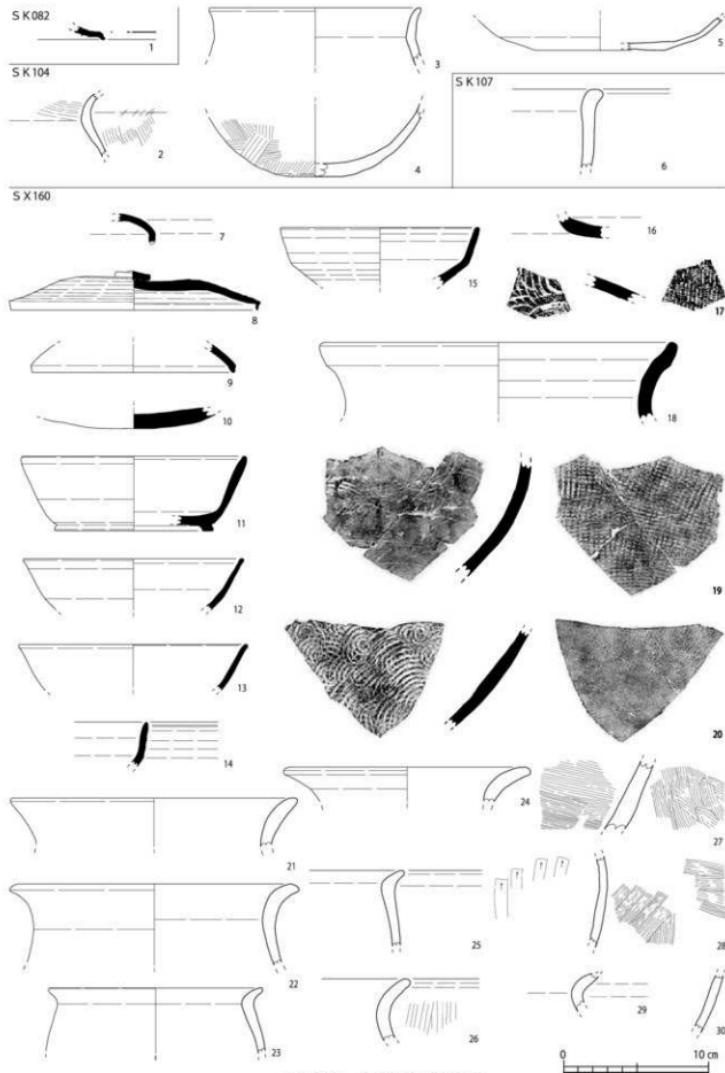
番号	種類	器種	出土地点	注記名 (取り上げ番号)	法量(cm) ◎(中空部面積×最高部 深さ×火候)	形態・技法の特徴	A:胎土 B:焼成 C:色調	備考
46-16	須恵器	环身	その他の トレンチ1 S-064	◎(1.05) ◎(7.4)	外面:回転ナメ 内面:回転ナメ	A:3mm以下の砂粒をわずかに含む B:良好 C:灰褐色		図版14
46-17	須恵器	环身	その他の トレンチ1 S-063	◎(1.7)	外面:回転ナメ 内面:回転ナメ	A:無地な白色砂粒を含む B:良好 C:灰褐色		
46-18	須恵器	純	その他の トレンチ1 S-C	◎(0.55)	外面:へら作り 内面:回転ナメ	A:1mm以下の砂粒をわずかに含む B:良好 C:灰褐色		
46-19	須恵器	高台形	その他の トレンチ1 S-064	◎(1.7)	外面:回転ナメ 内面:回転ナメ	A:3mm以下の砂粒を多く含む B:良好 C:灰褐色		
46-20	須恵器	直	その他の トレンチ1 慢丸	◎(3.1) ◎(15.3)	外面:回転ナメ 内面:回転ナメ	A:3mm以下の砂粒を多く含む B:良好 C:灰褐色		図版14
46-21	須恵器	环身	その他の トレンチ1	◎(2.1)	外面:回転ナメ 内面:回転ナメ	A:3mm以下の砂粒をわずかに含む B:良好 C:灰褐色		
46-22	須恵器	环身	その他の トレンチA 表土	◎(3.45)	外面:回転ナメ 内面:回転ナメ	A:3mm以下の砂粒をわずかに含む B:良好 C:灰褐色		
46-23	須恵器	直	その他の トレンチ5 A 表土	◎(2.1)	外面:回転ナメ 内面:回転ナメ	A:無地な砂粒を多く含む B:良好 C:灰褐色		
46-24	須恵器	直	その他の トレンチ1 S-053	市原出土	外面:タカタ 内面:回転ナメ	A:1mm以下の白色砂粒を多く含む B:良好 C:灰褐色		
46-25	須恵器	直	その他の トレンチ5 S-A'	◎(3.85)	外面:タカタ後カキメ 内面:同心円文当て具備	A:1mm以下の砂粒を多く含む B:良好 C:灰褐色		
46-26	須恵器	直	正殿地区 トレンチ2	◎(3.7)	外面:タカタ 内面:同心円文当て具備	A:1.5mm以下の砂粒をわずかに含む B:良好 C:灰褐色		
46-27	須恵器	直	その他の トレンチ1	◎(3.7)	外面:タカタ 内面:同心円文当て具備	A:1mm以下の砂粒をわずかに含む B:良好 C:灰褐色		
46-28	須恵器	直	その他の トレンチ1 表土	◎(3.8)	外面:タカタ 内面:同心円文当て具備	A:1mm以下の砂粒をわずかに含む B:良好 C:灰褐色		
46-29	須恵器	直	その他の トレンチ1 かう?	◎(4.1)	外面:タカタ 内面:同心円文当て具備	A:1mm以下の砂粒を含む B:良好 C:灰褐色		
46-30	須恵器	直	その他の トレンチ1 S-036	◎(3.9)	外面:タカタ後カキメ 内面:同心円文当て具備	A:1mm以下の白色・黒色砂粒を多く含む B:良好 C:緑褐色		
46-31	土師器	环	その他の トレンチ1 慢丸	◎(1.05)	外面:ヨコナメ 内面:ナメ	A:無地な黑色・白色砂粒を多く含む B:良好 C:灰褐色		
46-32	土師器	瓶	その他の トレンチ1 表土	◎(3.5)	ナメ、微細仄窓	A:3mm以下の砂粒を含む B:良好 C:灰褐色		
46-33	土師器	直	その他の トレンチ1 南端	◎(2.6)	外面:タカタ 内面:同心円文当て具備	A:1.5mm以下の砂粒をわずかに含む B:良好 C:灰褐色		
46-34	土師器	直	その他の トレンチ2 S-007	◎(6.15)	等減のため調節不明	A:1mm以下の白色砂粒を非常に多く含む B:良好 C:灰褐色		
46-35	土師器	剪塙上器	その他の トレンチ1 S-052	◎(4.7)	外面:ナメ 内面:ナメ	A:3mm以下の砂粒を多く含む B:やや不良 C:にほい褐色		
46-36	瓦器	鉢	その他の トレンチ6-C 表土	◎(3.45)	外面:回転ナメ 内面:ミガキ	A:1mm以下の砂粒を多く含む B:良好 C:灰褐色		
46-37	土師質	鉢	その他の トレンチ1 表土	◎(3.6)	外面:回転ナメ 内面:回転ナメ	A:1mm以下の砂粒を含む B:やや不良 C:灰褐色		
46-38	土師質	鉢	その他の 後背地区 トレンチ2	◎(2.85)	外面:ナメ 内面:ヘラカズリ後ナメ	A:3mm以下の白色砂粒をわずかに含む B:良好 C:にほい褐色		
46-39	陶器	すり鉢	その他の トレンチ8-A 表土	◎(6.6)	外面:脚窓、ナメ 内面:7条1単位のスリリ	A:3mm以下の白色砂粒をわずかに含む B:良好 C:灰褐色		
46-40	陶器	直	その他の トレンチ2 草疊上位	◎(7.4) ◎(1.8)	外面:織目で草花文 内面:織目	A:無地 B:良好 C:(裏地)暗灰、(輪)灰褐色		
46-41	磁器	染付け	その他の トレンチ6-C 表土	◎(3.9)	輪郭、外面に染付け (花文)	A:暗灰 B:良好 C:灰褐色、染付け:濃紺褐色		
46-42	磁器	碗?	その他の 後背地区	◎(2.2)	内面に染付け	A:無地 B:良好 C:灰褐色、染付け:暗緑灰色		



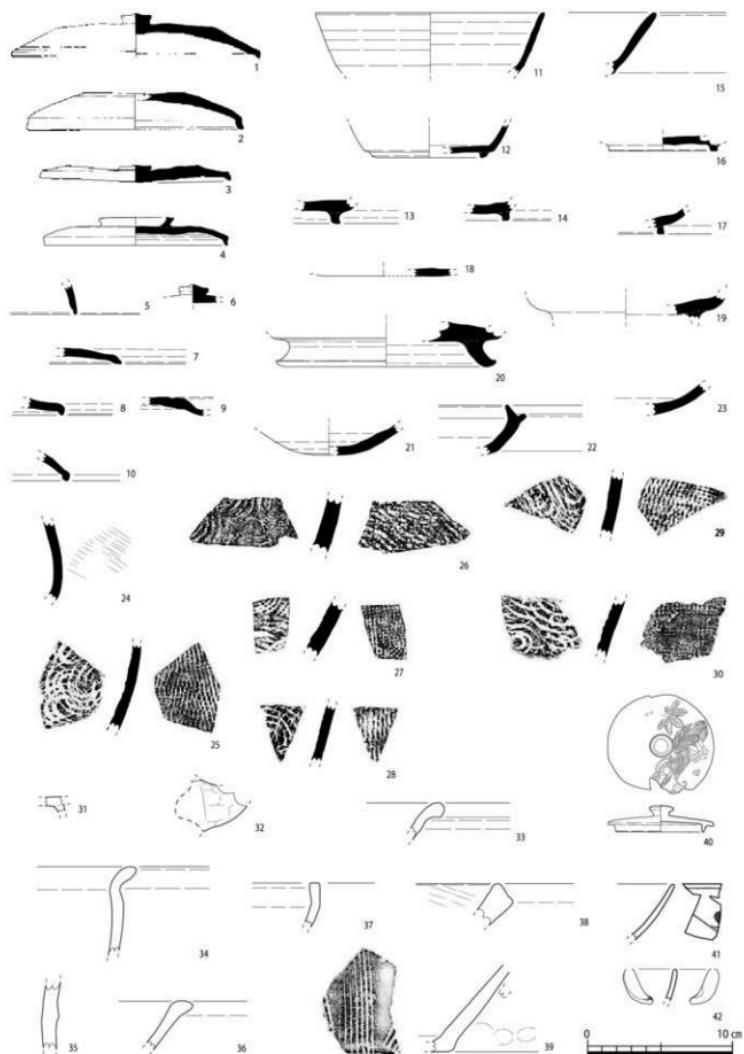
第43図 土器実測図①(1/3)



第44図 土器実測図②(1/3)



第45図 土器実測図③(1/3)



第46図 土器実測図④(1/3)



(2) 瓦類 (第 47 図、図版 13)

瓦類は 3 次調査でのみ、かつ平瓦片のみ少數出土した。3 次調査報告書でも指摘されているが、瓦の出土は少量にとどまるため、確認された政庁建物全体の屋根を葺く量には遠く及ばず、屋根の一部にのみ葺かれたと考えられる。

出土した平瓦片は、軟質のものが主体で、内外面摩滅しているものが多く、得られる情報は少ない。しかし、7・8 の三角格子目印を凸面に施す平瓦については、未報告ではあるものの、行橋市歴史資料館所蔵のみやこ町上坂廃寺出土老司系軒平瓦に施されていることを確認した。

上坂廃寺は 7 世紀末～8 世紀初頭に創建され、少なくとも 9 世紀前半まで存続したと想定される古代寺院である。創建期の主要堂宇には百濟系軒丸瓦と重弧文軒平瓦がセットで葺かれたと考えられている。8 世紀中頃に比定されることから三角格子目印を施した老司系軒平瓦は、上坂廃寺第Ⅱ期の整備に伴い使用されたと考えられる。このことから本遺跡で出土した三角格子目印を施した平瓦は、当政庁Ⅲ期に使用された可能性があり、政庁Ⅲ期の在り方や政庁存続時期の下限などを検討する上で重要である。なお、この三角格子目印の平瓦の供給元である窯跡は不明である。

報告遺物の詳細については、第 8 表の一覧表を参照いただきたい。

参考文献

末永秀義「上坂廃寺」『行橋市史 資料編 原始・古代』2006 年

小田富士雄「豈前の古代瓦の諸問題」『行橋市史 資料編 原始・古代』2006 年

第 8 表 瓦一覧表

掲載番号	種類	出土地点 (取り上げ番号)	注記名	法量 (cm) ①長さ×幅×厚さ (底面積×側面積)	形態・技法の特徴	A: 脱土 B: 焼成 C: 色調	備考
47-1	平瓦	SD050 上層	3 次 南大溝 2 上層	①(11.0) ②(7.9) ③1.7	外面: 丁寧なナギ消し 内面: 丁寧なナギ消し 内面に擦痕有 ねじれ有	A: 縫合く砂粒っぽい含まない B: 良好 C: 深灰色	(図) 34 図-1
47-2	平瓦	SD050 上層	3 次 東側大溝 2 上層	①(8.9) ②(7.3) ③2.2	外面: 10×9 mm の格子切欠き有 内面: 布目模有 厚板	A: 1 mm 程度の砂粒及び赤色を含む B: 不良 C: 深褐色	縫合はテラリヤで裏面 (図) 34 図-2
47-3	平瓦	SD050 上層	3 次 東側大溝 2 上層	①(4.6) ②(4.2) ③2.3	外面: 切欠き目有 厚板 内面: 布目模有 厚板	A: 2 mm 程度の砂粒及び赤色を含む B: 不良 C: 深褐色	縫合はテラリヤで裏面 (図) 34 図-3
47-4	平瓦	SD050 中層	3 次 東側大溝 2 中層	①(6.2) ②(7.0) ③達 2.5 最小 1.5	外面: 丁寧なナギ消し 内面: 布目模、擦痕複数有	A: 1 mm 程度の砂粒を多く含む B: 良好 C: 深褐色	縫合はテラリヤで裏面 (図) 34 図-4
47-5	平瓦	SD050 上層	3 次 東側大溝 2 下層	①(4.5) ②(4.5) ③2.3	擦痕のため調査不明	A: 砂粒及び赤色を含む B: 不良 C: 深褐色	調査断面 (図) 34 図-6
47-6	平瓦	SD050 上層	3 次 東側大溝 2 中層	①(5.5) ②(4.9) ③2.0	外面: 銛格子目印有 内面: 布目模、擦痕複数有	A: 1 mm 程度の砂粒含む B: やや不良 C: 深褐色 (内) 深褐色	(図) 34 図-8
47-7	平瓦	SD069 上層	3 次 2 号溝	①(7.8) ②(9.5) ③2.4	外面: 突出目印有 1.0 × 1.3 cm の 三連格子目印有 内面: 布目模、布目模に擦痕あり 縫合 縫合 2 cm 幅	A: 1 mm 程度の砂粒含む B: やや不良 C: 深褐色	縫合はテラリヤにより三面 丁寧に調整 (図) 34 図-9
47-8	平瓦	SD016 PB SD069 上層	3 次 3 号獨立柱建物 在痕跡内 3 次 4 号溝	①(8.7) ②(13.0) ③2.2	外面: 三角格子目印有 厚板 内面: 布目模 厚板	A: 1~3 mm 程度の砂粒を含む B: 不良 C: (外) 深黄色 (内) 橙褐色	(図) 34 図-10



第47図 瓦実測図 (1/3)

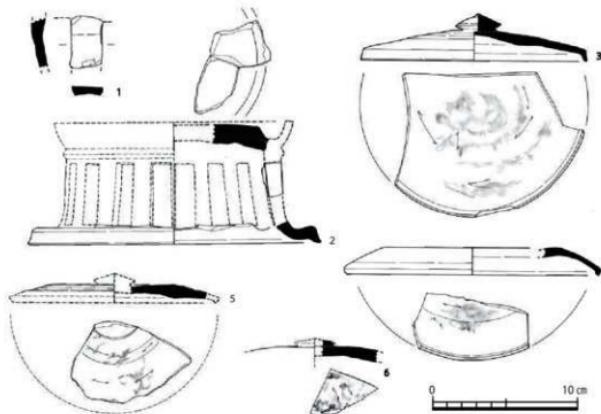


(3) 陶硯 (第 48 図、図版 13)

須恵質の定形硯（圈足円面硯）2点と須恵器転用硯 4点が出土している。1は脚柱部の破片で、残存長 3.6cm、幅 2.2cm、厚さ 0.6cm を測る。横断面が平坦であることから大型の圈足円面硯になると考えられる。両側縁とも工具による面取りを施しており、両側縁上端には粘土のぼりがみられることから長方形スカシ孔のコーナー部にあたる。焼成は堅緻で、色調は外面青灰色、内面紫灰色を呈する。本資料は、第 4 次調査トレンチ 1 南側排土中の採集品である。

2は第 3 次調査出土の圈足円面硯で、硯部・脚柱部・脚裾部の三者は接合しないものの、胎土・色調・手法等から同一個体として復原実測した。硯部は陸から海にかけての破片で、陸部径は 11.7cm に復原した。硯面を 50 倍のルーペで観察したが、残存部位には墨痕はみられない。脚柱部は長さ 2.4 cm の残存であり、断面は横位長方形を呈する。両側縁には同心円状の切り込み痕跡がある。脚裾部は端部が爪先立つ形態で、復原脚裾径は 20.4cm を測る。スカシ孔は現状で 2 箇所遺存するが、復原すると 17 個の長方形スカシ孔となる。なお、スカシ孔は鋭利な刃物で穿孔されたことが切り込み痕跡から窺われる。焼成はやや軟質で、色調は内外面とも灰青色を呈する。硯部が S D 050 焼土層、脚柱部が焼土層、脚裾部が S D 070 焼土層から出土した。

3～6は坏蓋を硯に転用した須恵器転用硯で、3が S B 014P1 柱痕、4は S B 015P16 摂方、5は S D 050 下層、6は S B 015P3 柱痕の出土である。3の口縁端部は爪先立ち、天井部には算盤玉形の摘みを貼付する。内面はよく擦れしており、墨痕も顯著にみられる。器高 3.2cm、復原口径 15.8cm、摘み径 3.2cm を測る。口縁部ヨコナデ、内外面ナデによる。焼成は堅緻で、色調は外面暗青灰色、内面青灰色を呈する。4は口縁部の小片で、口唇部は鳥嘴状を呈する。天井部は焼き歪みによるためか内側に下がっている。墨痕は天井部内面中央にみられるが、硯面はあまり擦れていな



第 48 図 定形硯・転用硯実測図 (1/3)



い。焼成は堅緻で、色調は外面暗灰青色、内面灰青色を呈する。復原口径は17.6cmを測る。5は天井部の破片で、口縁端部と摘み部を欠く。天井部が平坦であることから低平な器形を呈しよう。外面回転ヘラケズリ及びナデ、内面回転ナデによる。墨痕は天井部内面にみられるが薄く、硯面はやや擦れている程度である。なお、天井部外面も擦れており、安定させるために摘みを打ち欠いた可能性がある。焼成は堅緻で、色調は外面灰青色、内面明灰青色を呈する。6は天井部の小片で、扁平な釦状の摘みを貼付する。外面回転ヘラケズリ及びナデ、内面不整方向のナデによる。天井部内面には墨痕が顕著にみられ、硯面もよく擦れている。焼成は堅緻で、色調は外面灰色、内面灰青色を呈する。

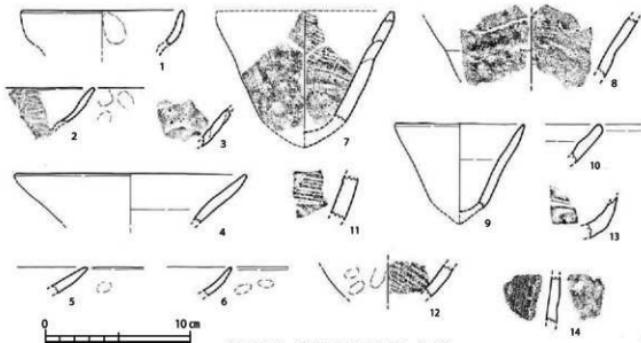
(4) 製塙土器 (第49図、図版15)

20点程の製塙土器が出土している。なお、製塙土器の可能性を有しても、器面の磨滅が顕著であり、器面調整を留めていないものは製塙土器とみなしていないことから、点数的には増える可能性がある。何れもⅡ類及びⅢ類の製塙土器で、鹹水煎熬用の菱形土器（Ⅰ類）はみられない。1～12は逆円錐形を呈する型作りによる製塙土器で、7～9は口縁部が直線的に開くA類、1・2・4・10は体部中位が屈曲するB類で、5・6もB類であろう。3・11・12は体部の破片。外面調整はユビオサエ・ナデにより、内面調整はナデ或いは工具ナデによるもの（1・3・4～6）、貝殻復縁による条痕を留めるもの（2・7・12）、布目痕を留めるもの（10）がある。3・7には粘土組の接合痕がみられる。

13・14は円筒形を呈する丸底の型作りによる製塙土器で、14が体部、13は底部の破片。14の布目痕は縦横ともに6本/5mmと細かい。13は内面に条痕を留める。胎土には、1mm大の石英・長石・角閃石粒を含み、器面がざらつく。色調は黄橙色を基調とする。1～3がSB015P2掘方、4は同P12掘方、5・6は同P13掘方、7～13は同P14掘方、14は同P15からの出土であり、製塙土器の大半がSB015掘方から出土している。

註

製塙土器の分類は、「大宰府庁周辺官衙跡V」2014 九州歴史資料館による。



第49図 製塙土器実測図 (1/3)



(5) 鋳造・鍛冶関連遺物 (第 50 ~ 52 図、図版 15・16)

第 1 ~ 3 次調査では、鍛冶関連遺物として精錬・鍛錬・鍛冶滓・鉄床石が、鋳造関連遺物として溶解炉の炉壁・轆羽口・送風管・取瓶(坩堝の可能性もある)・銅滓・緑青付着滓などが出土し、第 4 ~ 6 次調査でも轆羽口・取瓶が出土した。

これらの鋳造・鍛冶関連遺物は、政府内南東部(3次調査区)、政庁中心部(4・6・7次調査区)、政府南西部(3・2次調査区)及び政府外北西(1・2次調査)に集中する状況が認められ、政府造営時に建築金物が必要とされる場所の近くで鋳造及び鍛冶を行い、建築金物を生産したと考えられる。

政府南東部に位置する井戸 S E 080 周辺では、防湿構造を持つ鍛冶炉である S K 082・鉄床石が出土した鍛冶関連の廃棄土坑である S K 083・S K 085 を切る 41 号ピットから多数の銅の鋳造に伴うと想定される轆羽口、S E 080 の埋土下層から溶解炉の炉壁や銅滓などが多数出土しており、政府南東部では政府造営時に上記の他の地区に比べまとめて銅製・鉄製の建築金物を生産していることが推測される。特に鍛冶関連遺物はこの地区に集中しており、銅の鋳造は政府内複数の場所で行われていたが、より高度な技術が必要とされる鉄鍛冶については、政府南東部でまとめて行われていた可能性がある。さらに S E 080 については、土層から見て人為的に一度に埋められた可能性が高いこと、埋土に銅の溶解炉の炉壁や銅滓などの鋳造関連遺物が多数出土していることから、S E 080 は鋳造・鍛冶のための井戸として掘削・利用された後、他の鋳造土坑・鍛冶炉とともに埋められ廃棄された可能性がある。なお、鍛冶滓や銅滓などの銅滓については、紙数の関係から本報告では省略し、鍛冶関連遺物として鉄床石、鋳造関連遺物として轆羽口・送風管・取瓶・溶解炉の炉壁を報告する。

報告遺物の詳細については、第 9 ~ 12 表を参照いただきたい。

第9表 鋳造・鍛冶関連遺物一覧表①

掲載番号	種類	出土地点 (取り上げ番号)	注記名 (取り上げ番号)	法 番 (cm) ①長×②幅×③高さ (mm)(mm)(mm)	形態・技法の特徴	A : 脳土 B : 鎔成 C : 色調	備 考	
							外	内
50-1	轆羽口	S0015 P2 轆羽口内	3 次 3 号獨立立物 P2 轆羽口内	①(5.2) ②(3.3) ③2.4	外面: ナデで面取り 内面: 丁寧なナデ	A : 1mm程度の石英粒を含む B : 良好 C : (内) 灰褐色 (外) 暗褐色	表面被熱 (E) 35 図 -9	
50-2	轆羽口	S0050 下層	3 次 南北大溝 2 下層	①(6.7) ②(4.5) ③1.7 ④(2.6)	外面: ナデ 内面: 丁寧なナデ	A : 1~5mm程度の石英粒を含む B : 良好 C : (内) 暗褐色～黄褐色 (外) 黄褐色～灰褐色	表面被熱 (E) 35 図 -7	
50-3	轆羽口	S0050 下層	3 次 南北大溝 2 下層	①(4.6) ②(4.2) ③2.3 ④(5)	外面: ナデで面取り 内面: ナデ	A : 1mm程度の石英粒を少々含む B : 良好 C : (内) 灰褐色 (外) 暗褐色	表面被熱	
50-4	轆羽口 先端	S0080	3 次 1 号土坑底部	①(3.3) ②(5) ③1.7	外面: ナデ 指おきえ鐵繩目 内面: ナデ	A : 1mm程度の石英粒を多く含む B : 良好 C : (内) 灰褐色～黒色 (外) 暗褐色	小型丸 内外面及び轆羽口に 黒色～黒色の粘膜 物 (E) 付着	
50-5	轆羽口	S0080	3 次 1 号土坑底部	①(5.1) ②(4.3) ③1.6	外面: ナデで面取り 内面: ナデ	A : 2mm程度の石英粒を多く含む B : 良好 C : (内) 灰褐色～黒色 (外) 暗褐色	表面被熱し、一部ガス化	
50-6	轆羽口 根元	S0080	3 次 1 号土坑底部	①(5.2) ②(5.7) ③2.1	外面: ナデ 内面: 丁寧なナデ	A : 3mm程度の石英粒を多く含む B : 良好 C : (内) 灰褐色 (外) 黄褐色	轆羽口根元で、送風 管に接続するため広 くなる	
50-7	送風管	S0080	3 次 1 号土坑 1 層	①(10) ②(7.6) ③2.2 ④(4)	外面: 薄焼き状状態 内面: ナデ	A : 3mm程度の石英粒を含む B : 良好 C : (内) 暗褐色～黄褐色	被熱していないこと から送風管と判断	
50-8	轆羽口 先端	S0082	3 次 3 号土坑	①(6.2) ②(6.9) ③2.5 ④(4)	外面: 表面を剥離し、ガラス化 で不明 内面: 丁寧なナデ	A : 1~3mm程度の石英粒を含む B : 良好 C : (内) 黒色 (外) 暗褐色	(E) 35 図 -8	

第10表 鋳造・鍛冶関連遺物一覧表②

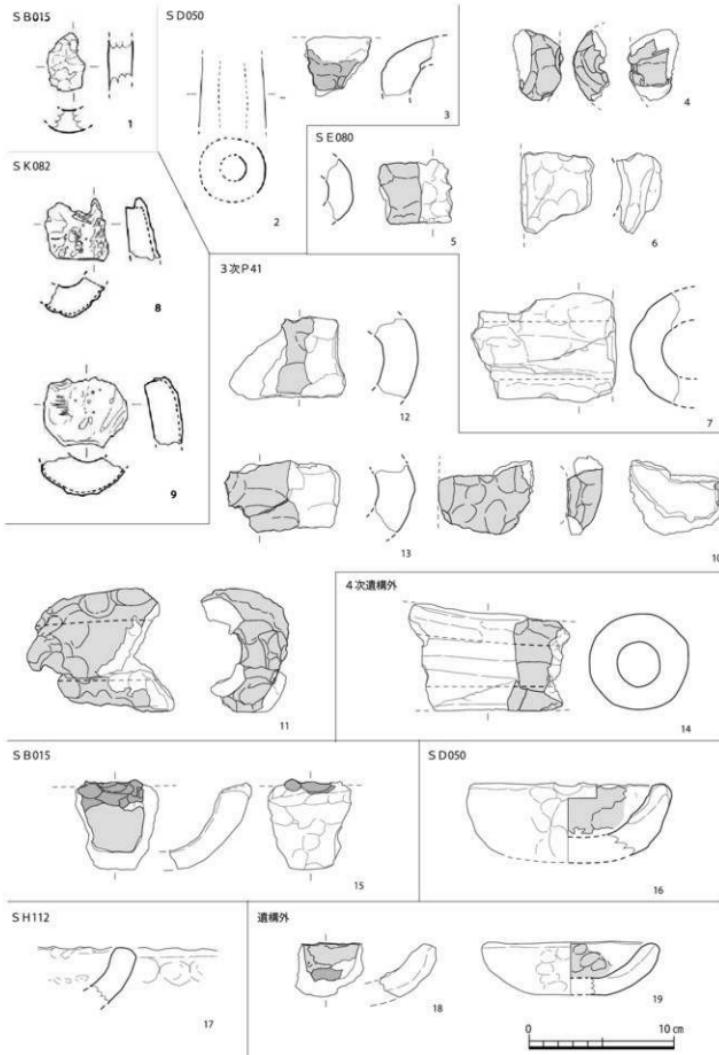
掲載番号	種類	出土地点 (取り上げ番号)	注記名 (①底さ2幅3深さ4孔径 ※(復元値)×残存値)	法量(cm)	形態・技法の特徴	A:土� B:焼成 C:色調	備考
50-9	輪羽口	SK082	3次 3号土坑	①(6.5)②(7.0) ③2.8④(4)	外面：表面は溶解し、ガラス化で不明 内面：丁寧なナデ	A:1～2mm程度の石英粒を含む B:良好 C:(9) 黄色～灰白色 (P) 深褐色	(東) 35図-5
50-10	輪羽口 先端	3次 41号ビット	3次 41号ビット	①(6.7)②(5.2) ③1.8④(6)	外面：表面は溶解し、ガラス化で不明 内面：丁寧なナデ	A:1～2mm程度の石英粒を含む B:良好 C:(9) 黄色～灰白色 (P) 深褐色 付着 希薄濃い	
50-11	輪羽口 先端	3次 41号ビット	3次 41号ビット	①(10.3)②(8.6) ③2.5④(4.2)	外面：ナデ 内面：丁寧なナデ	A:1～2mm程度の石英粒を含むナデなし B:良好 C:(9) 黄色～灰白色 (P) 深褐色～褐色 付着 色濃い	先端部に黑色の溶解物 (P) 材看
50-12	輪羽口	3次 41号ビット	3次 41号ビット	①(8.1)②(6.8) ③2.4④(6)	外面：ナデ 内面：丁寧なナデ	A:1mm程度の石英粒を含む B:良好 C:(9) 柳葉色～灰褐色 (P) 深褐色～褐色	外面部被熱
50-13	輪羽口	3次 41号ビット	3次 41号ビット	①(8.12)②(4.8) ③2.5④(6)	外面：ナデ無れかえ溶解顕著 内面：丁寧なナデ	A:1～2mm程度の石英粒を含むナデなし B:良好 C:(8) 黄褐色～灰褐色 (P) 深褐色～灰褐色	外面部被熱
50-14	輪羽口	遺構外	4次 トレンチ1	①(11.2)②7.4 ③2.4②2.8	外面：ナデで崩れ 内面：丁寧なナデ	A:1～2mm程度の石英粒を含むナデなし B:良好 C:(9) 黄褐色～褐色～灰褐色 (P) 深褐色	外面部被熱

第11表 鋳造・鍛冶関連遺物一覧表③

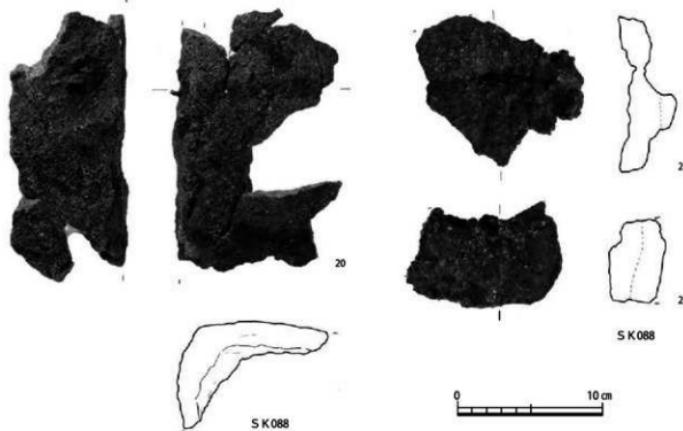
掲載番号	種類	出土地点 (取り上げ番号)	注記名 (①底さ2幅3深さ4孔径 ※(復元値)×残存値)	法量(cm)	形態・技法の特徴	A:土� B:焼成 C:色調	備考
50-15	取瓶	SD015 P1柱根跡内	3次 3号柱立柱建物 P1柱根跡内	②(6.0)③2.2	外面：ナデ 内面：ナデ？ 表面は溶解し不明	A:1～2mm程度のG石英を含む ナデ無れ B:良好 C:(9) 黄褐色～灰褐色 内側約-10cm 付着 背面P1口より 大型品	
50-16	取瓶	SD050 上層	3次 南北大張2 上層	①(13)②(5.5)③2.5	外面：ナデ 滲おきる溶解 内面：ナデ？ 表面は溶解し不明	A:1～2mm程度の石英粒を含む ナデ無れ B:良好 C:(9) 黄褐色 (P) 黑褐色～灰褐色 付着 背面P1口より 中型品	
50-17	取瓶	SD112	2次 3号窓穴	②(6)③1.7	外面：ナデ 滲おきる溶解 内面：ナデ？ 表面は溶解し不明	A:1～2mm程度の石英粒を含む ナデ無れ B:良好	
50-18	取瓶	遺構外	3次 遺構外	②(2.4)③1.9	外面：ナデ 滲おきる溶解 内面：ナデ	A:1～2mm程度の石英を多く含む ナデ無れ B:良好 C:(9) 灰褐色	内面に黒色溶解物 (P) 背面 付着
50-19	取瓶	遺構外	6次 トレンチ5-A 表土	①(11)②3.65③1.5	外面：ナデ 滲おきる溶解 内面：ナデ	A:1mm程度の石英粒を少量含む ナデ無れ B:良好 C:(9) 灰褐色	内面に黑色溶解物 (P) 薄く付着
51-20	伊壁	SK088	3-2衣 土塙	②(18.6)③5.6	外面：ナデ？ 表面は溶解し不明 内面：ナデ？	A:1mm程度の石英粒を含む ナデ無れ B:良好 C:(9) 黄褐色～灰白色 (P) 深褐色	外面部溶解し、ガラス化 溶解一部付着 表面 に溶解痕あり (E) 43図-1
51-21	伊壁	SK088	3-2衣 土塙	②(10.7)③3.5	外面：ナデ 内面：ナデ？ 表面は溶解し不明	A:1mm程度の石英粒を少量含む ナデ無れ B:良好 C:(9) 黄褐色	内面部溶解し、ガラス化 溶解一部付着 (E) 43図-2
51-22	伊壁	SK088	3-3衣 土塙	②(6.2)③4.8	外面：ナデ 滲おきる溶解 内面：ナデ？ 表面は溶解し不明	A:1mm程度の石英粒を含む ナデ無れ B:良好 C:(9) 黄褐色 (P) 黑褐色～灰褐色 付着	内面部溶解し、ガラス化 溶解一部付着 (E) 43図-3

第12表 鋳造・鍛冶関連遺物一覧表④

掲載番号	種類	出土地点 (取り上げ番号)	注記名 (①底さ2幅3深さ4孔径 ※(復元値)×残存値)	法量(cm)	形態・技法の特徴	備考
52-23	鉄床石	SK083	3次 4号土塙	①30.3②30.8 ③14④16.5	・上端及び2個面に磨った痕跡あり その他は自然面及び打 削られたままの面 ・鐵床石としての利害は上面が主体で、上面の痛みには鐵冶 の際に付着したと思われる鐵粉多く付着しているため、鐵冶 の鉄床石として利用したものと想定 ・下端には鉄粉多く付着するが、鐵冶関連遺物が発見さ れた土壤中に埋めしたことにより、付着したものがほとんど と思われる	(E) 写真18-19



第 50 図 鋳造・鍛冶関連遺物実測図①(1/3)



第 51 図 鋳造・鍛冶関連遺物実測図②(1/3)

(6) 金属製品 (第 53 図、図版 16)

第 3 次調査で出土した金属製品は、その形態的特徴から官衙造営以前に營まれた弥生時代後期～古墳時代前期の石棺墓群に伴うものと考えられ、明確に官衙に伴う金属製品は確認されていない。

第 4 ～ 9 次調査においても金属製品の出土は少量であり、図示できたのは計 5 点である。

1 は片刃類の鉄鏃で、3 は鉄鏃の基部である可能性が高い。2 は 2 つ以上の環状のものが連なるものである。1 ～ 3 については、形態から古代の官衙に伴うものである可能性がある。4 ～ 5 は鉄釘の可能性があり、形態から古代より新しいものである可能性が高い。

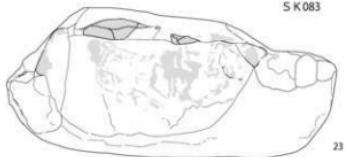
なお、報告遺物の詳細については、第 13 表を参照いただきたい。

第 13 表 金属製品一覧表

掲載番号	種類	出土地点 (取り上げ番号)	記名 (取り上げ番号)	法長 (cm) ※(2)幅(器皿等底面) (g) ※(3)高さ (既存底) (既存底)	形態・技法の特徴	備考
53-1	鉄鏃	遺構外	7 次 H 26 正殿地区 トレンチ 6	① 0.6 ② 0.5 ③ 4.5 ④ 5.6	片刃の鉄鏃か	
53-2	形状不明 鉄製品	遺構外	6 次 H 25 戰庭南外区 トレンチ 1-A 北西 黄褐色土	① 0.4 ② 2.9 ③ 8.5, 幅 6 ④ 19.2	先端が研くななる丸い鉄棒を交差させて環を形成。同一個体 のものはかなりひねりが認められる	
53-3	鉄鏃	遺構外	7 次 H 26 正殿地区 トレンチ 6	① 0.3 ② 0.4 ③ 0.4 ④ 2.6	断面四角のため、鉄鏃の可能性あり	
53-4	不明鉄 製品	遺構外	7 次 H 26 正殿地区 トレンチ 6 S-019	① 0.5 ② 0.6 ③ 0.7 ④ 5.4	断面六角形に近い、新しい鋸入品か	
53-5	不明鉄 製品	S0055	3 次 1 号溝	① 0.8 ② 0.7 ③ 0.5 ④ 6.6	断面円形 新しい鋸入品か	



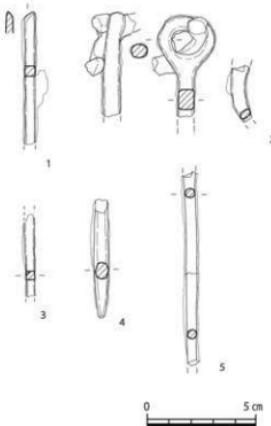
SK083



23

0 10 cm

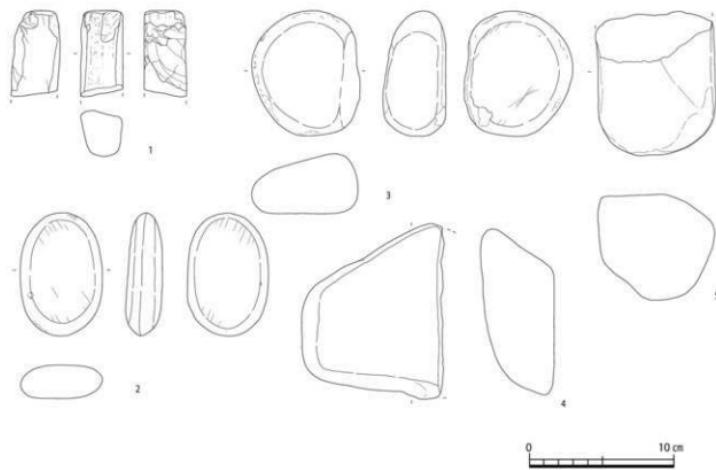
第 52 図 鋳造・鍛冶関連遺物実測図③(1/4)



第 53 図 鉄製品実測図 (1/2)

(7) 石製品 (第 54 図、図版 16)

1 は柱状片刃石斧である。刃部から柄部を大きく欠損し、柄部のみを残しており、腹面には二次的に剥離した面がある。重さ 109.06g で、ホルンフェルス製である。第 4 次調査後背地区から出土した。2・3 は磨石・敲石である。2 は比較的厚みは無い。表裏面には磨面が、両端部には部分的に敲打痕がそれぞれみられる。長さ 8.6cm、幅 5.7cm、厚さ 2.4cm、重さ 178.02g、花崗岩質砂岩製である。第 6 次調査整地層出土である。3 は両面に磨面を残すが、部分的に擦痕も認められる。梢円状の側縁部を中心に敲打痕があり、石器製作に関わる可能性が高い。長さ 8.7cm、幅 7.6cm、厚さ 4.4cm、重さ 422.71g、花崗岩製である。第 6 次調査黄茶褐色土出土である。4・5 は砥石類である。4 は表裏に平滑面がみられる。また表面の一部には擦痕があり、裏面には部分的な窪み面が二箇所ある。重さ 880g、安山岩製である。第 6 次調査整地層出土である。5 は背面に大きく 2 面の窪み状の砥面がある。また下端部には敲打状の窪みがある。風化が著しい。重さ 870g、安山岩製である。第 7 次調査溝出土である。



第54図 石製品実測図 (1/3)



整備後の福原長者原遺跡南門広場



第VI章 関連諸分野の調査

(1) 鋳造・鍛冶関連遺物の調査 金属分析

鋳造・鍛冶関連遺物の分析は、2・3次調査出土資料について新日鐵住金テクノロジー株式会社の大澤正己・鈴木瑞穂氏に委託し、分析を実施した。以下ではその分析結果の概要を記す。

2次調査出土鋳造・鍛冶関連遺物

2次調査出土遺物では、楕形鍛治滓片1点とSH 112出土の取瓶片1点の分析を実施した。

搬乱内出土の楕形鍛治滓は、鍛冶炉の炉底で形成されたもので、鉄素材の折返し曲げ鍛接の高溫作業で精製されたものと考えられ、鍛練鍛冶工程が行われていたことが明らかになった。SH 112出土の取瓶は、銅製品の鋳造に使用されたもので、内面に付着する銅粒は純銅であった。

3次調査出土鋳造・鍛冶関連遺物

3次調査では計14点の分析を実施し、その結果について以下に箇条書きでその内容をまとめた。

①鋳造関連遺物としては、青銅塊及び銅（青銅）滓、羽口中の金属部には、鉄（Fe）、砒素（As）が高い割合で含まれていた。古代鋳造関連跡地出土する銅関連遺物には、しばしば砒素（As）が高い割合で含まれることがこれまで指摘されており、九州でも中国～近畿地方と同じく（Fe）、砒素（As）を多く含む銅素材が広く流通していた状況が窺うことができる。また他の元素として、亜鉛（Zn）や、ビスマス（Bi）の高値傾向が確認された。これらは銅鉱山の特徴を反映したものと考えられ、今後銅山遺跡の調査事例が蓄積されることで、産地の検討も可能となると期待される。

②青銅滓中には、銅酸化物（ SnO_2 ）の結晶が多数確認されることから、鉄（Fe）、砒素（As）分の高い銅素材中に、錫（Sn）を添加して青銅物を製作していた可能性が高いと考えられる。一方、定量分析は実施していないが金属組織観察結果から、取瓶の溶着金属は比較的純度の高い銅粒と推測される。こうしたばらつきは溶解（薬込み）の際の偏析であるのか、製品によって求められる硬さや色味が異なるため、人為的に調整が行われたことを示すのかは今後の検討課題といえる。

③鍛冶関連遺物で分析調査を実施した4点のうち、2点は滓中に鉄チタン酸化物の影響があり、精鍛鍛冶滓に分類される。本遺跡には、砂鉄を製鍊して生産された鉄（鉄塊系遺物）が鍛冶原料として搬入され、不純物（金属鉄と分離不十分な砂鉄製鍛滓）除去作業が行われたものと推定される。隣町である築上町松丸F遺跡では、高チタン（ TiO_2 ）砂鉄を原料とした鉄生産が行われており、こうした近接地域から鍛冶原料が供給されたと想定しても、大きな矛盾のない特徴といえる。残る2点は鉄チタン酸化物の影響がほとんどなく鍛練鍛冶滓と推定される。鍛冶原料の不純物除去後、熱間での鍛打加工が行われたことを示す遺物といえる。

④鉄塊系遺物は小形であるが、比較的まとまりの良い鋼であった。また炭素含有率が高く、硬さや焼入れ性を要求される利器の先端等にも向いた原料といえる。

以上、本遺跡では青銅物と鍛造鉄器製作（精鍛鍛冶～鍛練鍛冶）の双方が行われていたことが判明し、官衙造営の際の建築金物の生産が推測される。

参考文献

大澤正己・鈴木瑞穂 「長者原遺跡出土鍛冶・鋳造関連遺物の金属学的調査」『吉原遺跡・長者原遺跡』福岡県文化財調査報告書 第146集 福岡県教育委員会 2000年

大澤正己・鈴木瑞穂 「福原長者原遺跡出土鍛造・鍛冶関連遺物の分析調査」『福原長者原遺跡 第3次調査 福原吉原遺跡 第2・3次調査』九州歴史資料館 2014年



(2) 福原長者原遺跡地中レーダー探査

はじめに

福原長者原遺跡は県道改築工事において2条の溝が確認され、古代の官衙遺跡が想定された。

平成19年度から始まる東九州自動車道建設に伴う確認調査では大型の掘立柱建物が確認され、平成22年度からは南門や東西脇殿が検出された。さらに行橋市の発掘調査では北方域に正殿と想定される大型の掘立柱建物を確認した。

以上の発掘成果を踏まえ、行橋市では古代官衙遺跡の全貌を追求するため物理探査を活用することになった。

調査の方法と測定範囲（第55～57図）

地中レーダー探査とは、アンテナから地中に向か電波を送信し、地層の境界面や石などから反射して戻ってくる反射電波を、コンピュータで戻ってきた順（時間）に信号の強弱に置き直し、色を付けて土層の平面図（タイムスライス平面図）や疑似断面図として視覚化する手法である。

電波の速度は空中では秒速約30万kmである。地中では土壤の含水率や土質の違いなどで1ナノ秒(ns10億分1秒)に約3～4cmの速度と推測している。

今回作業に使用したレーダー・アンテナは、光電製作所製GPR-8型で、周波数は300MHzである。

測定範囲は、東九州自動車道を挟み南側（南門（SB001・002）付近）に1地区、政庁域北東側に2地区を設定した。

1地区における探査対象は東西方向の区画溝なので、民家の西側、駐車場（SB001・002前面）に東西10m・南北14mの測定区を設定した。2地区は東西17m・南北68mを測定範囲とし、両地区ともアンテナ走査の方向は南北方向とし走査線間隔を0.5mとした。

探査成果（第58～60図）

探査成果はカラー表示の成果図とタイムスライス平面図と走査線毎の断面図を作成した。探査深度は電波の速度で表現した（第58・59図の平面成果図左上に表示）。例えば、1ns（ナノ秒）を約3～4cmと推測し、16～26nsの場合は中間の21ns×3cmで深度は63cm前後となる。また、タイムスライス平面図の1地区では10ns間隔、2地区では8nsの幅で50%の相互ダブリで表示した。

レーダー・データ解析にはDr.Goodman作成の「GPR-Slice Software」を使用している。

電波が強く反射して戻った箇所は赤色に、電波が反射せず進んでいった箇所や減衰した箇所は青色に表現されている。各成果図で注意を引く箇所にはアルファベットや白色の線や破線を付けて明示した。

1地区

タイムスライス平面図（第58図）

* a5:16～26nsではY0mとY3mに東西方向の2本の強い反射がある（白矢印）。

* a7:24～34nsでY4mから9m、X0mから4mの範囲にブロック状の反射が認められる（白実線）。



* a10:36—46 ns では東端は X 4 m、Y 12m 付近まで弱い反射が拡がる（白破線）。

* 深度 a13:48—58 ns 以降、X 5 m から東側は電波反射のない箇所となる（白一点破線）。

断面図（第 60 図）

断面成果図は、数学座標の X 軸の位置で表示している。X = 1.5 m は 1.5 m の南北断面図である。

* 2 地区も 1 地区に同様である。

* X = 0 m の断面で Y 0~3m にかけ強い反射がある。この反射は全ての断面図に認められる。

Y 4~8 m に深さ 50 ns に達する強い反射がある（白破線）。さらにやや弱い反射であるが湾曲した反射が認められる（白実線）。

* X = 5 m から東では深度 20 ns 付近までやや乱れた反射が認められる（白一点破線）が深度 40 ns 以降ではほぼ水平な反射である。

2 地区

タイムスライス平面図（第 59 図）

* b5:16~24 ns の成果図で西側に強い反射範囲がみられる（白色一点破線）。

* b7:24~32 ns では一直線状に並ぶ点の反射（白実線 A・B）が認められる。

* B8:28~36 ns では東西に並ぶ反射（白楕円 C）と特に中央部に多く点々と拡がる反射が認められる（白楕円 D）。

断面図（第 60 図）

* 断面図 X = 0 m から X 6m、Y 25m から 65 m の間に深度 20 ns 前後まで不連続面がみられる。

* 特に X = 4 m から 6 m の断面で Y 60 m 付近に窪み状の反射が認められる。X = 9 m にもみられる（白色破線）。

探査成果の解析（第 61・62 図）

1 地区（第 61 図）

a5:16~26 ns にみられる 2 本の反射はコンクリートの道路側溝であり、浅い深度の Y 0 m から 3 m の間みられる反射は東西に走る道路である。a 7:24~34 ns のブロック状の反射は断面図 X = 0 m から 4 m にもみられる。調査担当者によるとこの箇所は調査トレンチとのことである。

ただし、深度 36~46 ns や 44~54 ns では北に拡がり、断面図でも窪み状の変化が認められる。

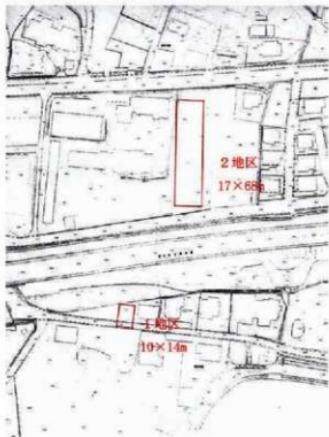
さらに深度 a13:48~58 ns 以降の X 5 m から東は電波反射がない。

探査成果図を発掘調査図にオーバーラップすると X 5 m から東は南門の真前に当たる。X 5 m 以東の断面図では土層の乱れは無く水平な堆積である。X 5 m 以東は南門前の通路で、西の変化は S D 050 内の土壤の堆積で溝東端とも推測される。

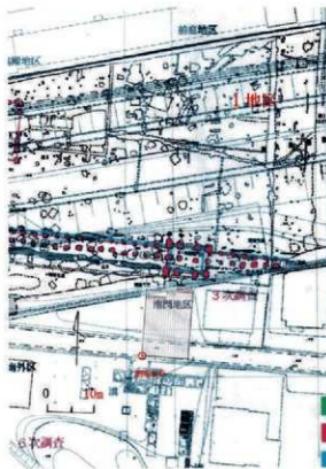
2 地区（第 62 図）

b 4:12~20 ns や b 5:16~24 ns の反射も調査担当者によると発掘箇所とのことである。やや深度を増すと発掘箇所でも A、中央に B など直線に並ぶ反射が認められ、また中央部に点々と多くの反射が認められる。これら反射は柱脚方と推測するが整列とした配置を捉え難いので個々の建物の確認は難しい。

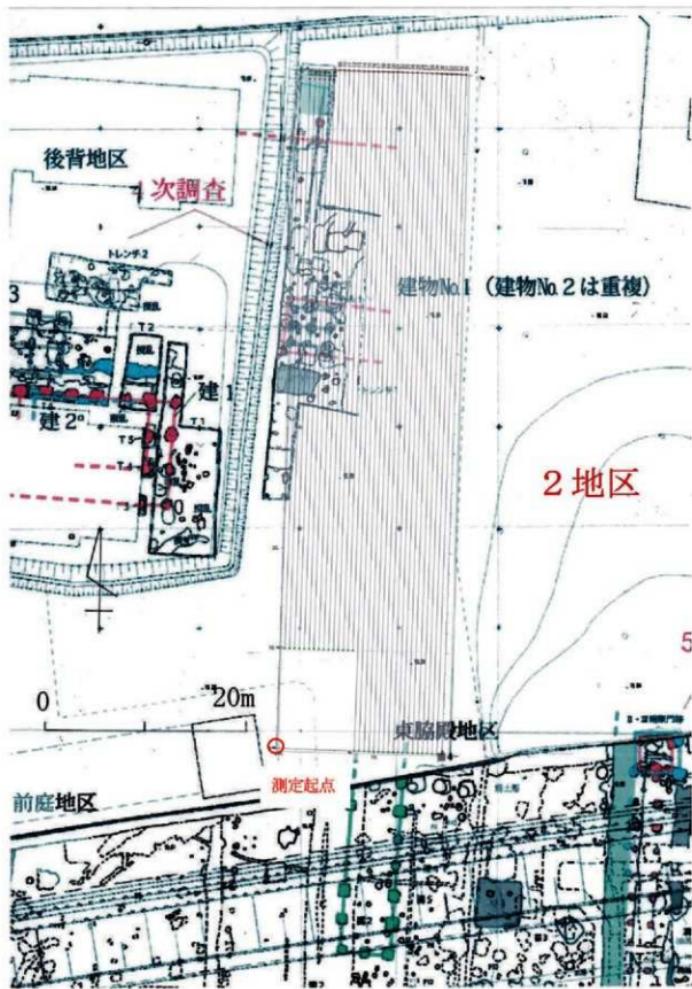
その中で C の柱穴反射は S B 012 の北側妻柱列と推測される。S B 012 は桁行 7 間・梁行 2 間の建物と推定する。



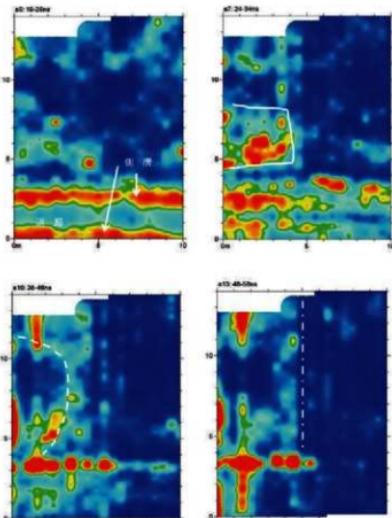
第55図 地中レーダー測定範囲図



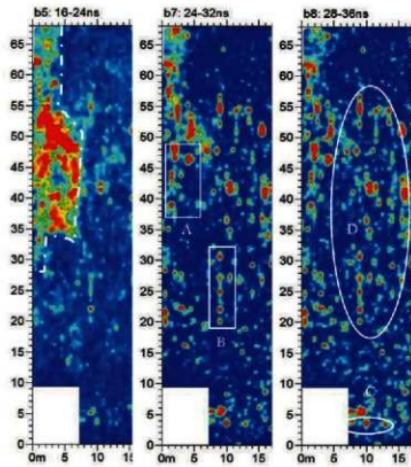
第56図 1地区地中レーダー南北走査線図



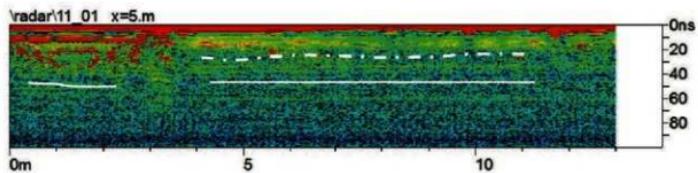
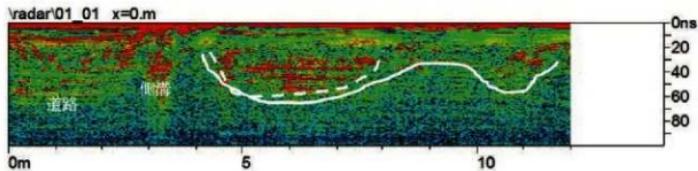
第57図 2地区地中レーダー南北走査線図



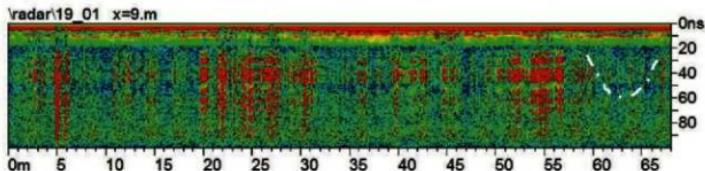
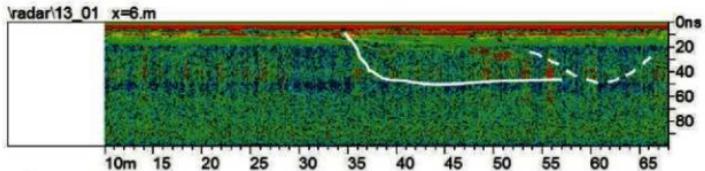
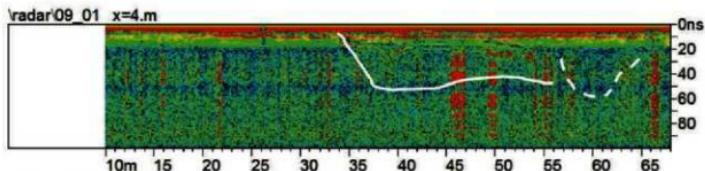
第58図 1地区タイムスライス平面図



第59図 2地区タイムスライス平面図

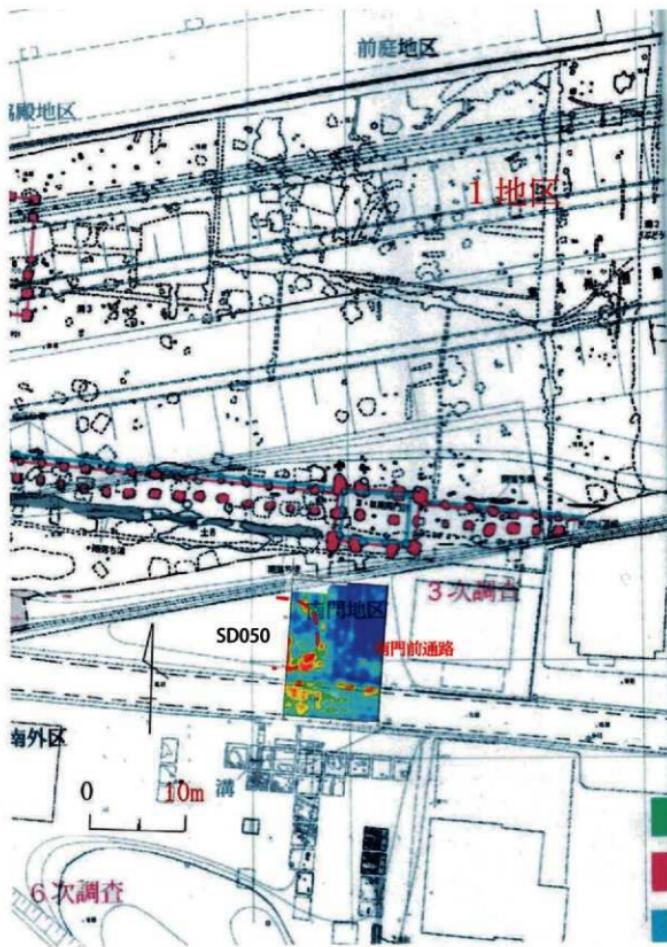


1 地区

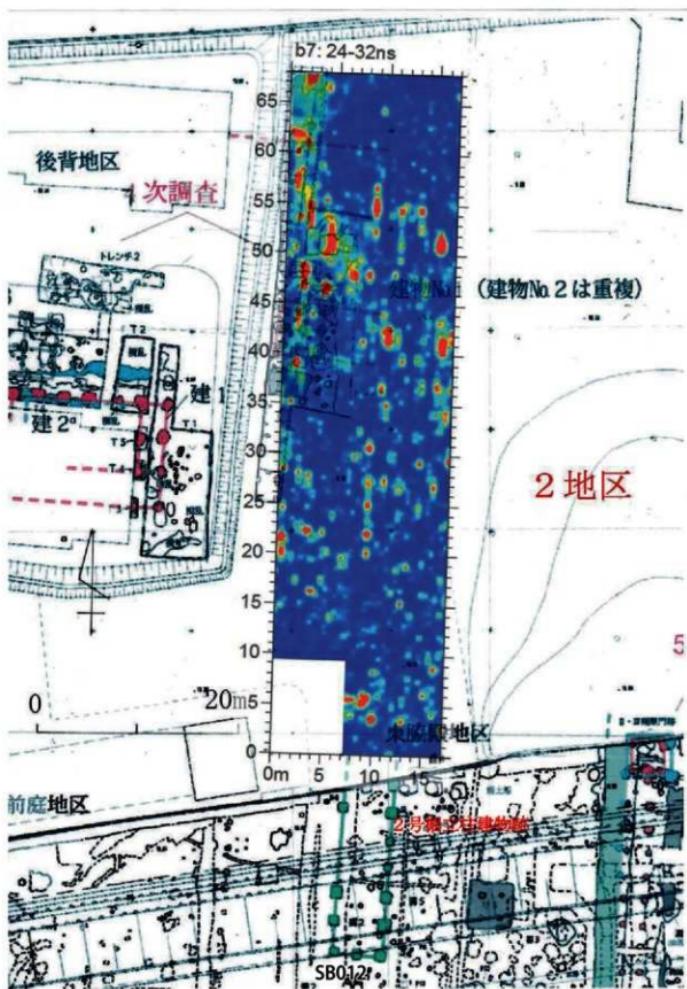


2 地区

第 60 図 1・2 地区断面図



第 61 図 1 地区成果合成図



第 62 図 2 地区成果合成図



第VII章 政府の構造と歴史的位置

(1) 主要遺構の検出状況と時期

福原長者原遺跡では、計10次の調査を実施した。結果、区画溝2条（S D 050・055）、南門2棟（S B 001・002）、東門2棟（S B 003・004）、回廊状遺構1基（S A 030）、雨落溝2条（S D 070・071）、樋（掘立柱塀）1条（S A 033）。政府内では、掘立柱建物10棟（S B 010～012・014～018・021・022）、竪穴建物2棟（S H 110・111）、井戸1基（S E 080）、溝状遺構（S X 170）、鑄造関連遺構4基（S K 082～085）、その他溝（S D 063～065）等を検出した。ここでは、主要遺構の検出状況や切り合い関係について述べる。

遺構同士の関係

福原長者原遺跡における時期区分の絶対的根拠となるのは、3次調査区東で確認した区画溝S D 055と回廊状遺構S A 030の切り合い関係である。この2つの政庁域を区画、囲繞する主要遺構の切り合い関係によって各施設の時期的前後関係を把握することができる。

区画溝S D 055の廃絶にあたっては、人為的に埋められており、その溝理土を切り込んでS A 030が構築される。そして、このS A 030の外側柱列と、南門（八脚門）S B 001の親柱列が柱筋を通して同時期に位置づけられる。さらに、S A 030の外側柱列と区画溝S D 050の内側溝肩との距離が11.8mとほぼ等間隔で廻ることから、両者はS D 050と同時期に比定される。この溝は、検出状況から完全に埋没せずに一部現代まで開闢している。

一方、主要施設同士の重複が認められるのは南門である。南門S B 001は、柱穴の重複によってA（古期）・B（新期）に細分され、さらに門S B 002が切り合う。S B 002は、八脚門型式をとるが柱穴は小規模で、北側控柱に柱列（板塀）S A 033が取り付いている。なお、南門で注意された柱穴同士が重複する状況は、正殿地区の大型掘立柱建物S B 010においても認められる。柱穴の埋土は、A期が黄褐色土、B期が茶褐色土となり南門とも共通している。この状況は、S B 001とS B 010を同時期に比定しうる根拠になる。他に切り合い関係から、東門S B 003はS B 004より古く、回廊状遺構S A 030に接続し同時期に比定される。S B 004は、S A 033と控柱が柱筋を通し、同時期とみられるが調査区外に遺構が延びており規模を確定できない。

政府内に認められる建物については、南北棟建物S B 014と015が南門S B 001と回廊状遺構S A 030によって得られた推定中軸線の対称地に配置されている。そのため、S B 001と同時期に比定される殿舎とみられる。同じ南北棟建物S B 012については、区画溝S D 055の東西幅128mの中軸線を折り返せば調査区外となる。なお、政府内東北で検出した、東西棟建物S B 016については、検出状況からS B 001やS B 010と同様に柱穴が重複しているが断ち割りを実施できていない。このほか、正殿地区ではS B 010を切る建物S B 011がある。柱穴の埋土に焼土や炭化物が含まれており、S B 010廃絶後にこの地区で鍛冶等の作業を経て設置された可能性が高い。その可能性を示す建物が、これらの後背に位置するS B 018である。建物周辺に焼土が括り、柱穴抜き取り後の埋土の中に焼土や鉄滓が混入していた。

政府内の他の遺構では、竪穴建物S H 110や井戸S E 080が注意される。S H 110は4本柱を持つが龜などはみられない。ただし、主軸方位は他の官衙関連遺構と同様に6度程度東に振れる



ことや、一気に埋め戻されているため官衙に関わる工房等の可能性がある。S E 080についても、SH 110同様に政府南東隅に置かれ、同じく人為的に埋め戻されている。

出土遺物の時期

本遺跡で、遺構の時期に直接関係する出土遺物は、建物、溝、井戸等から出土している。

南門 S B 001 挖方より出土した須恵器环底部片（第43図1）は、高台に踏ん張りを残しており8世紀第1四半期の特徴を示している。一方、政庁内では掘立柱建物 S B 012 挖方P 2出土の須恵器环（第43図2）が、外底部付近にケズリ、高台部に踏ん張りを残すことから8世紀第1四半期頃に比定される。また、掘立柱建物 S B 014 の柱痕跡から出土した須恵器蓋の転用硯（第48図3）は、やや大型の算盤玉形の摘みに口縁端部を折り返す特徴から7世紀末の特徴を示す。同様に S B 015 の柱穴掘方出土の須恵器についても、蓋は口縁端部を嘴状に折り返すもの（第43図9・10）や高台に踏ん張りをもつもの（第43図17）があり、8世紀第1四半期頃までの特徴を示している。さらに区画溝 S D 050 下層出土土器類の多くも8世紀第1四半期で理解される（第43図28・29、第44図8・10）。この他、井戸 S E 080 では、床面より7世紀代の形態を残す土師器底（第44図26）が、また埋土からは7世紀末～8世紀頃の須恵器蓋（第44図24）が出土している。

出土土器類を総体としてみると、7世紀第4四半期～8世紀第1四半期を中心としている。8世紀後半以降の官衙遺跡に特徴的なミガキを施す土師器類が小片を含めて認められない点や、瓦類がいずれも平瓦小片で瓦葺建物を想定できない点もこの政庁の下限を考える上で重要な要素となる。政庁中心域の調査のため資料に限りがあるが、これらの遺物類は施設の存続期間を示していると考えられる。

遺構と遺物の対比

政庁諸施設と遺物の関係から、時期の整理を試みたい。まず、遺構の切り合いによって区画溝 S D 055 と回廊状遺構 S A 030 に時間的前後関係が存在し、前者をⅠ期、後者をⅡ期とすることができる。この S A 030 と南門 S B 001、掘立柱建物 S B 014・015、区画溝 S D 050 が配置関係から同時期に比定されるため、同じくⅡ期遺構とみることができる。さらに、S B 001 を切る S B 002 と柵（掘立柱跡） S A 033 が続くⅢ期に比定される。

以上の遺構の関係を出土土器と共に整理すれば、S B 001 や S B 014・015 等のⅡ期は8世紀第1四半期の前半頃に比定することができる。一方、遺構の切り合いからⅠ期に比定できるのは S D 055 である。このⅠ期遺構に関わる可能性があるのは S B 012 だが、出土須恵器類をみる限り8世紀第1四半期に比定される。現状で S D 055 に直接伴う遺物が無いため、この1点のみでⅠ期の時期比定を行うことは困難である。ただし、Ⅱ期が8世紀第1四半期の前半に比定され、出土遺物類にも7世紀第4四半期頃に比定できるものがある。そのため、政庁内における活動痕跡としてみればⅠ期を7世紀末～8世紀初頭に置くことができよう。Ⅲ期については、S B 001 と S B 002 の切り合いから導き出されるが、遺物との対比は困難である。門遺構の痕跡としてみれば、Ⅱ期 S B 001 廃絶後、時間を置かず S B 002 が配されたことが分かる。このⅢ期は8世紀第2四半期頃としておきたい。

Ⅰ期：7世紀末～8世紀初頭 S D 055、S B 012、SH 110、S E 080

Ⅱ期：8世紀第1四半期 S B 001、S B 003、S B 010、S B 014～016、S A 030、
S D 050、S D 070、S D 071

Ⅲ期：8世紀第2四半期 S B 002、S B 003、S B 011、S A 033



(2) 政府周囲の空閑地と大溝

福原長者原遺跡では、ほぼ同じ位置で、2時期の官衙遺構が検出されている。Ⅰ期、Ⅱ期と呼称している。ここでは、主にⅡ期の官衙遺構を取り上げて、その特徴に検討を加える。

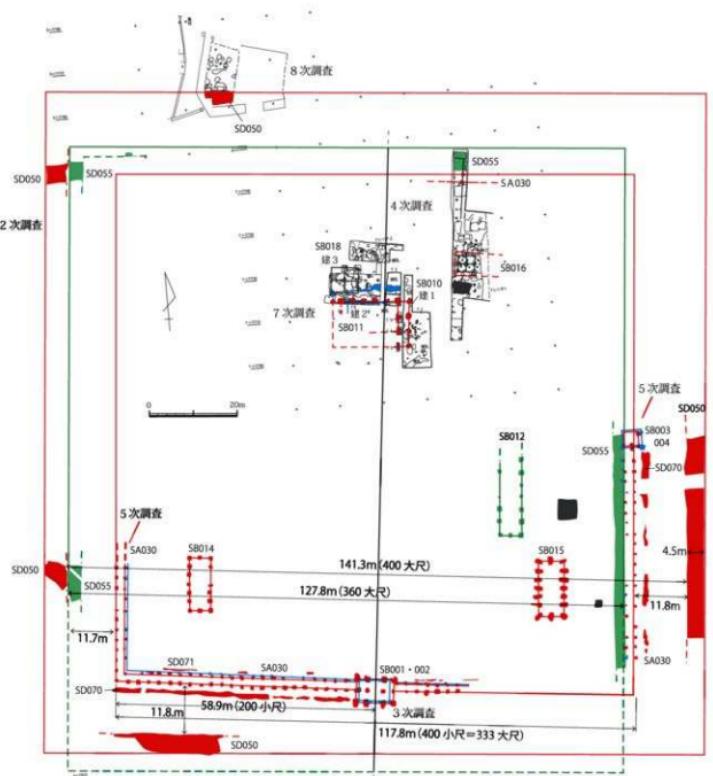
福原長者原遺跡では、回廊状遺構 S A 030 で囲まれた一辺約 120m のほぼ正方形の政府が検出されている。また、その内部の北寄り、ほぼ中軸線上では、東西 7 間、南北 3 間で南北に庇がつく東西棟の建物 SB010 がみつかっている⁽¹⁾。回廊状遺構 S A 030 の南辺中央では東西 3 間、南北 2 間の建物 SB001 が検出され、棟とおりにも柱穴があり、政府の南門とみてよい。南門の北では、中軸線上の広場を挟んで東西に南北棟建物が 3 棟検出されている（建物 S B 012・014・015）。おそらく脇殿に相当する建物であろう。さらに、回廊状遺構 S A 030 の外には、幅 11.7 ~ 11.8m の空閑地がめぐり、さらに、その外側を幅 4.5m の大溝 S D 050 がめぐる（第 63 図）。

ここでは、政府を区画する回廊状遺構 S A 030 の外を取りまく空閑地と大溝 S D 050 に注目したい。東九州自動車道建設とともに九州歴史資料館の調査（第 3 次調査）では、回廊状遺構 S A 030 の東西幅が確認されるとともに（117.8m）、その外側、東では幅 11.8m の空閑地と幅約 4.5m の大溝 S D 050、西では幅 11.7m の空閑地と大溝 S D 050 を検出している。また、同じ調査区では、南では回廊状遺構 S A 030 と幅 11.8m の空閑地と幅約 4.5m の大溝 S D 050 がみつかった⁽²⁾。また、行橋市教育委員会の第 4 次調査、第 8 次調査では、位置をたがえてではあるが、回廊状遺構 S A 030 と大溝 S D 050 が確認されている。政府を開んで四周に空閑地と大溝がめぐっていたとみてよい。とくに、南辺では回廊状遺構 S A 030 にともなう雨落溝は別に検出されているので、政府全体を区画する意味で大溝 S D 050 が掘削されていることがわかる。空閑地も大溝も、その中に位置する政府を周辺地域から区画するとともに、より莊嚴にみせる施設であったと考えたい。

それでは、政府を取りまく空閑地と大溝は、どこに、そのモデルが求められるであろうか。

藤原宮は奈良県橿原市に位置する宮殿遺跡である⁽³⁾。持統 8 年（694）～和銅 3 年（710）までの王宮で、はじめて、その周間に条坊制を導入した。東西 925.4m、南北 906.8m のほぼ正方形の宮域が確認されている。宮域は掘立柱櫛の大垣で囲まれたもので、その外側に空閑地（埴地）と外堀がめぐり、さらにその外に空閑地を隔てて条坊道路の側溝が位置する（第 64 図）。その幅は、南面では南面大垣と六条大路北側溝まで約 63.5m、東面では東面大垣と東二坊大路の西側溝まで約 60.5m、西面では西面大垣と西二坊大路の東側溝まで約 61.7m、北面では北面大垣と二条大路南側溝まで約 64.2m である。すなわち、藤原宮は、きわめて広大な空閑地によって囲まれていたことになる。そしてこの中に外堀がめぐっている⁽⁴⁾。

このように藤原宮では一辺約 530m を基準とした規則正しい条坊制の方形街区を導入しているにもかかわらず、藤原宮の周囲には不自然ともいえる空閑地が存在し、かつ外堀を造営した。これは、ある意味で、王宮である藤原宮と条坊の方形街区が整合していないことを示す。また、空閑地や外堀の存在は、王宮が条坊の方形街区に対して相対的に独立性が高く、元々、王宮が単独で存在した時代の外郭施設の形態が、条坊制の方形街区を導入しても、なお残ったものとも推定され、条坊制導入期の複雑な様相を示すものと考える。この特徴は、わが国で、はじめて条坊制を導入した藤原宮のみにみられる特徴的な形態である。もちろん、空閑地と外堀は、藤原宮の次の王宮である平城宮（710 年～）には存在しない。平城宮では、大垣の外をすぐに条坊道路がとおっており、条坊



第63図 福原長者原遺跡 復元図 (1/1,000)

の方形街区と宮城は整合的に造営されている。より王宮が条坊の方形街区と一体で造営されることになったものと推定される⁽⁵⁾。

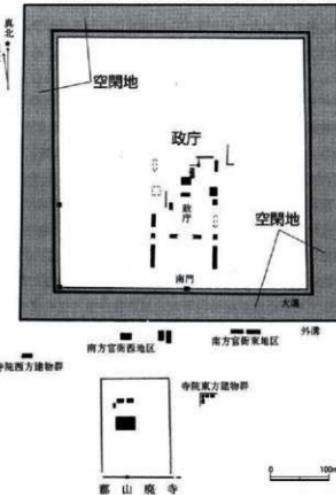
また、これと同じ空闊地と外堀は宮城県仙台市郡山遺跡でも確認されている。郡山遺跡は北で西に50~60°振れるⅠ期官衙と正方位に造営されるⅡ期官衙がみつかっている。そのⅡ期官衙は、多賀城に移る前の初期陸奥国府と推定されている官衙遺跡で、東西428.2m、南北422.7mの官衙域をもつ⁽⁶⁾。その周間に大溝と外溝がめぐる(第65図)。区画塀と大溝、そして外溝の距離は約55mに復元されている。空闊地と大溝をもつこと、ならびに、その規模が藤原宮の東西・南北幅の1/2に近いことから、藤原宮をモデルにして造営したのではないかと考えられている⁽⁷⁾。郡山遺跡Ⅱ期官衙は、とくに周間に条坊の方形街区をもつわけではないので福原長者原遺跡と同様、官衙を周間に区別し、より莊厳になるように意識されたと推定される。

このようにみてくると、福原長者原遺跡政庁のモデルがどこにあるかは、もはや明らかであろう。王宮において、空闊地と外堀をもつのは、藤原宮だけであった。平城宮にはみられない特徴であった。福原長者原遺跡政庁は、藤原宮をもとに造営プランを考えられたとするのが妥当である。また、このように考えると、次節述べる造営尺をもとに、その造営年代を絞り込む作業とあわせて、藤原宮が存続した時期に福原長者原遺跡のⅡ期が造営されたと考えるのが自然である。

また、7世紀末から8世紀初めにおいて、列島の北と南の地域で呼応するかのように、藤原宮をモデルにした地域支配の拠点である官衙遺跡が成立してくることは、列島全体の地域支配を考えていこううえでも、きわめて重要なことであり、福原長者原遺跡の評価を格段に高めるものである。



第64図 藤原宮とその周辺の空闊地
(林部2011より転載)



第65図 郡山遺跡の空闊地と外堀 (林部2011より転載)



註

- (1) 建物 SB010 は、調査当時は、大型の東西棟建物であること、ほぼ南北中軸線上で検出されていることなどから、政府の正殿と考えたが、回廊状遺構の中央で検出されている建物 SB001、すなわち南門との位置関係の問題や、政府中央の調査がおこなわれていないことなどから、ここでは、建物の性格については正殿、もしくは、それに準ずる建物とし、将来的発掘調査に期待したい。
- (2) 九州歴史資料館「東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告」13 2014 年。
- (3) 木下正史『藤原京』中央公論新社 2003 年、林部均『飛鳥の宮と藤原京』吉川弘文館 2008 年。
- (4) 藤原宮の空闊地の大きさは発掘調査で確認されている地点での計測による。
- (5) 林部均『奈坊跡導入期の古代宮都』『古代宮都形成過程の研究』青木書店 2001 年、林部均『飛鳥の宮と藤原京』吉川弘文館 2008 年。
- (6) 仙台市教育委員会『郡山遺跡発掘調査報告書(総括編)』(仙台市文化財調査報告書第 283 集) 2005 年、長島榮一『郡山遺跡—飛鳥時代の陸奥国府跡』(日本の古代遺跡 35) 同成社 2009 年。
- (7) 今泉隆雄『古代国家と郡山遺跡』『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館 2015 年(初出は 2005 年)、林部均『飛鳥・藤原京からみた郡山遺跡・多賀城』第 34 回古代城柵官衙遺跡検討会 2008 年、林部均『古代宮都と郡山遺跡・多賀城—古代宮都からみた地方官衛論序説』『国立歴史民俗博物館研究報告』第 163 集 2011 年。

(3) 政府の造営尺と年代

福原長者原遺跡では、大きく 2 時期の官衙遺構が検出されている。それぞれⅠ期、Ⅱ期と呼ばれている。ここでは、Ⅱ期を中心に、その造営尺について検討し、その造営年代について検討を加えたい。本来ならば、土器などの資料をもちいて検討するのが、最も妥当な方法であるが、福原長者原遺跡においては、年代を確実におさえられる資料はきわめて少ない。造営尺からの検討結果で限られた土器資料からの検討を補うことを意図している(第 63 図)。

福原長者原遺跡は、東九州自動車道建設にともなう調査(第 3 次調査)で、Ⅱ期では政府を区画する回廊状遺構 S A 030 の南辺、東辺、西辺と、南辺に開く南門である建物 S B 001、そして、それらを取りまく大溝 S D 050 が検出されている。Ⅰ期では東と西とを画する溝 S D 055 が検出されている。造営尺や造営規格などを検討するにあたっては、まず、このような確実な遺構の規模などが基準となる。

まず、Ⅱ期から検討する。Ⅱ期の造営尺については、すでに東九州自動車道建設にともなう調査の報告書で検討が加えられている⁽¹⁾。妥当な見解であり、ここでは、それらに導かれながら、さらに検討を加えてみたい⁽²⁾。

南辺の回廊状遺構 S A 030 の外側柱列は、南門と推定される建物 S B 001 の棟とおりに一致しており、建物 S B 001(南門)心と回廊状遺構 S A 030 の南西隅の距離は造営尺を検討するとき、ひとつの定点となる。これは調査時に光波測距儀によって測定されている。その距離は 58.879m で、小数点 1 衔までが有意と考えて 58.9m となる。この数字を折り返した 117.8m が、Ⅱ期の回廊状遺構 S A 030 の外側柱列間の距離、回廊状遺構 S A 030 の東西幅として、造営尺復元の基準となる。

ところで、福原長者原遺跡の政庁Ⅱ期が造営されたと推定されている 7 世紀後半から 8 世紀前半にかけては、当時の度量衡で大尺と小尺が存在した。養老令の雜令⁽³⁾に「凡そ度は十分を寸とせよ。十寸を尺とせよ。一尺二寸を大尺の一尺とせよ」とあり、小尺の 1 尺 2 寸が大尺の 1 尺であったことがわかる。また、「凡そ地を度り、金・銀・銅・穀を量るには皆大を用いよ。此のほかは官私悉く小なる者を用いよ」とあり、土地測量などの地割にかかわることは、大尺を用い、それ以外の建



築などについては小尺を用いていたことがわかる。小尺は唐大尺に由来するもので、7世紀ごろから8世紀にかけては、0.292～0.302mに復元されている。福原長者原遺跡の年代に近い藤原宮においては、0.293～0.296mという実測値が得られている。大尺は小尺の1.2倍であるから、0.352～0.356mに復元されている⁽⁴⁾。

さて、こういった当時の度量衡を用いて、回廊状遺構S A 030の東西幅117.8mを検討すると、400小尺（1尺=0.294m）とするのが妥当である⁽⁵⁾。これを仮に大尺（小尺の1.2倍）で算出しても333大尺となり、整数値とはならない。政府中枢部の建物の設計は小尺でなされていると考えるのが妥当である。ただ、建物の設計はともかく、建物の配置は地割にかかわる問題なので、小尺と簡単に判断することには躊躇する。

そこで、回廊状遺構S A 030の東西幅117.8mを大尺で検討すると、先にも述べたように333大尺となり、きれいな整数値とはならない。しかし、333大尺は1000大尺の1/3であり、1000大尺という整数値を単純に3分割し、その1区画333大尺に小尺を使って建物を配置、設計したため、回廊状遺構S A 030の東西幅が400小尺になったとは考えられないだろうか。この場合、整数値である1000大尺の1/3の333大尺の区画を基準として、その一区画の中央に軸線を設定し、それをもとに東西にそれぞれ200小尺の幅の回廊状遺構S A 030を配置したということになる。

福原長者原遺跡は、回廊状遺構S A 030の外側を空闊地と大溝S D 050がめぐっている。大溝S D 050は、北・南・西・東で確認されている。とくに東と西、南は明確におさえられていて、造作尺などの検討する材料となる。回廊状遺構S A 030の外側柱から大溝S D 050までの距離は、東と南で11.8m、西で11.7mである。この大溝S D 050に開まれた空間の東西幅は、大溝の内側間で141.3m（回廊状遺構S A 030東西幅117.8m+西の空闊地11.7m+東の空闊地11.8m）である。これは400大尺（1尺=0.353m）となる。これを480尺（1尺=0.294m）とみなすことができるが、地割にかかわることで、大尺で設計された可能性を考えたい。

ところで、政府中枢も含めた様々な施設が、仮に小尺で設計されているとみるならば、回廊状遺構S A 030の外側の空闊地の幅11.8mは40小尺とみなせる。また、大溝S D 050は幅4.5mであるので、これも15小尺となり、多くの場所で、個々の施設が小尺で設計されていたことになる。ただ、これらを累積していくと、政府中枢の回廊状遺構S A 030の東西幅400小尺、空闊地（東と西）40小尺+40小尺、大溝S D 050（東と西）15小尺+15小尺で、510小尺となり、きれいな整数値にならない。この点が、小尺で設計されていたとしたときの問題点であると考える。

そこで、あらためて政府の周囲をめぐる大溝S D 050の東西幅141.3mが400大尺になることが注目される。すなわち、中枢施設も整数値である1000大尺の1/3に設定したうえで、その中、すなわち333大尺=400小尺におさまるように建物を設計して配置し、その同じ軸線を使って、東と西に200大尺のところに、大溝S D 050を幅15小尺（4.5m）で掘削をおこなったと考える。少なくとも、土地測量などの地割には大尺を使い、建物の設計などには小尺を使っていたと考える。

ところで、地割も含めて、すべてを小尺で設計されていたと考えることもできる。むしろ、このように考える方が、場所ごとの実測値は整合している。ただ、全体の大まかな地割にあたる部分が、大溝S D 050も含めての東西幅150.9mが510小尺（1尺=0.296m）であり、この数値が何にともづくものであるのかが、うまく説明がつかない。



ところで、ここで、どうして福原長者原遺跡の政庁Ⅱ期が大尺でつくられているのか、小尺でつくられているのかを検討するのかを説明しておきたい。

和銅6年（713）2月19日の格によると「其地を度るに六尺を以て歩と為よ」とあり、度量衡の改定がおこなわれた。雜令⁽⁶⁾の「凡そ地を度るに、五尺を歩とせよ。三百歩を里とせよ」の改定であり、1歩が5大尺とされてきたものが、1歩の長さを変えずに、6小尺とするようにしたもので、土地を測る尺度、度地尺としてのみ使用が認められていた大尺の使用停止と小尺への統一を意味するもので、それまで土地の計測などには大尺を使い、それ以外のものには小尺を使っていたものが、これ以降、すべて小尺に統一されることになったことを意味する。

このとおりであれば、福原長者原遺跡政庁Ⅱ期がすべて小尺で設計されていたら、和銅6年（713）の度量衡改定以降の造営となる。また、地割に大尺を用い、建物の設計などに小尺を使っているならば、それ以前ということになる。そのことを確認するため、様々な箇所がどういった尺度を用いているのかを検討してきた。

いまだ、明確なことは言えないが、福原長者原遺跡政庁Ⅱ期の中核やその周辺施設などの大きな地割は大尺でおこなわれている可能性が強い。そして、個々の建物の設計や施設の大きさは小尺が使われているとみて問題はない。すなわち、大尺と小尺と併用している段階に造営されたとみてよいのではなかろうか。

ところで、5大尺をもって1歩となす制度は大宝令からで、それ以前は6大尺をもって1歩であった。大溝S D 050に囲まれた範囲の東西幅400大尺は、5大尺1歩では、80歩となるが、6大尺1歩だと、66.6歩となり整数値が得られない。大宝令以降とみなすのが適当である。

さきに、福原長者原遺跡政庁Ⅱ期は、空闊地や大溝をもつことから藤原宮をモデルにしていることを指摘した。そこで、平城宮の造営年代まで下がるとは思われない。その造営年代の下限は平城遷都の和銅3年（710）前後に求めることができる。福原長者原遺跡の政庁Ⅱ期の造営年代は、大宝令が制定された大宝元年（701）以降、平城遷都までの約10年間に限定するのが適当である。

なお、福原長者原遺跡の政庁などがすべて小尺で設計されているということになると、和銅6年（713）を遡りえないことになり、空闊地と大溝を備えた藤原宮をモデルにしているという造構の解釈とも整合しない。また、わずかながら柱穴などから出土している須恵器の年代も、7世紀末から8世紀はじめと考えられており、出土遺物との年代的な齟齬も生じることになる。また、その他にも、小尺で説明がついた政庁中核の回廊状造構S A 030の東西幅400小尺、大溝S D 050も含めた全体の東西規模510小尺は、6尺1歩の制で整数値が得られず、この数字が何にもとづくものなのかの説明もできない。

迂遠な説明を続けてきたが、福原長者原遺跡の政庁Ⅱ期の造営年代は、藤原宮をモデルにしていることから、それ以降の年代が考えられる。とくに造営尺の問題から、大宝令（701年）以降の年代とするのが適切である。そして、平城遷都（710年）以降であれば、どうして藤原宮をモデルにしたのかが説明がつかないので、平城遷都以前の約10年間に限定するのが妥当である。

そうすると、大宰府の政庁Ⅱ期が整備されるのは、政庁正殿などの基壇から出土した土器などから、平城遷都後（710年代後半）と考えられているので、それ以前に、豊前国に大宰府をしのぐ規模と施設をもった官衙遺跡が存在したことになる。このことは、当時の古代国家が、西海道諸国をどのように支配しようとしていたのかを考えるうえで、興味深い事実となるであろう。



ところで、福原長者原遺跡では、このようなⅡ期の政庁に切られるかたちでⅠ期の政庁が見つかっている。いまだ建物など配置の状況は判然としないが、東と西、北で区画溝 S D 055 が検出されている。

最後にⅠ期の造営尺について検討しておこう。Ⅰ期の区画溝 S D 055 で囲まれた空間の幅は、九州歴史資料館による調査（第3次調査）で、東と西の溝が確認されており、実測値で検討できる。東西幅は溝心々間距離 124.8m、溝の内側と内側の距離で 121.8m、その外側に溝が幅 3 m、溝の外側と外側で計測すると 127.8m である⁽⁷⁾。溝心々間距離 124.8m は 350 大尺（1 尺 = 0.356m）、溝の外側と外側の距離 127.8m は 360 大尺（1 尺 = 0.355m）である。大宝令から 5 大尺 1 歩の制度がはじまり、それ以前は、6 大尺 1 歩であったことを述べた。溝の外側と外側の距離は 360 大尺であり、6 大尺 1 歩では、60 歩となる。当時は 300 歩が 1 里であったので、その 1 / 5 に設計されたとすれば、説明がつく。溝心々間距離も 350 大尺であり、5 大尺 1 歩であれば、70 歩となるが、1 里 300 歩との関係がつきにくいので、溝の外側と外側に基準をおき、大尺を用いた設計がなされたと考えるのが自然である。Ⅱ期に先行することから、大宝令以前、すなわち 7 世紀後半の造営とみて問題はない。

いずれにしても、8 世紀前半に造営された政庁Ⅱ期に先行する政庁Ⅰ期が存在することは、古代国家形成期の地域支配を考えるうえで重要である。福原長者原遺跡は、Ⅰ期、Ⅱ期と遺構の連続した変遷を検討することができ、古代国家の成立期の地域支配の展開過程を具体的に考えることができるということで、きわめて重要な遺跡であることをあらためて確認しておきたい。

註

- (1) 岡田論「福原長者原遺跡第3次調査」『東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告』13 九州歴史資料館 2014 年、岡田論「福岡県・福原長者原遺跡の調査について」『日本考古学』38 日本考古学協会 2014 年。
- (2) 條例にあたっての詳細な数値は、調査を担当した九州歴史資料館岡田論氏から、ご提供いただいた。
- (3) 「大宝令」は現存しない。そこで、ここでは『養老令』雜令を引用するが、「大宝令」でも、ほぼ同様の条文があったと推定されている。
- (4) 井上和人「古代都城制地割再考」『古代都城制条里制の歴史的研究』学生社 2004 年。
- (5) 岡田論「福原長者原遺跡第3次調査」『東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告』13 九州歴史資料館 2014 年。
- (6) 註(3)に同じ。
- (7) 岡田論「福原長者原遺跡第3次調査」『東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告』13 九州歴史資料館 2014 年に掲載された図面からの計測値。

(4) 諸施設の構造と政庁の復元

南門の構造

Ⅱ期に位置づけられる南門 S B 001 は、三間一戸の八脚門であり、政庁の主門となる。回廊施設である回廊状遺構 S A 030 が東西に取り付いている。現状で南側付近に整地層の一部が残っていたが、明確な基壇の痕跡などは確認できていない。

S B 001 は桁行総長 8.52 m (28.4 尺)、梁行総長 4.92 m (16.4 尺)、入口となる正面中央間は 3.96 m (13.2 尺)、左右は 2.32 m、2.24 m である。既に親柱の部分が大きく削平を受けているが、現状で扉の取り付く中央の柱穴 2 基の掘方は一辺 1 m 程度の方形である。一方、南北の控柱の掘方は長軸 (南北) 1.8 ~ 2.0 m、短軸 (東西) 1.4 m の長方形となる。この S B 001 は、それぞれ柱穴



が重複する形で柱の据え直しが行われており、古・新期（A・B期）に分かれる。そのため、B期はA期柱掘方内の上部に新たに掘方を掘削し、A期は下部のみを残している。この状況からA期柱穴は、当初の掘り込みの深さや形状を把握することができる。例えば、門西端の南北の柱間では、南端の掘方の径が最も大きく床面付近でも幅1.1m、深さ1.25mあるが、親柱の中央では0.6m、深さ0.8m程度で規模は小さい。これは柱の残り具合に関係なく各所で共通している。そして、柱痕跡については控柱で径40cm程度ある。柱の深さがそのまま柱高に反映するとみれば、掘り込みの浅い親柱に対して掘り込みの深い控柱で支える上部構造を想定しなければならない。

西海道では、官衙における八脚門式の採用は大宰府政府跡中門、肥前国府跡南門、日向国府跡南門等にみられる。四脚門については、上毛郡衙の大ノ瀬官衙遺跡（上毛町）に類例がある。肥前国府跡は大きく4時期の変遷が捉えられているが、I期政府（8世紀前～中頃）は南北約68m、東西約64mの掘立柱の板塀で区画されて掘立柱の南門が取り付く（佐賀市教育委員会2006）。南門は八脚門に復元され、東西桁行約7.2m（24尺）、南北梁行約4.4m（14.5尺）となる。さらに、III期（9世紀前半）の礎石式の門は東西桁行9.73m（33尺）、梁行総長5.13m（18尺）、中央間4.13m（14尺）で切妻造の八脚門が復元される。限られた事例だが、西海道における8世紀第1四半期の掘立柱式の八脚門としてみれば、本遺跡は大規模である。

また、門の建築上の特徴として柱の据え直しがある。柱穴の断ち割りでは、掘方に新たに掘り込んだ柱穴掘方を確認したが、上下の柱痕跡は礎盤石で分断されていた。下部のA期柱痕跡は粘土質の状態であり、柱の切り取りと理解される。そして、この柱の下部のみを残して、新たにB期柱穴を掘り込むが、その最下面（A期の柱根上面）には沈下を防ぐためか礎盤を置いている。ただし、掘方埋土に大きな攪乱は無く、通常の柱の抜き取りや切り取り方法とは異なる可能性が高い。

回廊状遺構

回廊状遺構S A 030は、I期区画溝S D 055の廃絶後に構築される。南門S B 001の親柱と外側柱列とが柱筋を通しており、一体となってII期政府の空間を囲繞する。そして現状では117.8m（400小尺）の正方形に復元できる。政府南面では、南門から西角まで23間分を検出した。桁行柱列の柱間は2.15～2.60m、梁間については、1.85～2.05mである。ただし、内外の柱穴梁行の柱筋が全て通る状況ではない。南西隅では、東から延びる外側柱列が2.30m前後の当間で隅に至ってそのまま等間隔で北へ折れるのに対して、内側柱列は隅までの4間分で柱間を短くして隅部の調整を行っている。柱穴掘方については、外側で一辺約1.0m程度の方形、深さ約1.0m、内側で一辺約0.8mの方形、深さ約0.7mとなる。柱痕跡は外側が径30cm程度で内側よりも大きい。この状況から、少なくとも南門親柱と柱筋を通す外側柱列（板塀）を内側柱列が支えるような構造が想定される。なお、回廊状遺構の内外には雨落溝S D 070・071が並走しており、本遺構の上部には屋根等を想定することができよう。

掘立柱式の回廊状遺構の類例には、伊予・久米官衙遺跡群が挙げられる。7世紀第3四半期を中心とする東西100m前後、南北98m前後の方形で政府を囲繞し、八脚門の南門に取り付く形となる。そして本遺跡と同様に、回廊状遺構の外側には区画溝がめぐる。一方、8世紀第1四半期後に造営されたII期大宰府政府では、南門から正殿に取り付く回廊は基壇上に構築される。桁行3.9m、梁行4.65mと大きく内外の礎石の大きさも均一で通常の回廊に復元される。なお、ほぼ同時期の鴻臚館II期や肥前国府I期は、いずれも1本柱列の板塀である。このように西海道諸国にも



類例は無く、回廊施設の形態からみても異質であり、時期的にも限定される。

正殿地区の大型建物

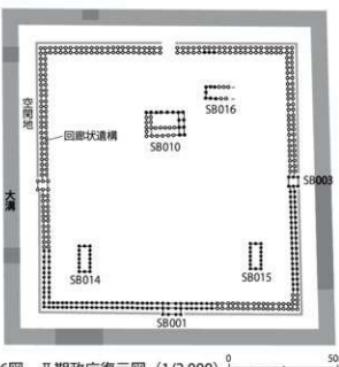
政庁内中央北側で確認した S B 010 は、東側と南側に廟を持つ 7 間 × 3 間の規模に復元される。南門と同様に、柱穴掘方に梢円形の掘方が重複しており、南門 S B 001 と同時期に位置づける根拠となる。建物の廟部総長は 10.24 m、東側の南北 3 間で柱間は 3.40 m ~ 3.43 m、廟と身舎の柱間は 2.64 m である。身舎北側の桁行にあたる柱列は一番西側の柱間が 2.00 m と極端に短いが、それ以外は 2.52 m (8.5 尺) ~ 2.64 m (8.9 尺) で、柱痕はいずれも径 40 ~ 45 cm 程度ある。廟部の柱間が 11 尺以上、柱痕跡が 40 cm を超える政庁域では大型の建物である。政庁内の中央北側にはほぼ位置しており、正殿に比定できる可能性もあるが、建物規模や配置が確定できておらず即断できない。また、南門と回廊状遺構で割り出した中軸線ともずれる。

西海道における 8 世紀第 1 四半期頃までの政庁諸施設の配置をみると、初期国府の代表である筑後国府跡 I 期古宮国府では、正殿は政庁内の一番北に位置しており前殿がある。ほぼ同時期の大宰府政庁 I 期新段階では、正殿下位に重複する長舎状の東西棟建物 S B 120 は板塀と一体となった構造である。多少時期が下る肥前国府跡においても、政庁前面に前殿を配置する。注意されるのは、西海道において正殿の背後に後殿を置くのは II 期大宰府政庁以後のことである。

政庁の復元と課題

II 期政庁は、南門 S B 001 を中心に回廊状遺構を取り付き、さらに外側に区画溝 S D 050 が廻る。南門は格式高い三間一戸の八脚門であり、板塀が想定される回廊状遺構は一辺 117.8 m (400 尺) で政庁の四方を囲繞する。この回廊状遺構から区画溝までとの距離は 11.8 m あり、溝内側の空間を意識した構造である (第 66 図)。そして、この政庁は南東から北西に舌状に延びる丘陵端部に設置されており、西には急激に落ち込む谷部が入る。また、政庁前面には施設の痕跡とみられる南北溝のみで、それ以外の施設を確認できていない。区画溝 S D 050 が南門の前を通過するか否かは不明で、現状では政庁の正面に儀礼などに関わる広場等の空間を想定することもできる。

政庁内の施設については、南門を中心に対称地点に置かれる東西棟建物 S B 014 や S B 015 は東西脇殿とみられる。一方、正殿地区では、大型廟付建物 S B 001 が正殿に比定される可能性がある。ただし、回廊状遺構と南門によって割り出される中軸線とはズレた位置にある。ただし、この時期の国府は定形化する以前であり、多様な形態を考慮する必要がある。筑後国府跡 I 期古宮国府、肥前国府等はいずれも前殿が存在し、後殿の出現は 8 世紀後半頃である。本遺跡の II 期政庁においても前殿の存在は十分に想定でき、また政庁の中央に正殿が置かれている可能性もある。このほか、東方に置かれた東西棟建物 S B 016 との関係も考慮する必要があろう。



III 期政庁の S B 002 は門型式からみれば 第 66 図 II 期政庁復元図 (1/2,000) 0 50m



八脚門だが、桁行総長7.24 m（約24尺）、梁行4.92 m（約16尺）程度に縮小する。また、柱穴の規模は小さく柵（板塀）S A 033に北側の控え柱が取り付き、突出した門となる。そのため、S B 001とは構造的・機能的に異なる可能性が高い。これはⅡ期政庁の儀礼空間としての機能と継続性に関わる問題でもある。

調査では政庁域の範囲確認が中心であり、正殿地区を中心とする中枢施設の確定に至っていない。だが、現状の地形をみる限り政庁内の各遺構が遺存する可能性は高いと言える。また課題としては、この官衙施設と共に政治機能を構成した曹司等の実務官衙の確定がある。本政庁は、南東から北西に延びる丘陵端部に位置しており、独立した政庁でもみえるが後背には広い丘陵地が展開しており、関連する官衙施設が存在する可能性は高い。このような視点を継続させながら、福原長者原遺跡の古代官衙としての位置づけを明確にする必要がある。

（5）福原長者原遺跡の歴史的特質

西海道諸国との対比

福原長者原遺跡の政庁が主体となる時期は、7世紀末から8世紀第1四半期頃であり、歴史事象に照らせば、大宝元年（701）の大宝律令制定や平城京遷都が進められた日本律令国家の成立期にあたる。西海道では筑紫大宰府を中心とした軍事機能と外交機能の確立を経て、政治機構整備が進められた。そして、大宝律令によって令制大宰府が正式に発足した。西海道諸国の動向をみると、持統朝期の690年頃には筑前・筑後・肥前・肥後、豊前・豊後、日向の七国に分割され、さらに大宝2年（702）に薩摩國が、和銅6年（713）に日向國から4郡を分けて大隅國が成立した。この和銅年間頃までには、大宰府を中心とする西海道九国三島制が成立したと考えられている。

西海道諸国において、律令成立期の政庁関連遺構が確認されているのは、大宰府政跡、筑後国府跡、日向国府跡等がある。大宰府政跡では8世紀第1四半期後半に礎石建物のⅡ期政庁が成立したが、その下層では直前まで続くⅠ期遺構がある。このうち正殿下位では、Ⅰ期新段階の長舎状の南面建物S B 120が確認されている。柵S A 110（板塀）が取り付き、後背に溝S D 125が並走している。そして、正面に南北棟建物S B 121が置かれている。建物様式として見た場合、Ⅱ期政庁とは大きな相違がある^⑮。

7世紀末の筑後国成立期に位置づけられる筑後国府跡・Ⅰ期古宮国府は、2条の区画溝と築地塀（土塁）に囲まれた南北170 m、東西約80 mの方形状の区画内に施設がおかれていた（第67図）。出典：久留米市教育委員会2008『筑後国府跡（1）』久留米市文化財調査報告書第271集）。正殿は北側築地の内側溝S D 3386に接する位置にあり3回の建替が確認されている。このうちⅠ-C期のS B 3390は桁行8間×3間（あるいは2間）で桁行総長23.2 m、梁行総長6.6 mとなる。さらに前殿S B 4059と東脇殿4062・4086で構成されるが、西脇殿については不明である。この政庁は南北に長大で二重の区画溝に築地が伴うなど、全国的にみても類例がない構造である。

日向国府跡では、近年の調査によって国庁の規模や変遷が明らかになりつつある。このうち、前身官衙とされる長舎状建物で構成される政庁が確認されている（西都市教育委員会2015他）。長舎建物は2棟が並列するが、このうち西側南棟のS B 080は桁行11間（あるいは12間）×梁行2間で桁行総長24.5 m、梁行総長3.60 mである。そして、板塀S A 085が取り付く。また中央

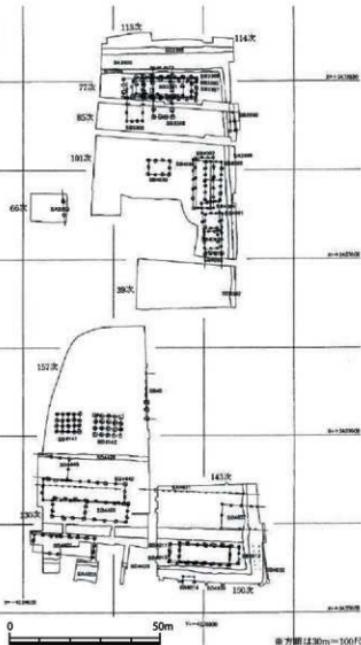
北には「前身官衙主殿」・廂付建物SB 030が配されている。現状で復元でき(A)る政府中軸線を折り返した政府の東西範囲は51.8m(170尺程度)であるが、上層の日向国府との時期的整理や児湯郡衙との関係を含め慎重に検討されている。

以上のように、西海道の国府級以上の施設では、7世紀末から8世紀第1四半期の段階とそれ以後では政府の構造に大きな違いが認められる。特に8世紀中頃には、長棟化した東西脇殿の中央北側に正殿を配置する「朝堂院型」や「コの字型」がみられるようになる。ただし福原長者原遺跡は、より古い8世紀第1四半期のⅡ期大宰府政府成立以前に位置づけられる。巨大な八脚門に回廊状造構が取り付き、区画溝がめぐる東西140m四方の政府は明らかに通常の諸国の国府とは規模が異なる。唯一俎上に挙がるのは筑後國府Ⅰ期古宮國府である。この国府は7世紀末、筑紫国が分割された際、北の大宰府と機能分化するように南の要衝に置かれた初期の筑後國府と評価されている。そのようにみれば、福原長者原遺跡Ⅱ期政府についても海路で都に直結する瀬戸内に面した要衝に置かれている。

豊前国における福原長者原遺跡の位置

福原長者原遺跡は、旧豊前国仲津郡に所在する。豊前国府の所在に関する記録は、『和名抄』に「國府在京都郡」とあるのが唯一である。ただ近世以降、豊前国府は国分寺に近接して惣社が祀られている仲津郡内の国作周辺に想定されてきた。その一方で、歴史地理的の考察によって京都郡や仲津郡内に求める意見もあったが、現在のみやこ町惣社・国作地域において、大型掘立柱建物や土器・陶磁器類、瓦類等が多量に出土したことと豊前国府について具体的な資料が得られたのである。

この豊前国府跡の調査では、大きく第Ⅰ期～Ⅴ期に区分された。このうち第Ⅱ期(8世紀中葉～9世紀中葉)に政府南西隅付近に大型建物がみられ、第Ⅲ期(9世紀後葉～10世紀後葉)には東脇殿とみられる南北棟建物や八脚門が確認されている。そして西の惣社地区では、7世紀から13世紀頃の掘立柱建物が180棟程度検出され、北側には幅12mの直線道路が確認されている。地区の南には豊前国分寺や上坂庵寺等があり、北へ延びる丘陵地が仲津郡域の中心であったことが分かる。では、福原長者原遺跡の政府が、この豊前国府の初期の姿として直接的な繋がりを想定することは



第67図 I期筑後國府(久留米市教委2008より)



可能であろうか。現状で確かなことは、出土遺物の上では時期的前後関係を含め両遺跡は継続するが、みやこ町の豊前国府跡では8世紀代の中枢施設が未確認である。ただし、西海道では筑後国府跡に代表されるように、諸国における数度の国府移転の可能性は確かに存在する。そのため豊前国においても同様の視点を持つ必要がある。特に福原長者原遺跡では、8世紀第2四半期のⅢ期になると、大規模な八脚門や回廊状遺構の廃絶などから、政庁の規模は縮小し機能も変化したことは確かである。つまり、この時期に現在地の豊前国府へ政庁の機能が移転した可能性はある。その場合、福原長者原遺跡の政庁が活動している8世紀前半のある段階で、豊前国府の造営が開始されたことになるが、豊前国府跡出土の鴻臚館系軒先瓦は時期的にみても大きな矛盾はない。この状況から、2つの政庁は8世紀第2四半期頃に重複している可能性が高いことも意識しておく必要がある。

あらためて京都平野全体を俯瞰すれば、官衙関連施設として草野津がある。草野津は、「類聚三代格」延暦15年(796)の太政官符によれば、天平18年(746)に国物を海上へと運びだすことを禁じており、この時期までには既に津として機能していた。遺跡の上では、行橋市延永ヤヨミ園遺跡がその一部に含まれる可能性が高い(九州歴史資料館2015)。「天平六年」銘木筒をはじめ、京都都大領の可能性がある「京都大」銘墨書土器、「津」銘の墨書土器が出土している。こうした古代の港湾施設に近接した位置に福原長者原遺跡があることも注意されよう。本地域では、8世紀前半代の平城宮式軒先瓦が出土していることから、8世紀前半代に中央政府との緊密な政治的関係も想定されるのである。

そのようにみると、福原長者原遺跡が後の豊前国府が担った機能を備えていた可能性は高い。ただし、律令国家成立期の西海道に造営された巨大な政庁としてみれば、異質である。その施設構造から見れば、藤原宮や陸奥・郡山遺跡、伊予・久米官衙遺跡など、律令国家の要衝に置かれた国家的政治施設との関係も深い。あえて西海道の豊前地域からその関連を求めるならば、海路を介して半島・大陸を望んだ大宰府政庁や南方の要衝として置かれた筑後国府I期古宮国府のように、瀬戸内の海路と繋がる陸路の要衝に置かれた初期律令国家の重要な官衙であったと評価される。

註

(1) 例えば、大宰府機構を構成していた鴻臚館でもⅠ期とⅡ期の政庁様式が異なる。鴻臚館は南館と北館で構成されるが、この時期は夷館と呼ばれた。Ⅱ期において同一規模の北南館が成立するが、Ⅰ期南館は長倉状の建物である。

参考文献

- 九州歴史資料館 2002『大宰府政庁跡』
- 九州歴史資料館 2014『福原長者原遺跡第3次調査・福原寄原遺跡第2・3次調査』「東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告－13－」
- 九州歴史資料館 2015『延永ヤヨミ園遺跡－IV区Ⅰ－』一般国道201号行橋インター関連関係埋蔵文化財調査報告書 第3集
- 九州歴史資料館 2015『延永ヤヨミ園遺跡－IV区Ⅱ－』一般国道201号行橋インター関連関係埋蔵文化財調査報告書 第4集
- 西都市教育委員会 2015『日向国府跡』平成26年度発掘調査概要報告書
- 佐賀市教育委員会 2006『国史跡 肥前国宇佐保存整備事業報告書』佐賀市文化財整備報告書 第1集
- 杉原敏之 2011『大宰府と西海道国府成立の諸問題』「古文化論叢」第65集(4) 九州古文化研究会
- 杉原敏之 2012『大宰府と西海道国府の成立』「古代文化」63号-4 古代學協會
- 津川大祐 2014『日向国府跡の調査－平成23・24年度調査の概要』「条里制・古代都市研究」第29号 条里制・古代都市研究会
- 行橋市史編纂委員会 2003『行橋市史 上巻 自然・地理 原始・古代』



第VIII章 総 括

(1) 調査成果

これまでの調査の結果、福原長者原遺跡がその規模、形態、造営時期などにおいて、当該期的一般的な国府政庁とは一線を画す官衙遺跡であることがわかつてきたり。

①官衙の規模 政庁を囲む区画溝の外側の計測値はⅠ期政庁が東西 127.8 m、南北 135 m以上、Ⅱ期政庁は東西 150 m、南北 150 mであり、一般的の国府政庁と比較すると格段に大きく、政庁域の面積では九州全域を統括する大宰府政庁に迫る規模である。

②官衙の形態 Ⅱ期政庁は政庁を囲む空閑地や大溝の存在から、宮城県仙台市の郡山遺跡と同じく平面プランは藤原宮をモデルとした可能性があり、また愛媛県松山市の久米官衙遺跡に共通する回廊状遺構が開続するなど、一般的の国府政庁とは形態的にも様相を異にする官衙である。

③官衙の時期 遺物や造営尺の検討からⅡ期政庁は 8 世紀第 1 四半期の造営と考えられ、Ⅰ期政庁はそれを遡ると推定される。福原長者原遺跡は令制国における国府の整備に先行し 7 世紀末頃に造営され、8 世紀前半まで機能し、中頃に停廃した官衙だと考えられる。

以上のことから福原長者原遺跡は各地の国府政庁に先行して成立し、その機能も国府を凌駕するものであった可能性もある。記録が無いことから官衙の性格を明確にはしえないが、大宰府とも連携し、国の領域を超えて九州北東部の政治、軍事を掌握する行政府として設置されたのではないだろうか。政庁には八脚門を構え、周囲に大規模な溝を廻らすことから、この官衙が高い格式を備えるとともに、防御面にも重きを置いていた施設であったことが窺える。

こうした官衙がこの場所に設置されたのは豊前北東部の地理的特性によるところが大きいと思われる。律令国家の成立期、九州は国防や外交の最前線を担う要地でありながら、南部を中心にその統治は未だ不安定であり、7 世紀から 8 世紀にかけて隼人の反乱も繰り返された。また遠隔地で中央の統制が及び難いこともあり、磐井の乱や藤原古蔵の乱に象徴されるように、中央の政策に不満を抱く勢力が挙兵することも度々あった。こうした状況のもとで、外交や国防政策に直結する九州の安定した統治体制の確立は、律令国家にとって喫緊の課題であった。

中央の政権に対して、概して独立性の強い九州にあって福原長者原遺跡のある豊前京都平野は長崎県の比定地であり、九州最古級の畿内型前方後円墳である石塚山古墳や、延永ヤヨミ園遺跡の導水施設などに示されるように、古くから政治的にも文化的にも畿内政権と親和性の強い地域であった。また瀬戸内海航路の要港、草野津を擁す海上交通の拠点でもあり、律令国家にとっては九州支配のための重要な足場であったと考えられる。本遺跡の南西 5 km に 7 世紀後半、古代山城の中でも堅壁とされる御所ヶ谷神籠石が築かれたのも、この地域を重視する中央政権の意思の表れといえよう。また福原長者原遺跡は今では内陸部にあるように見えるが、当時は遺跡の西侧を流れる今川を 2 km ほど下れば古代の入江に至り（第 1 図・第 2 図）、瀬戸内海を介して畿内との連絡も容易であった。このことこそこの場所に官衙を営んだ理由の一つであろう。

九州の入口にあたる豊前北東部を掌握することは西海道統治に欠くことのできない要件であり、福原長者原遺跡は、律令国家の九州支配の橋頭堡でもあったと考えられる。周囲を大溝で囲んだのは政庁の莊厳化と同時に、西海道統治の前線基地とする意識があったのかもしれない。『八幡宇佐



『宮御託宣集』などには養老 4 年（720）、豊前守宇努首男人が隼人征討に將軍として活躍したことなどが記される⁽¹⁾。おそらくこの時期にはまだ、みやこ町の豊前国府は造営されておらず、豊前国の司令塔は福原長者原の官衙であったと考えられ、この官衙が果たした軍事的役割の一端が窺える。

福原長者原遺跡は、律令国家に成立期にあたる 7 世紀末頃に西海道統治の重要な拠点として設置され、8 世紀中頃まで維持された大規模な官衙政庁であり、律令国家の西海道統治過程とそれに伴う行政機構の変遷を研究する上で極めて重要な遺跡である。

（2）課題と展望

文字通り豊前国を代表する遺跡が、豊前地域にとって念願であった東九州自動車道の建設が契機となって姿を現した。用地買収も完了し、高速道路の路線の変更が不可能な中で、遺跡の保存について西日本高速道路株式会社、福岡県教育委員会文化財保護課、九州歴史資料館、市高速道路対策室、市教育委員会で協議が重ねられた。その結果、遺構の上に十分な保護層を置いて保存した上で高速道路を建設することとなった。この結果、文化財の活用面で支障をきたすことになってしまったのは否めないが、遺跡そのものを未来に遺すことができたのは幸いであった。

これまでの調査で政庁の規模と範囲、建物配置の概略、官衙の時期と変遷などが把握できた。しかし、政庁の構造の詳細や機能の把握には更に調査が必要であり、曹司などの関連施設も未確認である。また南門南側の道路痕跡の位置づけや、駅路とこの官衙の関係も不明確である。これらについては今後、遺跡の周辺部も含めた確認調査を積み重ねていくことで解明していきたい。また一般的の国府政庁とは一線を画するこの官衙が、具体的にどのような機能を有していたのかについては、関連諸分野も含めた今後の研究の進展を待ちたい。さらに本遺跡の約 2 km 南東で確認されているみやこ町の豊前国府跡との関係も大きな課題であるが、これまで蓄積された豊前国府跡の調査成果の詳細な分析や、今後の両遺跡の調査の進展によって整理していくものと期待される。

遺跡の保存と活用は最も大きな課題である。行橋市では福原長者原遺跡の歴史的重要性や地域との関わりを多くの方に知っていただきため、平成 26 年度に八脚門が確認された遺跡の南側の高速道路用地 972 m²を日本高速道路保有・債務返済機構に占用許可をいただき福原長者原遺跡南門広場として整備した。市としては、全国的にも貴重なこの遺跡の全域を大切に保存し未来に伝えていくことが重要だと認識している。さらに保存の先には、この遺跡を市民や来訪者が現地で歴史を感じできる場、地域の歴史や文化の魅力を発信する場として活用していく施策が必要だと考えている。

この遺跡の保存と活用を実現するために、これまで福原長者原遺跡調査指導委員会、文化庁、福岡県教育委員会と重ねてきた協議をふまえ、福原長者原遺跡の国史跡指定を目指したいと考えている。今後は土地の所有者や関係機関、地域の人たちをはじめ多くの市民にこの遺跡の価値や保存の重要性をご理解いただき保護への協力を得ていきたい。そのためにも様々な方法で福原長者原遺跡の情報発信を行い、この貴重な史跡の保存と活用を推進していきたいと考えている。

註

- (1) 「続日本紀」には中納言正四位下大伴宿禰旗人を征隼人侍節大将軍、授刀助從五位下笠朝臣御室と民部少輔從五位下巨勢朝臣真人を副将軍としたとあり、宇努首男の名は見えない。「万葉集」巻 6 に神龟 5 年（728）豊前守宇努首男人が香椎廟に参拝した際の歌があり、国司の任期を考慮すると、養老 4 年（720）には男人はまだ豊前守ではなかったかもしれない。ただし官職は別として男人が豊前の軍團を率いて征隼人軍に加わった可能性は否定できない。



図 版







図版 1



福原長者原遺跡（手前）と豊前国府跡（奥）空撮（北西から）

図版2



1. 政府域 空撮（上が北）



2. SB010 空撮（上が北）



1. SB010・011・018 空撮（上が北）



2. SB010 東側（北から）

図版4



1. SB001・002 (北から) *



2. SB012 (南から) *



図版 5



1. SBO14（南から）*



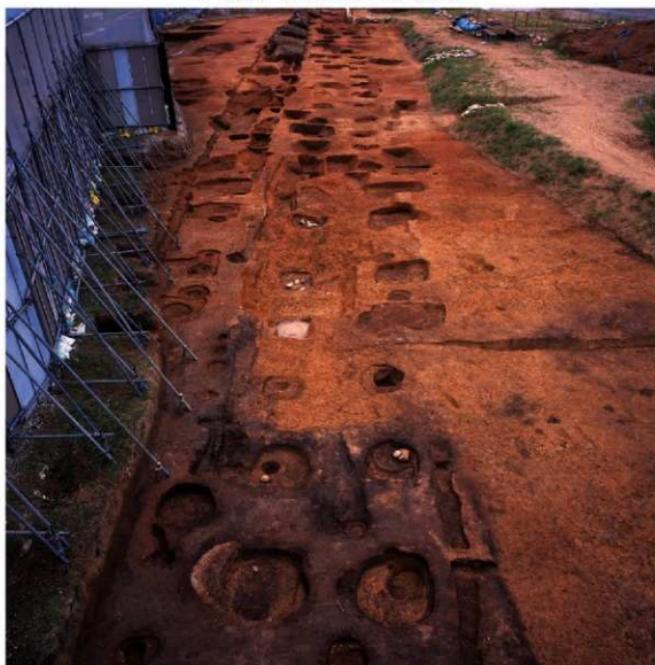
2. SBO15（南から）*



図版6



1. SBO16・017、SA038・039（東から）



2. 第3次 SA030 南側（東から）*



1. SB010 (北東から)



2. SB010・011・018 (東から)



3. SB010・011 (西から)



4. SB010 柱穴断面 (北から)



5. SX170 断面 (北から)



6. SB001 柱穴 P9 断面 (西から) *



7. 第5次 SB003・004 (南西から)



8. 第5次 SB003 柱穴断面 SD055 断面 (南から)



図版8



1. 第5次 SB003〔Ⅱ期〕柱穴断面（南西から）



2. 第5次 SB003〔Ⅱ期〕柱穴断面（南から）



3. 第5次 SB003〔Ⅱ期〕柱穴断面（南から）



4. SB012 柱穴P3断面（東から）*



5. SB014 柱穴断面（南から）*



6. SB015 柱穴P1断面（北から）*



7. SB015 柱穴P3断面（北から）*



8. 第4-1次 調査区 空撮（上が北）



1. 第4-1次 調査区北側（南東から）



2. SB016・017（北から）



3. SB016・017（東から）



4. SB016・017（南から）



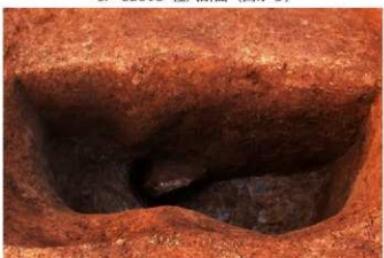
5. SB018 柱穴断面（東から）



6. SB018 柱穴断面（西から）



7. SB018 柱穴断面（東から）



8. SB021・022 柱穴P4断面（北から）*



図版 10



1. 第4-1次 SA030 柱穴断面（東から）



2. 第3次 SA030 柱穴 断面（西から）*



3. 第3次 SD070 断面（南から）*



4. 第3次 SD055 断面（南から）*



5. 第3次 SD055 断面（北から）*



6. 第4-1次 SD050 断面（南西から）



7. 第3次 SD050 断面（北から）*



8. 第3次 SD050 断面（南から）*



1. 第8次 調査区全景（南から）



2. 第8次 SD050（西から）



3. 第8次 SD050 断面（東から）



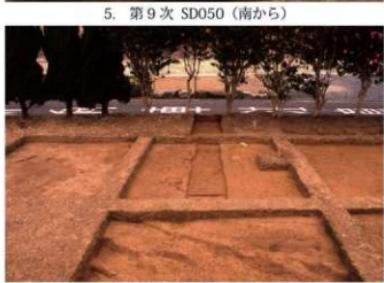
4. 第8次 SD050 断面（西から）



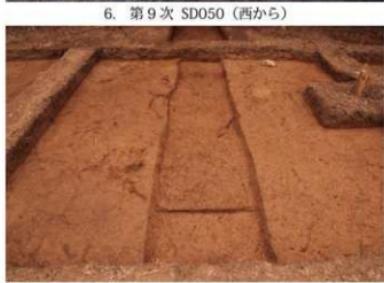
5. 第9次 SD050（南から）



6. 第9次 SD050（西から）



7. SD064（南から）



8. SD064 断面（南から）



図版 12



1. SD065 (南から)



2. SD063 (西から)



3. SH110 (南から) *



4. SE080 (北から) *



5. SE080 遺物出土状況 (北から) *



6. SK082 (南東から) *



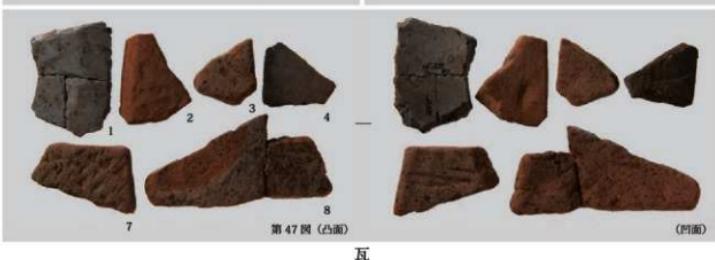
7. SK083 (東から) *



8. SX160 須恵器出土状況 (南から)



图版 13



瓦



定形砚

転用砚

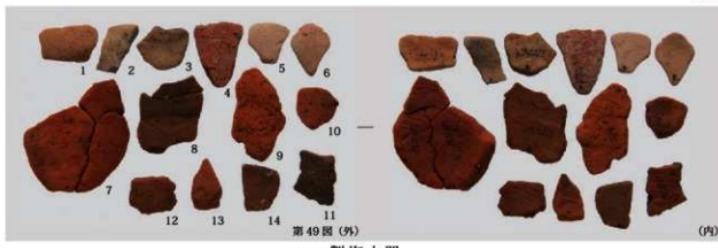


図版 14

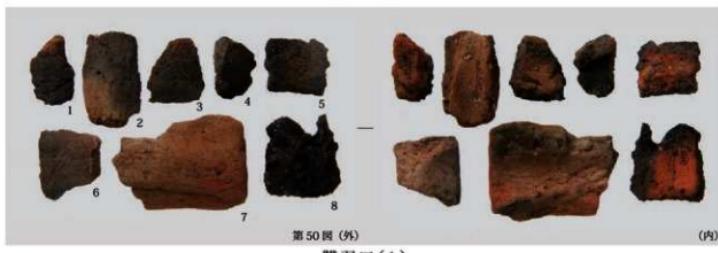




図版 15

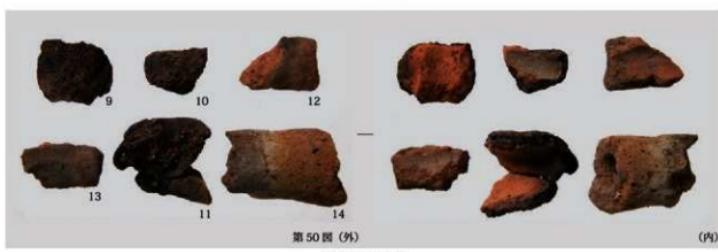


製塩土器



第50図(外)

轆羽口(1)



第50図(外)

轆羽口(2)



第50図(外)

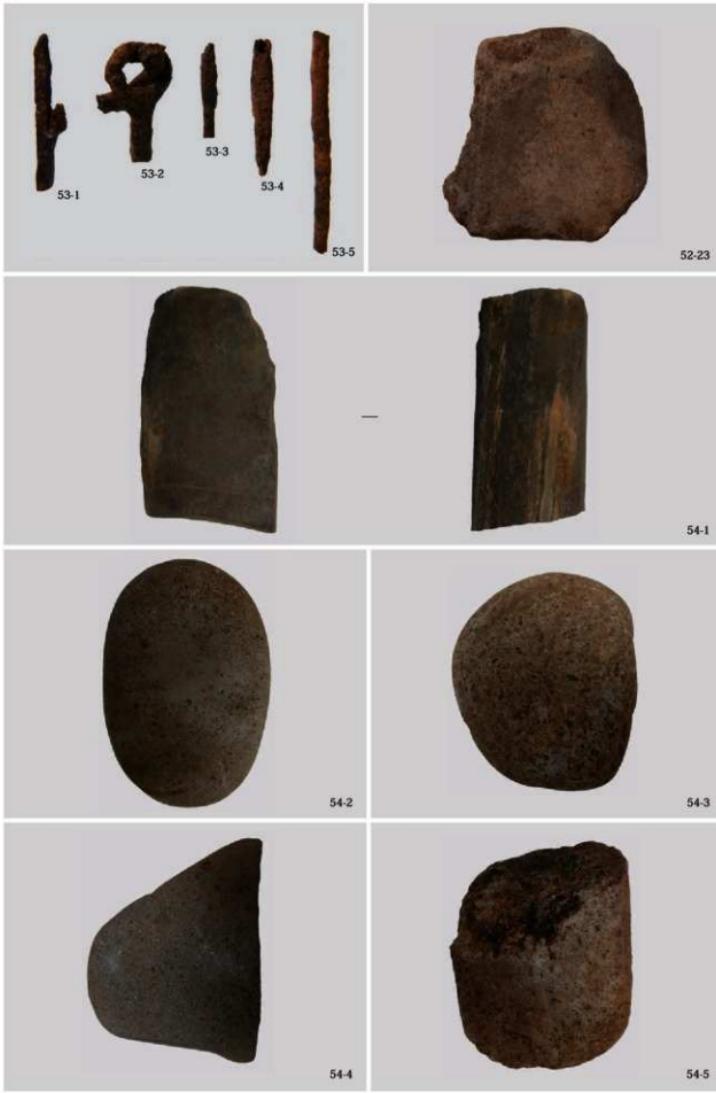
取瓶

製塩土器、鋳造・鍛冶関連遺物





図版 16



鋳造・鍛冶関連遺物、金属製品、石製品



報 告 書 抄 錄



福原長者原遺跡

行橋市文化財調査報告書 第58集
平成28年(2016)3月25日

発 行 行橋市教育委員会
福岡県行橋市中央1丁目1番1号
印 刷 はら印刷
福岡県行橋市大橋三丁目1番18号

